

行政機関職員定員法の一部を改正する法律（一八六）

七 都道府県農業会議が直接その本来の業務の用に供する不動産

第二百九十六条中「社会福祉事業振興会、」の下に「都道府県農業会議、全国農業会議所、」を加える。
 第三百四十八条第二項第十三号中「私立学校振興会」の下に「都道府県農業会議及び全国農業会議所」を加える。
 第四百六条第一項第二号及び第四百二十五条第一項第三号中「市町村農業委員会又は都道府県農業委員会」を「農業委員会」に改める。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律

（昭和二十九年六月十七日法律第百八十六号）

行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（各行政機関の職員の定員）

第二条 各行政機関の職員の定員は、左の表に掲げる通りとする。

行政機関の区分	定員	備考
本府 公正取引委員会 国家公安委員会 警察庁 国家消防本部 土地調整委員会	一、七二四人 二三七人 七、五四七人 一〇五人 一八人	うち九五五人は、警察官とする。

総理府	法務省	外務省
宮内庁 調達庁 行政管理庁 北海道開発庁 自治庁 防衛庁 経済審議庁	本省 司法試験管理委員会 公安審査委員会 公安調査庁	本省
計	計	計
一九、〇九九人	四一、八一八人 一〇人 一、六三七人	四三、四六五人 一、六五四人
	うち一〇、四五一人は、検察庁の職員とする。	

農 林 省	計	本省	厚生省	計	本省	大蔵省	計	本省
			文化財保護委員会					国税庁
水産庁	林野庁	食糧庁	本省	計	本省	計	本省	本省
七、三八四人	二〇、八三四人	一、三七〇人	四二、九三三人	六二、九二一人	六二、四九七人	七二、九六四人	二〇、九九五人	五〇、九六九人
うち六〇、〇〇六人は、国立学校の職員とする。								

郵 政 省	計	本省	運輸省	計	本省	通商産業省	計	本省
								中央労働委員会
本省	計	本省	本省	計	本省	本省	計	本省
一九、一五七人	二五、〇五八人	二五二、二二一人	海上保安庁	一〇、六五七人	船員労働委員会	一四、一六八人	特許庁	一二、二八八人
八五人	一七四人	五五人	海難審判庁	一七四人	捕獲審検再審査委員会	七三五人	中小企業庁	一五九人

労働省	公共企業体等仲裁委員会 公共企業体等調停委員会	計	建設省		計
			本省 首都建設委員会	計	
	一九人		一〇、一六七人		
	一一四人		一人		
		一九、三七五人			
					一〇、一六七人
					六三二、三二三人

2 前項に定める大蔵省の職員の定員の外、保税倉庫その他関税法規の適用上これに準ずる特殊の取扱をする場所に派出して税関の事務の一部を処理させるため、税関に必要な職員を置くことができるものとし、その定員は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、警察庁に關す 分は、警察法（昭和二十九年法律第六十二

号）（同法附則第一項但書に係る部分を除く。以下同じ。）施行の日から施行する。

2 国家地方警察の職員の定員は、四万五千二百七十九人とし、その定員をこえる員数の職員は、この法律（前項但書に係る部分を除く）施行の日（以下「施行日」という。）から警察法施行の日の前日までの間に整理されるものとし、それまでの間は、定員の外に置くことができる。
3 国家地方警察の警察官で管区警察学校及び警察大学校

に在在する者は、警察法施行の日の前日までの間は、二千六百人を限り、前項に定める国家地方警察の職員の定員の外に置くことができる。

4 改正前の行政機関職員定員法第二条第三項の規定に基づいて国家地方警察の職員として置かれた警察職員については、警察法施行の日の前日までの間は、第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 警察法施行の日の前日までの間は、警察を維持する町村が警察を維持しないこととなつた場合においては、第二項の規定にかかわらず、前項の警察職員の外、当該町村の警察職員を予算の範囲内において、国家地方警察の職員として置くことができるものとし、この場合の職員の定員は、政令で定める。

6 改正後の行政機関職員定員法（以下「新法」という。）第二条第一項の規定にかかわらず、調達庁の職員の定員は、昭和三十年六月三十日までの間は、三千七百四十八人とし、同年七月一日から昭和三十一年六月三十日までの間は、三千四百十六人とする。

7 新法第二条第一項の規定にかかわらず、文部省の本省の職員のうち国立学校の職員の定員は、昭和三十年六月行政機関職員定員法の一部を改正する法律（一八六）

三十日までの間は、六万三千三百六十九人とし、同年七月一日から昭和三十一年六月三十日までの間は、六万六千八百七十七人とする。

8 新法第二条第一項の規定にかかわらず、厚生省の職員の定員は、昭和三十年六月三十日までの間は、四万四千二百八十四人とし、同年七月一日から昭和三十一年六月三十日までの間は、四万三千八百六十六人とし、同年七月一日から昭和三十二年六月三十日までの間は、四万三千三百八十三人とする。

9 各行政機関の職員の数は、昭和三十年七月一日（警察庁については、警察法施行の日から十五月を経過する日の翌日）において、新法第二条第一項の定員（前三項の規定が適用される場合においては、これらの規定によつて置くことができる定員とする。）をこえないように、施行日から昭和三十年六月三十日までの間（警察庁については、警察法施行の日から十五月を経過する日までの間）に、整理されるものとし、それまでの間は、その定員をこえる員数の職員は、定員の外に置くことができる。

10 各行政機関においては、この法律の施行に伴い施行日（警察庁については、警察法施行の日）において新法第

- 二条第一項の定員（第六項から第八項までの規定が適用される場合においては、これらの規定によつて置くことができる昭和三十年六月三十日までの間の定員とする。）又はこれに基き定められる配置定数をこえることとなる員数の職員で、配置転換が困難な事情にあるものについては、政令で定めるところにより、昭和二十九年七月十五日までの間（警察庁については、警察法施行の日から三月を経過する日までの間）において、職員にその意に反して臨時待命を命じ、又は職員の申出に基いて臨時待命を承認することができる。
- 11 前項の規定により職員にその意に反して臨時待命を命じ、又はその申出に基いて臨時待命を承認する場合の手續については、人事院規則で定めるところによる。
- 12 臨時待命を命ぜられ、又はその承認を受けた職員（以下「臨時待命職員」という。）は、国家公務員としての身分を保有するが、職務に従事しない。
- 13 臨時待命職員は、その臨時待命期間中は、新法第二条第一項の定員（第二項及び第六項から第八項までの規定が適用される場合においては、これらの規定によつて置くことができる定員とする。）の外に置かれるものとする。

- 14 臨時待命職員には、その臨時待命の期間中は、人事院規則で定めるところにより、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基く俸給、扶養手当及び勤務地手当（一般職の職員の給与に関する法律の適用を受けない者である職員にあつては、政令で定めるこれらに準ずる給与）を支給するものとし、その他の給与は、支給しないものとする。
- 15 臨時待命職員は、左に掲げる区分により、臨時待命を命ぜられ、又はその承認を受けた日から起算して臨時待命期間の満了する日の翌日から当然に国家公務員としての身分を失ふものとする。

勤続期間による区分	臨時待命期間
六月以上三年未満の者	一月
三年以上五年未満の者	二月
五年以上七年未満の者	三月
七年以上十年未満の者	四月
十年以上十五年未満の者	六月
十五年以上二十年未満の者	八月
二十年以上の者	十月

16 前項の勤続期間の計算については、政令で定める。

- 17 臨時待命は、臨時待命職員が職員でなくなつた日からその効力を失う。
- 18 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第六条に規定する者である職員にその意に反して臨時待命を命ずる場合においては、同法同条の規定の適用はないものとする。
- 19 公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第一項但書の適用を受ける者である職員が臨時待命職員になつたときは、その臨時待命期間中、なお同法同条但書の適用があるものとする。
- 20 恩給法（大正十二年法律第四十八号）第四十条ノ二の規定及び国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第八十二号）第七条第四項の規定は、臨時待命期間については適用しない。
- 21 法制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。
- 第六条中「五十九人」を「五十七人」に改める。
- 22 会計検査院、法制局及び人事院においては、施行日において予算の減少又は定員の改正に伴い配置定数をこえる員数の職員で配置転換が困難な事情にあるものについて

- ては、常時勤務する国家公務員で一般職に属するもの（二月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）に、政令で定めるところにより、昭和二十九年七月十五日までの間においてその意に反して臨時待命を命じ、又はその申出に基いて臨時待命を承認することができる。
- 23 前項の場合において、会計検査院及び人事院については第十一項、第十二項、第十四項から第十七項まで及び第二十項の規定を準用し、法制局については第九項、第十一項から第十七項まで及び第二十項の規定を準用する。この場合において、第九項及び第十三項中「新法第二条第一項」とあるのは、「改正後の法制局設置法第六条」と読み替へるものとする。
- 24 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）附則第八条に規定する都道府県の職員及び警察法第五十六条に規定する地方警務官（以下「地方職員」という。）の数は、昭和三十年七月一日（地方警務官については、警察法施行の日から十五月を経過する日の翌日）において、地方自治法附則第八条の規定に基く政令（地方警務官については、警察法第五十七条第一項に基く政令）で定める定

員をこえないように、施行日から昭和三十年六月三十日までの間（地方警務官については、警察法施行の日から十五月を経過する日までの間）に整理されるものとし、それまでの間は、その定員をこえることとなる員数の職員は、定員の外に置くことができる。

25 この法律の施行に伴い施行日（地方警務官については、警察法施行の日）において、地方自治法附則第八條の規定に基く政令若しくは警察法第五十七條第一項の規定に基く政令で定める定員又はこれに基き定められる配置定数をこえることとなる員数の常時勤務する地方職員（二月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）で、配置転換が困難な事情にあるものについては、政令で定めるところにより、昭和二十九年七月十五日までの間（地方警務官については、警察法施行の日から三月を経過する日までの間）において、その地方職員にその意に反して臨時待命を命じ、又はその申出に基いて臨時待命を承認することができる。

26 前項の場合において、第十一項から第十七項まで及び第二十項の規定を準用する。この場合において、第十三項中「新法第二條第一項の」とあるのは、「地方自治法附

則第八條の規定に基く政令又は警察法第五十七條第一項の規定に基く政令で定める」と読み替えるものとする。

27 防衛庁設置法（昭和二十九年法律第六十四号）施行の日の前日までは、新法第二條第一項中「防衛庁」とあるのは、「保安庁」と読み替えるものとする。

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律

（昭和二十九年六月十七日法律第八十七号）

第一条 裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、一〇〇人」を「一、一〇二人」に「七二七人」を「七三〇人」に改める。

第二条中「二万五百十九人」を「二万二千六十六人」に改める。

第二條 檢察審査會法（昭和二十三年法律第四百十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「五百七十人」を「五百四十人」に改める。

第三條 奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和二十八年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

第六條 削除 附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 裁判官以外の裁判所の職員の数は、昭和三十年四月一日において、改正後の裁判所職員定員法第二条の定員をこえないように、この法律施行の日から昭和三十年三月三十一日までの間に、整理されるものとし、それまでの間は、その定員をこえる員数の職員は、定員の外に置くことができる。
- 3 この法律の施行に伴いこの法律施行の日において、改正後の裁判所職員定員法第二条の定員又はこれに基き定められる配置定数をこえることとなる員数の職員で、配

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律（一八七）

置転換が困難な事情にあるものについては、最高裁判所規則で定めるところにより、同年七月十五日までの間において、職員にその意に反して臨時待命を命じ、又は職員の申出に基いて臨時待命を承認することができる。

4 前項の規定による臨時待命については、行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第八十六号）附則第十一項から第十七項まで及び附則第二十項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」又は「政令」とあるのは、「最高裁判所規則」と、「新法第二條第一項」とあるのは、「改正後の裁判所職員定員法第二條」と、「一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは、「裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用される一般職の職員の給与に関する法律」と読み替えるものとする。

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（一八八）

四〇〇

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律

（昭和二十九年六月二十一日）
法律 第百八十八号

（この法律の目的）

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定を実施するため、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の特例を設けることを目的とする。

（用語の意義）

第二条 この法律において左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 派遣国 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定（以下「国連軍協定」という）第一条に規定す

る派遣国をいう。

二 国際連合の軍隊 派遣国の陸軍、海軍又は空軍で国連軍協定第一条に規定する国際連合の諸決議に従う行動に従事するために派遣されているものをいう。

三 国際連合の軍隊の構成員 国際連合の軍隊に属し、現に服役中の軍人で日本国内にある間におけるものをいう。

四 軍属 派遣国の国籍を有し、且つ、国際連合の軍隊に雇用され、これを勤務し、又はこれに随伴する文民で、日本国内にある間におけるもの（日本国に通常居住する者を除く）をいう。

五 家族 国際連合の軍隊の構成員又は軍属の配偶者及び二十一歳未満の子並びに父母及び二十一歳以上の子のうちその生計費の二分の一以上を当該国際連合の軍隊の構成員又は軍属が負担するもので日本国内にある間におけるものをいう。

六 軍人用販売機関等 派遣国の歳出外資金により国際連合の軍隊の使用する施設内に設置された諸機関のうち国際連合の軍隊が公認し、且つ、規制するもので、国際連合の軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの者の

家族（以下「国際連合の軍隊の構成員等」という。）の用に供されるものをいう。

（地方税法の特例）

第三条 国際連合の軍隊、国際連合の軍隊の構成員等及び軍人用販売機関等に対する地方税法の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第十七号。以下「行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法」という。）第三条の規定を準用する。

2 国際連合の軍隊又は国際連合の軍隊の構成員等の所有に係る自動車に対する自動車税又はこれらのものの所有に係る自転車に対する自転車荷車税の賦課徴収については、行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第四条の規定を準用する。

3 前二項の場合においては、行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条及び第四条中「合衆国軍隊の構成員等」、「合衆国軍隊」又は「合衆国」とあるのは、それぞれ「国際連合の軍隊の構成員等」、「国際連合の軍隊」又は「派遣国」と読み替えるものとする。

奄美群島復興特別措置法（一八九）

（証明の様式）

第四条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

附則

この法律は、国連軍協定の効力発生の日から施行し、同協定第二十一条4及び第二十二條4においてそ及されないこととされる場合を除き、同協定の最初の署名の日又はその日の後六箇月以内に同協定第一条に規定する同協定の当事者となる国については、昭和二十七年四月二十八日から適用する。

奄美群島復興特別措置法

（昭和二十九年六月二十一日）
法律 第百八十九号

（目的）

第一条 この法律は、鹿児島県大島郡の区域で北緯二十九度以南にある地域（以下「奄美群島」という。）の復帰に伴い、同地域の特殊事情にかんがみ、その急速な復興を図

四〇一

るとともに住民の生活の安定に資するために、特別措置としての総合的な復興計画（以下「復興計画」という。）を策定し、及びこれに基づく事業を実施することを目的とする。

（復興計画の内容）

第二条 復興計画は、左に掲げる事業につき定めるものとする。

- 一 公共土木施設の整備事業
- 二 土地改良事業及び林業施設の整備事業
- 三 つむぎの生産、製糖、水産等の主要産業の復興事業
- 四 文教施設の整備事業
- 五 保健、衛生及び社会福祉施設の整備事業
- 六 電力、航路及び通信施設の整備事業
- 七 はぶの類及び病害虫の駆除事業
- 八 前各号に掲げるものの外、奄美群島の復興に関し必要な事業

2 前項の復興計画は、おおむね五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならぬ。

3 第一項の復興計画には、道路整備費の財源等に関する臨時措置法（昭和二十八年法律第七十三号）第二条の規定

第四条 鹿児島県知事は、毎年度、その年度開始前までに、復興計画に基づき、これを実施するために必要な当該年度の復興実施計画を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

2 内閣総理大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ奄美群島復興審議会の意見を聞かなければならぬ。

3 前条第六項の規定は、第一項の規定により当該年度の復興実施計画を作成する場合に準用する。

（事業の実施）

第五条 復興計画に基づく事業のうち、別表第一に掲げるものは、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、鹿児島県知事が実施する。

2 復興計画に基づく事業のうち、前項に掲げるもの以外のものは、当該事業に関する法令に定のあるものについてはその定めるところにより、当該事業に関する法令に定のないものについては復興計画の定めるところにより、県又は市町村その他の者が実施する。

8 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項の重要港湾については、復興計画の定めるところによ

定による道路整備五箇年計画に基づく道路のほ、装その他の改築及び修繕は、含まれないものとする。

（復興計画の決定及び変更）

第三条 鹿児島県知事は、復興計画の案を作成し、内閣総理大臣に提出するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の復興計画の案に基づき、奄美群島復興審議会の審議を経て、復興計画を決定する。

3 前項の復興計画の決定は、昭和二十九年十月三十一日までにするものとする。

4 復興計画が決定された後、特別の必要が生じた場合においては、第一項及び第二項の例により、復興計画を変更することができる。

5 内閣総理大臣は、復興計画を決定し、又は変更したときは、これを鹿児島県知事に通知するものとする。

6 鹿児島県知事は、復興計画の案を作成する場合には、公立の文教施設の整備事業については、あらかじめ県の教育委員会から提出された当該事業に関する経費の案に基づいて、これと協議して定めるようにしなければならぬ。

（年度実施計画の設定）

り、国は、第一項の規定にかかわらず、同法の規定に従い港湾工事を行うことができる。

（経費の支弁及び特別の助成）

第六条 復興計画に基づく事業のうち、別表第一に掲げるものに要する経費は、予算の範囲内で、国が支弁する。

2 復興計画に基づく事業のうち、別表第二に掲げるものに要する経費については、国は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、県又は市町村その他の者に対して、予算の範囲内で、それぞれ同表に掲げる割合により、その一部を負担し、又は補助するものとする。

3 国は、左に掲げる復興計画に基づく事業で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するものに要する経費については、県又は市町村その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

一 奄美群島における産業復興のため必要な試験研究施設の整備事業

二 本土と奄美群島及び奄美群島内の各島を連絡するための地方公共団体の船舶及び通信施設の整備事業

三 はぶの類及び病害虫の駆除に必要な事業

四 水産、亜熱帯性農林作物の生産及び養蚕の振興に関

し必要な事業

- 五 前各号に掲げるものの外、奄美群島における民生安定のため必要な産業の復興に関する事業
- 四 国は、復興計画に基づく事業を実施する県が、復興計画の定めるところにより、左の各号に掲げる事業を行う者に対し資金を貸し付けるときは、その県に対し、当該貸付金額の十分の八に相当する金額の範囲内において、資金を貸し付けることができる。
 - 一 電気事業
 - 二 つむぎの生産事業
 - 三 製糖事業
 - 四 水産業
- 五 第二項及び第三項に掲げる事業並びに前項に規定する資金の貸付に要する経費に関する経理については、当該地方公共団体は、これを他の経理と分別しなければならぬ。

（奄美群島復興審議会の設置及び権限）

第七条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他奄美群島の復興に関する重要事項を調査審議するために、総理府に奄美群島復興審議会（以下「審議

- 3 前二項の規定は、当該事業の実施について、主務大臣又は県の教育委員会の関係法令の規定による指揮監督の権限の行使を妨げるものではない。

（地方事務官等）

第十条 奄美群島において復興計画の実施の事務に従事する県の職員は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条、第七十三条及び第七十五条の規定にかかわらず、国家公務員とする。

- 2 前項の職員は、地方事務官、地方技官その他の職員とし、その定員は、政令で定めるものとし、行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百二十六号）第二条第一項の規定に定める職員の定員の外にあるものとする。
- 3 第一項の職員の任免及び進退並びにこれに対する給与の支給は、内閣総理大臣が行う。
- 4 内閣総理大臣は、前項の事務を鹿児島県知事に委任することができる。

（復興計画に関する事務の所管）

奄美群島復興特別措置法（一八九）

会」という。）を置く。

- 2 審議会は、奄美群島の復興に関する重要事項につき、内閣総理大臣に対し意見を申し出ることができる。

（審議会の組織等）

第八条 審議会は、関係行政機関の職員、鹿児島県知事、鹿児島県議会議長及び学識経験のある者につき、内閣総理大臣が任命する委員二十人以内で組織する。

- 2 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 委員は、非常勤とする。
- 5 前各項に定めるものの外、審議会の議事、運営その他審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（指揮監督）

第九条 内閣総理大臣は、復興計画に基づく事業の実施について、総合調整を行うとともに、これらの事業を実施する地方公共団体の長その他の機関又はその他の者を指揮監督する。

2 鹿児島県知事は、復興計画に基づく事業の実施について、これらの事業を実施する市町村の長その他の機関又はその他の者を指揮監督する。この場合において、公立の文

第十一条 この法律に基づく内閣総理大臣の権限の行使に関する事務、審議会に関する事務その他復興計画の策定に関する事務並びに復興計画に基づく事業の予算に関する見積及び予算の執行（第五条第三項の規定による工事に係る予算の執行を除く。）に関する国の事務は、自治庁において掌理する。

（政令への委任）

第十二条 この法律に定めるものの外、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年三月三十一日にその効力を失う。
- 2 第四条の規定による昭和二十九年度に係る復興実施計画は、同条の規定にかかわらず、第三条第二項の規定による復興計画の決定の日から二月以内に、作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
- 3 奄美群島における道路のほか装束その他の改築及び修繕で第二条第三項に掲げるものに要する経費は、他の法令の規定にかかわらず、予算の範囲内で、国が支弁する。
- 4 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一

部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中

離島振興対策審議会	離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の規定によりその権限は属せしめられた事項を行うこと。
奄美群島復興審議会	奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

別表第一

道 路	道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路の新設及び改築で内閣総理大臣の指定するもの
河 川	河川法（明治二十九年法律第七十一号）第一条に規定する河川、同法第五条の規定によつて同法が準用される水流、水面若しくは河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸に関する工事で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの
砂 防	砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備又は同法第三条の規定によつて同法が準用される砂防のための施設に関する工事で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの

別表第二

港 湾	港灣法第二第五項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港灣の利用及び管理上重要な臨港交通施設の新設及び改良並びに同法同条同項に規定する港灣施設用地の取得及び整備で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの	港灣法（昭和二十五年法律第三十七号）第三条に規定する基本施設、漁港の利用及び管理上重要な輸送施設又は漁業用通信施設の新設及び改良並びに同法同条に規定する漁港施設用地の取得及び整備で、内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの
漁 港	国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設に関する工事で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの	
海 岸	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの	国の負担又は補助の割合
土 地 改 良	林道、林地荒廃防止施設その他林地若しくは森林資源の利用又は保全上必要な林業用施設及び風害、水害、潮害等の防備、水源のかん養、土砂の流失若しくは崩壊の防備、なだれ若しくは落石の危険の防止又は火災の防備その他災害の防除に必要な保安施設の建設及び補修並びに造林で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの	十分の四から十分の八まで
林 業 施 設		十分の五から十分の八まで

文教施設	公立の文教施設の用に供する建物その他の工作物の新築及び改築、これらのものの敷地の取得及び整備並びに公立の文教施設の用に供する設備の新設及び改良で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの	十分の五から十分の九まで
保健、衛生及び社会福祉施設	地方公共団体の設置する保健、衛生及び社会福祉施設の整備で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの	四分の二から四分の三まで

昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律

（昭和二十九年六月二十一日）
法律 第九十号

（揮発油譲与税）

第一条 昭和二十九年年度における揮発油譲与税（以下「揮発油譲与税」という。）は、揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）の規定による揮発油税の昭和二十九年年度における収入額の三分の一に相当する額とし、都道府県及び道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七十三条第三項に規定する指定市（以下「指定市」という。）に対して譲

与するものとする。

（譲与の基準）

第二条 揮発油譲与税は、昭和二十九年四月一日現在により、都道府県及び指定市に対し、左の各号に定める額の合算額を譲与するものとする。

一 総額のうち四十八億円を、道路整備費の財源等に用いる臨時措置法（昭和二十八年法律第七十三号）第二条第一項に規定する道路整備五箇年計画に定められた都道府県で、その改築又は修繕（北海道にあつては、維持を含む。）について国がその費用の全部又は一部を補助し、又は負担するもの以外のものの面積（指定市の区域を包括する都道府県については、当該指定市の区域内に存する都道府県道の面積を控除した面積）にあん分して得た

額

二 総額から四十八億円を控除した額を、一級国道及び二級国道並びに前号の規定による揮発油譲与税の譲与の基礎となつた都道府県道以外の都道府県の面積（指定市の区域を包括する都道府県については、当該指定市の区域内に存する一級国道及び二級国道並びに都道府県道の面積を控除した面積）にあん分して得た額

2 前項の一級国道及び二級国道並びに都道府県道の面積は、総理府令で定めるところにより、それぞれ当該道路の幅員にその延長を乗じて定めるものとする。但し、改築の要否による道路の種類別、自動車一台当りの道路の延長その他の事情を参しやくして、総理府令で定めるところにより、補正することができる。

（地方団体に譲与すべき揮発油譲与税の額の決定）

第三条 自治庁長官は、揮発油譲与税に係る予算が成立したときは、遅滞なく、都道府県及び指定市に対し譲与すべき揮発油譲与税の額を決定し、当該決定に係る揮発油譲与税の額を都道府県知事及び指定市の長に通知しなければならぬ。

（揮発油譲与税の譲与時期等）

昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律（一九〇）

第四条 都道府県及び指定市に対し譲与すべき揮発油譲与税は、昭和二十九年年度において譲与すべき揮発油譲与税の総額として予算で定めた額の三分の一に相当する額をそれぞれ五月、八月及び十一月に譲与する。

（揮発油譲与税の算定に用いる資料の提出義務）

第五条 都道府県知事及び指定市の長は、総理府令で定めるところにより、揮発油譲与税の額の算定に用いる資料を自治庁長官に提出しなければならない。

（揮発油譲与税の用途）

第六条 都道府県及び指定市は、第二条第一項第一号の規定により譲与を受けた揮発油譲与税については、その総額を道路整備五箇年計画を実施するために必要な都道府県道の改築又は修繕（国の補助金又は負担金を受けて行うものを除く。）のために要する費用に、同条同項第二号の規定により譲与を受けた揮発油譲与税については、その総額を道路に関する費用に充てなければならない。

（揮発油譲与税の追加譲与又は返還）

第七条 昭和二十九年年度における揮発油税の収入額の三分の一に相当する額（以下「揮発油譲与税の収入額」という。）が、揮発油譲与税の総額として昭和二十九年年度の予

算に定められた額（以下「揮発油譲与税の収入見込額」という。）をこえる場合においては、その超過額に相当する額を、第二条第一項第二号の規定により、昭和三十年度又は昭和三十一年度において追加して譲与し、また、揮発油譲与税の収入額が揮発油譲与税の収入見込額に不足する場合においては、その不足額に相当する額を第二条第一項第二号の規定により都道府県及び指定市に譲与した場合における譲与額に相当する揮発油譲与税の額を、昭和三十年度又は昭和三十一年度において都道府県及び指定市から返還させるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年度分の揮発油譲与税について適用する。

道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律

（昭和二十九年六月二十一日）
法律 第九十二号

道路整備費の財源等に関する臨時措置法（昭和二十八年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

- 附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。
- 2 昭和二十九年度については、第三条中「税収入額」とあるのは、「税収入額の三分の二」と読み替えて、同条の規定を適用する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

地方公務員法の一部を改正する法律

（昭和二十九年六月二十二日）
法律 第九十二号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

- 第二十二条の見出しを「（条件附採用及び臨時的任用）」に改め、同条第一項中「又は昇任」を削り、「正式任用」を「正式採用」に、「条件附任用」を「条件附採用」に改める。
- 第四十九条第二項中「その意に反して不利益な処分を受けた」と思ふときは、「の下に」その処分を受けた日から十五日以内に、「」を加える。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第三項中都道府県警察の職員に係る部分は、昭和二十九年七月一日から施行する。
- 2 この法律（前項但書に係る部分を除く。）の施行前に行われた地方公務員法第四十九条第二項に規定する処分に對する審査の請求については、改正後の同法第四十九条

地方公務員法の一部を改正する法律（一九二一）

第二項中「その処分を受けた日から十五日以内に」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第九十二号。附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日から十五日以内に」と読み替えるものとする。

- 3 地方公共団体は、条例で定める定員をこえることとなる員数の職員については、昭和二十九年及び昭和三十年（地方公務員たる都道府県警察の職員については、昭和二十九年から昭和三十三年までの間）において、国家公務員の例に準じて条例で定めるところにより、職員にその意に反して臨時待命を命じ、又は職員の申出に基いて臨時待命を承認することができる。

- 4 恩給法（大正十二年法律第四十八号）第四十条ノ二の規定は、恩給法の規定の準用を受ける職員の前項の規定に基く臨時待命の期間については適用しない。

地方自治法の一部を改正する法律

（昭和二十九年六月二十二日法律第九十三号）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

地方自治法目次中

第三款 選挙管理委員会

第四款 監査委員

第五款 人事委員会、公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会その他の委員会

第六款 附属機関

第三款 公安委員会

第四款 選挙管理委員会

第五款 監査委員

第六款 人事委員会、公平の委員会、地方労働委員会、農業委員の委員会その他の委員会

第七款 附属機関

の他の委員会

第七款 附属機関

第七款 附属機関

第七款 附属機関

第七款 附属機関

第七款 附属機関

第七款 附属機関

第七款 附属機関

第七款 附属機関

第七款 附属機関

第七款 附属機関

第七款 附属機関

第七款 附属機関

第七款 附属機関

第七款 附属機関

第七款 附属機関

第七款 附属機関

第七款 附属機関

第七款 附属機関

第七款 附属機関

第七款 附属機関

第七款 附属機関

第七款 附属機関

第七款 附属機関

第七款 附属機関

第七款 附属機関

第七款 附属機関

第七款 附属機関

第七款 附属機関

第七款 附属機関

第七款 附属機関

第七款 附属機関

第七款 附属機関

第七款 附属機関

地方自治法の一部を改正する法律（一九三）

次に次の一款を加える。

第三款 公安委員会

第八十条の八 公安委員会は、別に法律の定めるところにより、都道府県警察を管理する。

都道府県警察に、別に法律の定めるところにより、地方警務官、地方警務官以外の警察官、事務吏員、技術吏員その他の職員を置く。

公安委員会の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務の中で、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより公安委員会が管理し及び執行しなければならないものは、別表第三の通りである。

都道府県警察の職員の中法律の定める特別の資格又は職名を有するもので、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県に置かなければならないものは、別表第六の通りである。

「第四款 監査委員」を「第五款 監査委員」に改める。

「第五款 人事委員会、公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会その他の委員会」を「第六款 人事委員会、公平委員会、地方労働委員会、農業委員会その他の委員会」に改める。

地方自治法の一部を改正する法律（一九三）

第八十条第一項第一号中「三万」を「五万」に改める。

第七十五条第一項中「選挙権を有する者」の下に「道の方面公安委員会については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内において選挙権を有する者」を加える。

第八十六条第一項中「都道府県公安委員会の委員については、当該都道府県国家地方警察の管轄区域内において選挙権を有する者」を「道の方面公安委員会の委員については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内において選挙権を有する者」に改める。

第三十条第一項中「又は警察吏員」を削る。

第五十六条第一項中「保健所」の下に「警察署」を加え、同条第五項中「木炭事務所、社会保険出張所」を削る。

第六十条第二項中「若しくは警察吏員」を削る。

第八十条の四第二項中第一号を第二号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次のように加える。

一 公安委員会

第八十条の四第三項及び第五項を削る。

第七十三条第三項を第四款とし、第八十条の七の

第二百二条の二第三項を削り、同条第七項中「第三項乃至第五項」を「第三項及び第四項」に改め、「公安委員会、」及び「都道府県の公安委員会、」を削り、「地方労働委員会及び農業委員会」を「地方労働委員会及び都道府県の農業委員会」に改め、「公安委員会及び」を削り、同条第八項を削る。

「第六款 附属機関」を「第七款 附属機関」に改める。

第二百五十二条の二第二項中「事務の一部又は」を「事務の一部若しくは」に改める。

第二百九十四条第一項中「又は営造物を設けているもの（これを財産区という。）があるときは、」を「若しくは営造物を設けているもの又は市町村並びに特別市及び特別区の廃置分合若しくは境界変更の場合におけるこの法律若しくはこれに基づく政令の定める財産処分に関する協議に基づき市町村並びに特別市及び特別区の一部が財産を有し若しくは営造物を設けるものとなるもの（これらを財産区という。）があるときは、」に改める。

第二百九十六条の次に次の五条を加える。

第二百九十六条の二 市町村並びに特別市及び特別区は、条例で、財産区に財産区管理会を置くことができる。但

し、市町村並びに特別市及び特別区の廃置分合又は境界変更の場合において、この法律又はこれに基く政令の定める財産処分に関する協議により財産区を設けるときは、その協議により当該財産区に財産区管理会を置くことができる。

財産区管理会は、財産区管理委員七人以内を以てこれを組織する。

財産区管理委員は、非常勤とし、その任期は、四年とする。

第二百九十五条の規定により財産区の議会又は総会を設ける場合においては、財産区管理会を置くことができる。

第二百九十六条の三 市町村長並びに特別市の市長及び特別区の区長は、財産区の財産又は營造物の管理及び処分

で条例又は前条第一項但書に規定する協議で定める重要なものについては、財産区管理会の同意を得なければならない。

市町村長並びに特別市の市長及び特別区の区長は、財産区の財産又は營造物の管理に関する事務の全部又は一部を財産区管理会の同意を得て、財産区管理会又は財産

營造物の全部又は一部の処分であつて、当該財産区の設置の趣旨を逸脱する虞のあるものとして政令で定める基準に反するものについては、予め都道府県知事の認可を受けなければならない。

財産区のある市町村又は特別市若しくは特別区は、財産区と協議して、当該財産区の財産又は營造物から生ずる収入の全部又は一部を市町村又は特別市若しくは特別区の事務に要する経費の一部に充てることのできる。この場合においては、当該市町村又は特別市若しくは特別区は、その充当した金額の限度において、財産区の住民に対して不均一の課税をし、又は使用料その他の徴収金について不均一の賦課をすることができる。

前項前段の協議をしようとするときは、財産区は、予めその議会若しくは総会の議決を経、又は財産区管理会の同意を得なければならない。

第三項後段の規定による不均一の課税又は賦課については、当該市町村又は特別市若しくは特別区は、予め都道府県知事の許可を受けなければならない。

第二百九十六条の六 都道府県知事は、必要があると認めるときは、財産区の事務の処理について、当該財産区

地方自治法の一部を改正する法律（一九三）

区管理委員に委任することができる。

財産区管理会は、当該財産区の事務の処理について監査することができる。

第二百九十六条の四 前二条に定めるものを除く外、財産区管理委員の選任、財産区管理会の運営その他財産区管理会に關し必要な事項は、条例でこれを定める。但し、第二百九十六条の二第一項但書の規定により財産区管理会を置く場合においては、同項但書に規定する協議によりこれを定めることができる。

市町村長並びに特別市の市長及び特別区の区長は、財産区管理会の同意を得て、条例で第二百九十六条の二第一項但書に規定する協議の内容を変更することができる。

第二百九十六条の五 財産区は、その財産又は營造物の管理及び処分については、その住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村又は特別市若しくは特別区の一体性をそこなわないうように努めなければならない。

財産区は、その財産又は營造物の全部又は一部を財産区のある市町村又は特別市若しくは特別区の財産又は營造物とするために処分する場合を除く外、その財産又は

ある市町村の市町村長、特別市の市長若しくは特別区の区長に報告をさせ、若しくは資料の提出を求め、又は監査することができる。

財産区の事務に關し、市町村、特別市若しくは特別区の長若しくは議会、財産区の議会若しくは総会又は財産区管理会の相互の間に紛争があるときは、都道府県知事は、当事者の申請に基き又は職権により、これを裁定することができる。

前項に規定するものを除く外、同項の裁定に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第六条中「昭和二十九年三月三十一日までの間」を「当分の間、」に改める。

別表第一中第三十五号の次に次の一号を加える。
三十五の二 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）の定めるところにより、都道府県警察を置くこと。

別表第一に次の一号を加える。
三十七 警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）の定めるところにより、警察官に協力援助した者の災害について療養その他の給付を行うこと。

地方自治法の一部を改正する法律（一九三）

- 別表第二第二号中三(十二)及び三(十三)を削る。
 別表第三第一号中百二十八を削る。
 別表第三第四号中(一)を次のように改める。
 (一) 削除
 別表第三第四号中(二)を次のように改める。

- (三) 削除
 別表第四中第五号を削り、第六号を第五号とする。
 別表第五中第三号を削る。
 別表第六中第三号を次のように改める。
 三 都道府県警察の職員中法律の定める特別の資格又は職名を有しななければならないもの

特別の資格を有しななければならない職員又は特別の職名を有しななければならない職員の職名	資格	設置する普通地方公共団体
警視総監	警察法第五十五条第二項の定めるところによる。	都
道府県警察本部長	警察法第五十五条第二項の定めるところによる。	道府県
方面本部長	警察法第五十五条第二項の定めるところによる。	道
市警察部長	警察法第五十五条第二項の定めるところによる。	府県
警察署長	警察法第五十五条第二項の定めるところによる。	都道府県

附則

- (施行期日)
 1 この法律中第二百五十二条の二、財産区及び地方自治法附則第六条に係る改正規定並びに附則第三項の規定は公布の日から、第八条第一項第一号の改正規定及び附則

第二項の規定は公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から、別表第六第三号の改正規定中市警察部長に係る部分は、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）施行の日から一年を経過した日から、その他の部分は警察法施行の日から施行する。

(市の設置等に関する経過措置)

- 2 地方自治法第七条第一項の規定による関係市町村の区域の全部若しくは一部をもつて市を設置する処分又は同法第八条第三項の規定による町村を市とする処分については、左の各号の一に該当する場合に限り、改正後の同法第八条第一項第一号の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

- 4 警察法施行後一年間は、地方自治法中公安委員会、警察の職員その他都道府県警察に関する規定の適用については、同法第五十五条第二項の規定により指定する市をもつて一の県とみなす。この場合においては、これらの市を包括する府県は、これらの市の区域を除いた区域をもつてその区域とみなす。

- 1 第八条第一項第一号の改正規定の施行の際現に都道府県知事に対して当該処分の申請がなされている場合
 二 第八条第一項第一号の改正規定の施行の際現に定められている地方自治法第八条の二第一項の規定による都道府県の区域内のすべての市町村を通ずる市町村の廃置分合又は境界変更に関する都道府県知事の計画に基いて当該処分の申請がなされた場合
 (教育委員会法の一部改正)

(昭和二十九年六月二十三日)

- 3 教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

(法律第九十四号)

- 第七十八条第一項中「規定にかかわらず、」の下に「当分の間、」を加え、同条第二項を削る。

第一条 この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国

- (警察法の施行に伴う経過措置)
 日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（一九四）

日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(一九五)

との間の条約(以下「日米所得税条約」という。)及び遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約(以下「日米相続税条約」という。)を実施するため、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)及び相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。

(利子所得等に対する所得税率の特例)

第二条 所得税法第一条第二項又は第五項の規定に該当する個人又は法人でアメリカ合衆国(以下「合衆国」という。)の居住者又は合衆国の法人であるもの(同法の施行地に恒久的施設を有する者を除く。)が支払を受ける日米所得税条約第六条又は第七条に規定する利子又は使用料その他の料金で同法の施行地にその源泉があるものに対する同法第十七条、第十八条又は第四十一条の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。但し、租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)第二条の二、第二条の三、第三条及び第三条の二の規定の適用を妨げない。

2 前項において「恒久的施設」とは、日米所得税条約第

二条第一項(c)に規定する恒久的施設をいう。
(未成年者控除の特例)

第三条 相続(被相続人からの遺贈及び扶養義務者からの包括遺贈を含む。以下同じ。)に因り相続税法の施行地にある財産を取得した者がその取得の時に於いて同法の施行地に住所を有せず、且つ、十八歳未満の者である場合において、当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含む。)が死亡の時に合衆国の国籍を有し、又は合衆国に住所を有していたときは、当該財産を取得した者を同法第十六条第一項の規定に該当する者とみなして、同条の規定を適用する。但し、同項の規定により控除すべき金額は、二万円に当該財産(当該相続に因り合衆国によつて日米相続税条約第一条に規定する租税を課されるものに限る。)の価額のその者が当該相続に因り取得した財産の価額の合計額のうちに占める割合を乗じて算出した金額に同項に規定する年数を乗じて算出した金額を限度とする。

(合衆国の租税の徴収)

第四条 政府は、日米所得税条約第一条又は日米相続税条約第一条に規定する合衆国の租税につき、合衆国政府から日米所得税条約第十七条第二項又は日米相続税条約第

六条第二項の規定による徴収の囑託を受けたときは、国税徴収の例により、これを徴収する。この場合における当該租税及びその滞納処分費の徴収の順位は、それぞれ、国税及びその滞納処分費と同順位とする。

(実施規定)

第五条 前三条に定めるものを除く外、日米所得税条約又は日米相続税条約の実施に関し必要な事項(この法律の規定の適用につき必要な事項を含む。)は、大蔵省令で定める。

附則

1 この法律中、所得税又は日米所得税条約に係る部分は、日米所得税条約の効力発生の日から、相続税又は日米相続税条約に係る部分は、日米相続税条約の効力発生の日から施行する。

2 第二条中、所得税法第十七条又は第十八条の規定に係る部分は、日米所得税条約の効力発生の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき利子又は使用料その他の料金(日米所得税条約の効力発生の日までに支払を受けたものを含む。)について、同法第四十一条の規定に係る部分は、日米所得税条約の効力発生の日の属する年の

日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(一九四)

一月一日以後に支払を受けるべき利子又は使用料その他の料金で日米所得税条約の効力発生の日以後に支払われるものについて適用する。

3 第三条の規定は、日米相続税条約の効力発生の日以後に相続に因り取得した財産に係る相続税について適用する。

4 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の六中「利子で、」を「利子のうち、」に改め、「到来するもの」の下に「及び当該利子について所得税を課さない旨若しくは当該利子支払の際所得税の徴収がなされない旨の特約があり、又は特約により当該利子につき課される所得税が国の負担となるもので当該六箇月を経過した日後に支払期日の到来するもの」を加える。

出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律

（昭和二十九年六月二十三日）
法律第九十五号

（出資金の受入の制限）

第一条 何人も、不特定且つ多数の者に対し、後日出資の払いもどしとして出資金の全額若しくはこれをこえる金額に相当する金銭を支払うべき旨を明示し、又は暗黙のうちを示して、出資金の受入をしてはならない。

（預り金の禁止）

第二条 業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。

2 前項の「預り金」とは、不特定且つ多数の者からの金銭の受入で、預金、貯金又は定期積金の受入及び、借入金その他何らの名義をもつてするを問わず、これらと同様の経済的性質を有するものをいう。

3 主として金銭の貸付の業務を営む株式会社（銀行を除く。）が、社債の発行により、不特定且つ多数の者から貸

付資金を受け入れるときは、業として預り金をするものとみなす。

（浮貸し等の禁止）

第三条 金融機関（銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合、塩業組合その他の貯金の受入を行う組合をいう。）の役員、職員その他の従業者は、その地位を利用し、自己又は当該金融機関以外の第三者の利益を図るため、金銭の貸付、金銭の貸借の媒介又は債務の保証をしてはならない。

（金銭貸借の媒介手数料の制限）

第四条 金銭の貸借の媒介を行う者は、その媒介に係る貸借の金額の百分の五に相当する金額をこえる手数料の契約をし、又はこれをこえる手数料を受領してはならない。

2 金銭の貸借の媒介を行う者がその媒介に関し受ける金銭は、礼金、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、手数料とみなして前項の規定を適用する。
（高金利の処罰）

第六条 金銭の貸付についての利息及び金銭の貸借の媒介についての手数料に関しては、物価統制令（昭和二十一年勅令第十八号）第九条ノ二（不当高価契約等の禁止）の規定は、適用しない。

（貸金業の届出）

第七条 業としての金銭の貸付又は金銭の貸借の媒介（その業を行うにつき他の法律に特別の規定のある者の行うもの並びに物品の売買、運送、保管及び売買の媒介を業とする者がその取引に附随して行うものを除く。以下「貸金業」という。）を行う者は、その業を開始したときは、遅滞なく、政令で定める事項を記載した書面を添えて、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。届け出た事項に変更があつたときも、その変更があつた部分について、また同様とする。

2 貸金業を行う者は、左の各号の一に該当するときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

- 一 貸金業を三月以上の期間にわたつて休止するとき
- 二 貸金業を三月以上の期間にわたつて休止した後貸金業を再開したとき

（物価統制令との関係）

出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（一九五）

第五条 金銭の貸付を行う者が、百円につき一日三十銭をこえる割合による利息（債務の不履行について予定される賠償額を含む。以下同じ。）の契約をし、又はこれをこえる割合による利息を受領したときは、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の規定の適用については、貸付の期間が十五日未満であるときは、これを十五日として利息を計算するものとする。

3 第一項の規定の適用については、利息を天引する方法による金銭の貸付にあつては、その交付額を元本額として利息を計算するものとする。

4 一年分に満たない利息を元本に組み入れる契約がある場合においては、元利金のうち当初の元本をこえる金額を利息とみなして第一項の規定を適用する。

5 金銭の貸付を行う者がその貸付に関し受ける金銭は、礼金、割引料、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、利息とみなして第一項の規定を適用する。

三 貸金業を廃止したとき

（報告及び調査）

第八条 大蔵大臣は、貸金業の実態の調査のため必要があるときは、貸金業を行う者からその業務に関し報告を徴し、又は当該職員をして貸金業を行う者の営業所又は事務所に立ち入り、その業務に関し調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

（金銭の貸付等とみなす場合）

第九条 第二条第三項及び第三条から第七条までの規定の適用については、手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は授受は、金銭の貸付又は金銭の貸借とみなす。

（権限の委任）

第十条 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定に基く権限の全部又は一部を都道府県知事に委任することができる。

（その他の罰則）

理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務又は財産に関して第五条又は前二条（第三条に係る部分を除く。）の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない社団又は財団を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表する外、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から六月をこえない範囲内において政令で定める。但し、第三条、第七条、第八条並びに第九条中第三条及び第七条に係る部分、第十条、第十一条中第三条に係る部分、第十二条並びに次項から第十一項までの規定は、公布の日から施行する。

2 第二条及び第三条の規定の適用については、相互銀行法（昭和二十六年法律第九十九号）附則第三項に規定する既存無尽会社は、同法による改正前の無尽業法（昭和六年法律第四十二号）が同項の規定によりその効力を

出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（一九五）

第十一条 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第一条、第二条第一項、第三条又は第四条第一項の規定に違反した者

二 何らの名義をもつてするを問わず、また、いかなる方法をもつてするを問わず、第一条、第二条第一項、第三条、第四条第一項又は第五条第一項の規定に係る禁止を免かれる行為をした者

2 前項の規定中第一条及び第三条に係る部分は、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合には、適用しない。

第十二条 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第七条の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者

二 第八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十三条 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管

有する間、銀行とみなす。

3 第七条の規定の施行前から引き続いて貸金業を行つてゐる者（その業を休止している者を含む。）は、この法律施行後二月以内に、政令で定めるところにより、大蔵大臣に届け出なければならない。但し、当該期間内にその業を廃止する場合においては、この限りでない。

4 前項の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の罰金に処する。

5 貸金業等の取締に関する法律（昭和二十四年法律第七十号）は、廃止する。

6 銀行法（昭和二年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「五千円以下ノ罰金ニ処ス」を「三年以下ノ懲役若ハ三十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス」に改める。

第三十四条中「若ハ禁錮又ハ千円以下ノ罰金」を「又ハ十万円以下ノ罰金」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三十四条ノ二 法人（法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ代表者又ハ管理人ノ定アルモノヲ含ム以下本項ニ於

テ同ジ）ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前二条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本条ノ罰金刑ヲ科ス

前項ノ規定ニ依リ法人ニ非ザル社団又ハ財団ヲ処罰スル場合ニ於テハ其ノ代表者又ハ管理人ガ其ノ訴訟行為ニ付其ノ社団又ハ財団ヲ代表スルノ外法人ヲ被告人トスル場合ノ刑事訴訟ニ関スル法律ノ規定ヲ準用ス

第三十五条中「十円以上千円以下」を「一万円以下」に改める。

7 貯蓄銀行法（大正十年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「五千円以下ノ罰金ニ処ス」を「三年以下ノ懲役若ハ三十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス」に改める。

第二十二條を削り、第二十一條を第二十二條とし、第二十條中「十円以上百円以下」を「一万円以下」に改め、同條を第二十一條とする。

第二十一条中「十円以上千円以下」を「一万円以下」に改め、同條を第二十二條とし、第二十條の次に次の一條を加える。

第二十一条 法人（法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ代表者又ハ管理人ノ定アルモノヲ含ム以下本項ニ於テ同ジ）ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ同条ノ罰金刑ヲ科ス

9 普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十條中「千円以下」を「一万円以下」に改める。
無尽業法の一部を次のように改正する。

10 第三十六条中「三千円以下ノ罰金ニ処ス」を「三年以下ノ懲役若ハ三十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科

出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（一九五）

第十九條中「十円以上千円以下」を「一万円以下」に改め、同條を第二十條とし、第十八條の次に次の一條を加える。

第十九條 法人（法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ代表者又ハ管理人ノ定アルモノヲ含ム以下本項ニ於テ同ジ）ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ同条ノ罰金刑ヲ科ス

前項ノ規定ニ依リ法人ニ非ザル社団又ハ財団ヲ処罰スル場合ニ於テハ其ノ代表者又ハ管理人ガ其ノ訴訟行為ニ付其ノ社団又ハ財団ヲ代表スルノ外法人ヲ被告人トスル場合ノ刑事訴訟ニ関スル法律ノ規定ヲ準用ス

8 信託業法（大正十一年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十條中「五千円以下ノ罰金ニ処ス」を「三年以下ノ懲役若ハ三十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス」に改める。

第二十二條中「十円以上百円以下」を「一万円以下」に改め、同條を第二十三條とする。

第三十七條中「若ハ禁錮又ハ千円以下ノ罰金」を「又ハ十万円以下ノ罰金」に改める。

第四十一條を削り、第四十條中「十円以上百円以下」を「一万円以下」に改め、同條を第四十一條とする。
第三十八條及び第三十九條中「十円以上千円以下」を「一万円以下」に改め、第三十九條を第四十條とし、第三十八條を第三十九條とし、第三十七條の次に次の一條を加える。

第三十八條 法人（法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ代表者又ハ管理人ノ定アルモノヲ含ム以下本項ニ於テ同ジ）ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前二条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本条ノ罰金刑ヲ科ス

前項ノ規定ニ依リ法人ニ非ザル社団又ハ財団ヲ処罰スル場合ニ於テハ其ノ代表者又ハ管理人ガ其ノ訴訟行為ニ付其ノ社団又ハ財団ヲ代表スルノ外法人ヲ被告人トスル場合ノ刑事訴訟ニ関スル法律ノ規定ヲ準用ス

11 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用につ

質屋営業法の一部を改正する法律（一九六）

いては、なお従前の例による。

12 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項に次の一号を加える。

十四 貸金業の実態を調査し及び預り金となるべき金銭の受入についての情報の収集その他法令違反の防止に関する事。

質屋営業法の一部を改正する法律

（昭和二十九年六月二十三日）
法律 第九十六号

質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

第三十六条 質屋に対する出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）第五條第一項の規定の適用については、同法同条第二項

中「貸付の期間が十五日未満であるときは、これを十五日として利息を計算するものとする。」とあるのは、「月の初日から末日までの期間（当該期間の日数は、その月の暦日の数にかかわらず、三十日とする。）を一期として利息を計算するものとする。この場合において、貸付の期間が一期に満たないときは一期とし、二以上の月にわたるときは、そのわたる月の数を期の数とする。」とする。

附 則

1 この法律は、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律第五條の規定の施行の日から施行する。

2 この法律の施行の日が月の中途である場合においては、この法律の施行前にした質契約でその利率が出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律第五條第一項及び第二項の規定による割合をこえているものについては、当該月の初日からこの法律の施行の日の前日までの期間は、なお従前定められていた利率によるものとするものとし、この法律の施行の日からその月の末日までの期間に係る利息は、百円につき一日三十銭の割合により計算するものとする。

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

（昭和二十九年六月二十四日）
法律 第九十七号

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「恩給」を「恩給、共済組合の長期給付」に改める。

第四条の次に次の二条を加える。

（共済組合に関する法令の適用）

第四条の二 国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号。以下「共済組合法」という。）の規定中退職給付、廃疾給付及び遺族給付（以下「長期給付」という。）に関する部分の規定（掛金に関する部分の規定を除く。）は、昭和二十一年一月二十八日において効力を有していた官

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（一九七）

署の職員共済組合に関する法令（以下「旧組合法」という。）に基いて組織された共済組合で政令で指定するもの（以下「旧組合」という。）の組合員たる職員として在職していた元南西諸島官公署職員が、引き続き琉球諸島民政政府職員となつたときは、その者のうち、奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の適用の暫定措置等に関する政令（昭和二十八年政令第四百六号）第十一条第一項の規定により共済組合法の規定の適用を受ける者を除き、昭和二十一年一月二十九日以後旧組合法並びに共済組合法及びこれに基づく命令が南西諸島に適用されていたとした場合において、旧組合法又は共済組合法の規定中長期給付に関する部分の規定の適用を受ける職員として在職した者となるべきものを、その琉球諸島民政政府職員としての在職の間、昭和二十一年一月二十八日においてその者が属していた旧組合及び当該旧組合の権利義務を承継した共済組合法に基いて組織された共済組合（以下「新組合」という。）の組合員たる職員として在職した者とし、且つ、昭和二十一年一月二十九日以後共済組合法の施行前に旧組合法が南西諸島に適用されていたとした場合において、共済組合法第九十條の規定の適用を受ける

べき給付をその者が受けるべきこととなるときは、その受けるべきこととなる給付を同条の規定の適用を受ける給付とみなして、その者について昭和二十一年一月二十九日以後給付事由の生ずる長期給付から適用する。

2 前項の規定により共済組合法の規定の適用を受ける琉球諸島政府職員は、その在職の間、昭和二十一年一月二十八日において受けていた俸給(昭和二十一年七月一日以後においては、当該俸給の額は、国家公務員の給与水準の改訂に伴う共済組合の年金の額の改定に關し定めた法令の規定による仮定俸給の額とする。)を受けていたものとみなす。

(退職年金等の額の特例)

第四条の三 前条第一項の規定により共済組合法の規定の適用を受ける琉球諸島政府職員に係る退職年金、退職一時金又は遺族一時金(旧組合及び新組合の組合員であった期間並びに前条第一項の規定によりこれらの組合の組合員たる職員として在職した者とみなされる期間が二十年以上の者に対する遺族一時金を除く。)の額は、昭和二十九年六月三十日までに給付事由の生じたものを除き、同年七月一日から引き続き琉球諸島政府職員として

て在職した期間(以下本条において「改正法施行後の在職期間」という。)に應じ共済組合法の規定により算定した額から、左の各号に掲げる区別に従い算定した額を控除した金額とする。

一 退職年金にあつては、俸給日額の二・七日分(改正法施行後の在職期間及び共済組合法第九十五条に規定する控除期間を合算した期間が二十年をこえる部分については、一・八日分)に改正法施行後の在職期間を乗じて得た額

二 退職一時金又は遺族一時金にあつては、俸給日額に、改正法施行後の在職期間を組合員の期間とみなし、その期間に應じ共済組合法別表第一に定める日数を乗じて得た額の百分の四十五

2 前項第一号の額の計算については、年を単位として期間を計算するものとし、一年未満の端数は、切り捨てるものとする。

第六条の次に次の一条を加える。

(在職期間の通算の辞退)

第六条の二 第四条の二第一項の規定により共済組合法の規定の適用を受ける琉球諸島政府職員が、退職年金に

ついでに最短給付年限(以下本条において「最短給付年限」という。)に達した場合において、その者がその後第四条の二第一項の規定による在職期間の通算を辞退すべき旨を申し出たときは、共済組合法の規定の適用については、左の各号に掲げる区別に従い、それぞれ、当該各号に掲げる日において退職したものとみなす。

一 昭和二十一年一月二十八日においてすでに最短給付年限に達している場合にあつては、同日

二 昭和二十一年一月二十九日以後において最短給付年限に達した場合にあつては、その最短給付年限に達した日

2 前項の規定による申出は、昭和二十九年七月一日においてすでに最短給付年限に達している場合にあつては、同日から六月以内、その他の場合にあつては、最短給付年限に達した日から六月以内に、内閣総理大臣を経由して当該新組合の代表者に対してしなければならない。

3 第一項の規定により退職したものとみなされる者は、第五条の規定の適用についても、それぞれ、第一項各号に掲げる日に退職したものとみなす。

第七条第一項中但書を削る。

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(一九七七)

第八条第一項中「第四条、第五条」を「第四条から第五条まで」に、同条第二項中「恩給」を「恩給、官署の職員共済組合」に、同条第三項中「第四条第一項」を「第四条第一項、第四条の二第一項」に、「恩給に関する法令」を「恩給に関する法令、共済組合法」に、「第六条」を「第六条又は第六条の二」に、「恩給又は」を「恩給、官署の職員共済組合又は」に改める。

第十二条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、官公署の職員の共済組合に対する権利で金銭の給付を目的とするものの消滅時効について準用する。この場合において、同項の規定中、「この法律の施行前」とあるのは「昭和二十九年七月一日前」と、「この法律の施行の日の前日」とあるのは「昭和二十九年六月三十日」と読み替えるものとする。

第十四条の次に次の一条を加える。

(長期給付に要する経費の負担)

第十四条の二 第四条の二第一項の規定により支給すべき共済組合の給付に要する費用は、国庫が負担する。但し、左の各号に掲げる共済組合が支給する給付に要する費用は、当該共済組合の組合員(共済組合法第九十四条第一

は、当該共済組合の組合員(共済組合法第九十四条第一

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部を改正する法律（一九七）

四三〇

項各号に掲げる者を除く。）のうち、国家公務員である者及び当該各号に掲げる団体の役員又は職員である者がそれぞれ受ける俸給の総額の割合に依り当該共済組合の運営規則で定める割合に従い、国庫及び当該団体が負担するものとする。

一 日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第五十一条第二項に規定する共済組合 日本専売公社

二 日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第八十条第二項に規定する共済組合 日本電信電話公社

附則第二項及び第五項中「南西諸島」を「硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）」に、附則第五項中「に因り支払を受ける所得税法第九条第一項」を「に因り、若しくは官公署の職員の共済組合の組合員であつたこと（昭和二十九年七月一日前に当該組合員でなくなつた場合に限る。）」に因り支払を受ける所得税法第九条」に、「又は同項第六号に規定する退職所得」を「若しくは同条第六号に規定する退職所得又は長期給付のうち退職年金若しくは退職一時金」に、「又は退職所得」

を「若しくは退職所得又は当該退職年金若しくは退職一時金」に、「施行前にその」を「施行前（退職年金又は退職一時金については、昭和二十九年七月一日前）にその」に、「施行の日」を「施行の日（退職年金又は退職一時金については、昭和二十九年七月一日）」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十九年七月一日から施行し、元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律第十二条、第十四条の二及び同法附則の改正規定を除き、昭和二十一年一月二十八日から適用する。

2 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「その附属の島をいう。」を「その附属の島をいい、硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）」を含む。」に改める。

証券取引法の一部を改正する法律

（昭和二十九年六月二十六日法律第九十八号）

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第九十一条の二の次に次の二条を加える。

第九十一条の三 何人も、第二条第一項第六号又は第七号に掲げる有価証券（元本補てんの契約の存する貸付信託の受益証券を除く。以下本条中同じ。）の募集又は売出（均一でない条件で、既に発行された有価証券の売付の申込をし、又はその買付の申込を勧誘することを含む。以下第九十一条の四中同じ。）に際し、不特定且つ多数の者に対して、これらの者の取得する当該有価証券を、自己又は他人が、予め特定した価格（予め特定した額につき一定の基準により算出される価格を含む。以下本条中同じ。）若しくはこれを超える価格により買付け、又は予め特定した価格若しくはこれを超える価格により売付け、又はこれをあつ旋する旨の表示をし、又はこれらの

証券取引法の一部を改正する法律（一九八）

表示と誤認される虞がある表示をしてはならない。
第二条第一項第八号に掲げる有価証券のうち同項第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するものについても、また、前項と同様とする。

第九十一条の四 第二条第一項第六号又は第七号に掲げる有価証券の発行者若しくは売出をなす者又はこれらの者の役員、相談役、顧問その他これらに準ずる地位にある者若しくは代理人、使用人その他の従業者は、当該有価証券の募集又は売出に際し、不特定且つ多数の者に対して、当該有価証券に關し一定の期間につき、利益の配当、収益の分配その他いかなる名称を以てするを問わず、一定の額（一定の基準により予め算出することができる額を含む。以下本条中同じ。）又はこれを超える額の金銭（処分することにより一定の額又はこれを超える額の金銭を得ることができるものを含む。）の供与（商法（明治三十二年法律四十八号）第二百九十一条第一項に規定する利息の配当を除く。）が行われる旨の表示をしてはならない。
前項の規定は、同項の表示の内容が予想に基くものである旨が明示されている場合については、これを適用しない。

四三一

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律（一九九）

第一項の表示と誤認される虞がある表示についても、また、同項と同様とする。

第二条第一項第八号に掲げる有価証券のうち同項第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するものについても、また、前三項と同様とする。

第二百条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 第九十一条の三又は第九十一条の四第一項、第三項若しくは第四項の規定に違反して表示をした者

附則

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律

(昭和二十九年六月三十日 法律第九十九号)

農林漁業組合連合会整備促進法（昭和二十八年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第十六条の次に次の三条を加える。

（金融機関再建整備法の特例）

第十七条 この法律又は農林漁業組合再建整備法に基き整備又は再建整備を行つてゐる農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに当該農業協同組合連合会の構成員たる農業協同組合及び農業協同組合連合会が金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）の規定により調整勘定の処理を行うに当つては、同法第三十七条の二第一項第一号及び第二号のイ並びに第三十七条の三第二項から第五項までの規定は、これを適用しない。この場合における同法第三十七条の二の規定による利益金の処分は、同条第一項第一号及び第二号のイの規定により国及び地方公共団体に納付すべき額に相当する額を控除してなお残額がある場合に限り、これを行うことができる。

第十八条 前条の農業協同組合及び農業協同組合連合会が金融機関再建整備法の規定により調整勘定を処理する場合に、同法第三十七条の三第一項に規定する場合の外、前に旧勘定に属していた資産及び負債のうち同法第七條第一項の命令で定めるものを除くすべてについて確定評価基準による評価が行われていない場合においても、確

恩給法の一部を改正する法律

(昭和二十九年六月三十日 法律第二百号)

恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第九条ノ二の次に次の一条を加える。

第九条ノ三 恩給権者第九条、第五十八条、第五十八条ノ二、第七十七条又ハ第八十条ノ規定ニ該当シ其ノ他法律ノ規定ニ依リ恩給ノ給与ヲ受クルコトヲ得ザルニ至リタルトキハ本人又ハ其ノ遺族ハ其ノ旨ヲ遅滞ナク裁定庁ニ届出ヅベシ

第五十八条ノ四第一項中「八万円」を「九万五千円」に、「四十六万円」を「五十万円」に、「五十四万円」を「五十九万五千円」に、「六十二万円」を「六十九万円」に、「七十八万円」を「八十八万円」に、「百万円」を「百二十万円」に改める。

本則中第八十二条ノ三の次に次の一条を加える。
第八十二条ノ四 第九条ノ三ニ規定スル者故ナク同条ノ規

定評価基準の定められていないものについては暫定評価基準による評価のまま、同法第三十七条の三第一項の規定にかかわらず、大蔵大臣及び農林大臣の認可を受けて、調整勘定を閉鎖することができる。

第十九条 第十七条の農業協同組合及び農業協同組合連合会は、前条又は金融機関再建整備法第三十七条の三第一項の規定により調整勘定を閉鎖する場合において、その閉鎖の際その調整勘定に利益金の残額があるときは、命令の定めるところにより、これを国庫に納付しなければならない。

2 国は、前項の規定による納付金の額に相当する金額を、予算の定めるところにより、この法律又は農林漁業組合再建整備法に基き整備を行つてゐる農業協同組合又は農業協同組合連合会の整備又は再建整備を促進するための経費に充当しなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

恩給法の一部を改正する法律（二〇〇）

恩給法の一部を改正する法律（二〇〇）

定ニ依ル届出ヲ為サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタルトキハ
一万円以下の過料ニ処ス

別表第二号表中「三八二、八〇〇円」を「四二三、六〇〇
円」に、「二一三、六〇〇円」を「二四六、〇〇〇円」に、
「一一八、二〇〇円」を「一三九、二〇〇円」に、「九七、八
〇〇円」を「一一一、六〇〇円」に、「七九、八〇〇円」を
「九〇、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「一一八、二〇〇円」を「一三九、二〇〇
円」に、「九七、八〇〇円」を「一一一、六〇〇円」に、「七
九、八〇〇円」を「九〇、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表及び第五号表の退職当時ノ俸給年額の欄中
「四六五、六〇〇円」を「五一二、四〇〇円」に、「三九八、
四〇〇円」を「四四〇、四〇〇円」に、「二五九、二〇〇円」
を「二九二、八〇〇円」に、「二四九、六〇〇円」を「二八
三、二〇〇円」に、「一一八、二〇〇円」を「一三九、二〇〇
円」に、「一一四、六〇〇円」を「一三四、四〇〇円」に、
「九七、八〇〇円」を「一一一、六〇〇円」に、「九四、八〇
〇円」を「一〇八、〇〇〇円」に、「九一、八〇〇円」を「一〇
四、四〇〇円」に、「八八、八〇〇円」を「一〇〇、八〇〇円」
に、「七九、八〇〇円」を「九〇、〇〇〇円」に、「七六、八

四三四

〇〇円」を「八六、四〇〇円」に改め、これらの表の率の
欄中「四六五、六〇〇円」を「五一二、四〇〇円」に、「一
五、六〇〇円」を「一六、八〇〇円」に、「二六八、八〇〇円」
を「三〇三、六〇〇円」に、「一一八、二〇〇円」を「一三九、二〇〇円」
に、「九七、八〇〇円」を「一一一、六〇〇円」に、「七九、八〇〇円」を
「九〇、〇〇〇円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 第五十八条ノ四の改正規定は昭和二十九年七月分の恩
給から、別表の改正規定及び附則第七項中恩給法の一部
を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下
本項、次項及び第五項において「法律第百五十五号」と
いう。）附則別表第三の改正規定に係る部分は昭和二十九
年一月一日から、附則第七項中法律第百五十五号附則第
二十二条第四項の改正規定に係る部分並びに附則第八項

の規定は昭和二十九年四月一日から適用する。

3 昭和二十八年十二月三十一日以前に給与事由の生じた
恩給については、別表の改正規定及び附則第七項中法律
第百五十五号附則別表第三の改正規定に係る部分にかか
わらず、なお従前の例による。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律附
則第二十項の規定による遺族年金又は弔慰金を受ける者
がある場合の扶助料給与の特例）

4 公務員（公務員に準ずる者を含む。以下同じ。）の死亡
につき戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法
律（昭和二十八年法律第百八十一号）附則第二十項の規
定により遺族年金又は弔慰金を受ける者がある場合にお
いては、当該公務員が普通恩給についての最短恩給年限
に達しているときは、昭和二十八年四月（公務員が昭和
二十八年四月一日以後死亡した場合においては、その死
亡の日の属する月の翌月。以下本項において同じ。）分以
降その公務員の遺族が受ける扶助料の年額を恩給法第七
十五条第一項第二号に規定する場合の扶助料の年額に相
当する年額に改定するものとし、当該公務員が普通恩給
年限に達していないときは、当該公務員が普通恩給につ

恩給法の一部を改正する法律（二〇〇）

いての最短恩給年限に達しているものとみなし、その公
務員の遺族に対し、昭和二十八年四月から恩給法第七十
五条第一項第二号に規定する場合の扶助料の年額に相当
する金額の扶助料を給するものとする。

5 法律第百五十五号附則第二十三条第四項の規定は、前
項の場合に準用する。

6 前二項の規定により扶助料を給する場合において、同
一の事由により戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を
改正する法律の規定により遺族年金の支給を受ける者が
あるときに給する扶助料の額は、この法律の規定により
給すべき扶助料の額から当該遺族年金の額（遺族年金の
支給を受ける者が二人以上あるときは、これらの者が受
ける遺族年金の合算額）に相当する額を控除した額とす
る。但し、遺族年金の支給を受ける者のうちに、当該公
務員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様
の事情にあつた者がある場合においては、これに一万円
を加算した額とする。

（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）

7 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百
五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二條に次の一項を加える。

4 旧勅令第六十八号施行の際法律第三十一号による改正前の恩給法第四十六条及び第四十九条第二項の規定による第七項症の増加恩給並びに同法第四十六条ノ二及び第四十九条第二項の規定による第一款症から第四款症までの傷病年金(同法第五十条第一項又は第三項の規定の適用を受けたものを除く)を受けていた者に、第一項の規定を適用する場合には、その者が旧勅令第六十八号施行の際受けていた当該恩給の裁定に係る傷病の程度をその者の昭和二十九年四月一日における傷病の程度とみなす。但し、その者が、その傷病の程度につきこれと異なる意思を表した場合は、この限りでない。

附則第二十九條第四項に次の但書を加える。

但し、その者に妻、子、父、母、祖父又は祖母があるときは、これらの者のうち、その者の指定する者に年金又は一時金を支給するものとする。

附則第三十五條の次に次の一條を加える。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金又は弔慰金を受ける者がある場合の扶助料給与の特例)
第三十五條の二 この法律施行前に死亡した旧軍人又は旧

八〇〇円」を「一一一、六〇〇円」に、「七九、八〇〇円」を「九〇、〇〇〇円」に改め、同表(イ)の上欄中「四六五、六〇〇円」を「五一二、四〇〇円」に、「三九八、四〇〇円」を「四四〇、四〇〇円」に、「一五、六〇〇円」を「一六、八〇〇円」に、「二五九、二〇〇円」を「二九二、八〇〇円」に、「二四九、六〇〇円」を「二八三、二〇〇円」に、「二六八、八〇〇円」を「三〇三、六〇〇円」に、「一一八、二〇〇円ヲ超エ」を「一三九、二〇〇円ヲ超エ」に、「一一四、六〇〇円」を「一三四、四〇〇円」に、「一一八、二〇〇円以下」を「一三九、二〇〇円以下」に、「九七、八〇〇円」を「一一一、六〇〇円」に、「一一八、二〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、〇〇〇円」を「一三九、二〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額四、八〇〇円」に、「九四、八〇〇円」を「一〇八、〇〇〇円」に、「九一、八〇〇円ヲ超エ」を「一〇四、四〇〇円ヲ超エ」に、「八八、八〇〇円」を「一〇〇、八〇〇円」に、「九一、八〇〇円以下」を「一〇四、四〇〇円以下」に、「七九、八〇〇円」を「九〇、〇〇〇円」に、「九一、八〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、〇〇〇円」を「一〇四、四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、六〇〇円」に、「七六、

恩給法の一部を改正する法律(二〇〇)

準軍人のその死亡につき、戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十三条第一項第一号に規定する場合の遺族年金又は同法第三十四条第一項の規定による弔慰金(同法同条第二項の規定の適用による場合を除く)を受ける者がある場合においては、当該死亡した旧軍人又は旧準軍人の遺族は、附則第十條第一項第二号イに掲げる者を除く外、同項同号ロに掲げる者に該当するものとみなす。

2 前項の規定は、旧軍属の遺族について準用する。

3 この法律施行前死亡した旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の遺族の扶助料を受ける権利については、恩給法第十三條第一項の規定にかかわらず、当該旧軍人、旧準軍人又は旧軍属が公務に起因する傷病に因り死亡したかどうかの認否につき、総理府恩給局長に対しては同項に規定する具申をすることはできないものとする。

附則別表第三(イ)の上欄中「三八二、八〇〇円」を「四二三、六〇〇円」に、「一一三、六〇〇円」を「二四六、〇〇〇円」に、「一一八、二〇〇円」を「一三九、二〇〇円」に、「九七、八〇〇円」を「一一一、六〇〇円」に、「七九、八〇〇円」を「九〇、〇〇〇円」に改め、同表(ロ)の上欄中「一一八、二〇〇円」を「一三九、二〇〇円」に、「九七、

八〇〇円」を「八六、四〇〇円」に改める。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

8 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二十九項を次のように改める。

(恩給法との調整)

29 未帰還者に関し、恩給法の規定による普通恩給の給与が行われる場合において、当該普通恩給の給与が始められた月分以降、当該普通恩給を受ける権利につき裁定のあつた日の属する月までの分として、留守家族手当又は特別手当が支給されたときは、その支給された額は、政令で定めるところにより、当該普通恩給の内払とみなす。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

9 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二十一項中「この法律の施行の際(この法律の施行後被拘禁者が死亡した場合は、当該死亡の際)」を

「恩給法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第二百号)の施行後被拘禁者が死亡した場合において、当該死亡の際」に改める。

附則第二十二項を次のように改める。

22 削除

10 この法律施行前に死亡した公務員に関する改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律附則第二十項から附則第二十三項までの規定による遺族年金の支給については、なお従前の例による。

総理府設置法の一部を改正する法律

(昭和二十九年七月一日)
法律第二百一十一号

総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第二十号を第二十一号とし、第十四号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 世論の調査に関すること。

第六条第三項中「第十六号から第十九号まで」を「第七号から第二十号まで」に改める。

第十条中「国立世論調査所」を削る。

第十四条を削り、第十四条の二を第十四条とし、同条第一項中「北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む)」を「硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む)」に改める。

第十五条第一項の表中

離島振興対策審議会	離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
在外財産問題審議会	内閣総理大臣の諮問に応じて在外財産に関する基本問題その他在外財産に関する重要事項を調査審議すること。

に改める。

離島振興対策審議会

離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

を

附則

- この法律は、公布の日から施行する。
- 国立世論調査所設置法(昭和二十四年法律第二百二十八号)は、廃止する。但し、この法律施行の際、現に国立世論調査所に置かれる職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて、改正後の総理府設置法に基き世論の調査に関する事務をつかさどる部署の職員となるものとする。
- 南方連絡事務局設置法(昭和二十七年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。
第一条第一号を次のように改める。
「硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む)。」

航空技術審議会設置法(二〇二)

航空技術審議会設置法

(昭和二十九年七月一日)
法律第二百一十二号

- 引揚同胞対策審議会設置法(昭和二十三年法律第二百一十二号)の一部を次のように改正する。
第一条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とする。
- (設置及び任務)
第一条 総理府に、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百一十号)第八條第一項に規定する機関として、航空技術審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じて、航空及び航

空機に関する理論及び技術（以下「航空技術」という。）の向上を図るため、航空技術の研究に関する重要事項及び行政機関相互の間の航空技術に関する行政の連絡調整のため必要な措置を審議し、並びに審議の結果必要と認めらるる事項を内閣総理大臣その他に対し勧告することを任務とするものとする。

（審議事項）

- 第二条 審議会は、前条第二項に規定する任務を遂行するため、左に掲げる事項について審議する。
- 一 航空技術に関する重要研究の目標及び方針に関すること。
 - 二 航空技術に関する研究機関（以下「研究機関」という。）及び研究用の重要施設の設置の計画に関すること。
 - 三 関係各行政機関の共用に供する研究機関の運営の方針に関すること。
 - 四 関係各行政機関の研究機関における航空技術に関する研究事項（大学における基礎的学理の研究事項を除く。）の連絡調整に関すること。
 - 五 関係各行政機関の航空技術に関する研究のため経費

きる。

（組織）

第四条 審議会は、会長一人、副会長一人及び委員十五人以内で組織する。

（会長、副会長及び委員）

- 第五条 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。
- 2 副会長は、国務大臣のうちから内閣総理大臣が任命する。
- 3 委員は、学識経験のある者及び関係各行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 4 委員は、非常勤とする。
- 5 学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第六条 会長は、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（専門委員）

第七条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

を必要とする計画の連絡調整に関すること。

六 関係各行政機関の研究補助金及び研究委託費のうち航空技術に関するものの配分の計画の連絡調整に関すること。

（権限）

- 第三条 内閣総理大臣は、左に掲げる事項に関し、関係各行政機関の相互の間の連絡調整を行うときは、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。
- 一 関係各行政機関の研究機関における航空技術に関する研究事項
 - 二 関係各行政機関の航空技術に関する研究のため経費を必要とする計画
 - 三 関係各行政機関の研究補助金及び研究委託費のうち航空技術に関するものの配分の計画
- 2 審議会は、その審議のため必要があるときは、関係各行政機関の長に対し資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、前条各号に掲げる事項に関する審議の結果を内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各行政機関の長に勧告することができる。

2 専門委員は、学識経験のある者及び関係各行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（部会）

第八条 審議会に、審議に必要な調査をさせるため、部会を置くことができる。

（幹事）

- 第九条 審議会に、幹事十五人以内を置く。
- 2 幹事は、学識経験のある者及び関係各行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
 - 3 幹事は、委員に対し事務上の援助をする。
 - 4 幹事は、非常勤とする。

（庶務）

第十条 審議会の庶務は、科学技術行政協議会事務局において処理する。

（雑則）

第十一条 この法律に定めるものを除く外、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

内閣及び総理府関係法令の整理に関する法律（二〇三）

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条の表中

科学技術行政協議会	科学技術行政協議会法（昭和二十三年法律第二百五十三号）に基き、日本学術会議と緊密に協力し、科学技術の行政に反映させるための諸方策及び各行政機関相互の間の科学技術に関する行政の連絡調整に必要な措置を審議すること。
航空技術審議会	航空技術審議会設置法（昭和二十九年法律第二百二号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

に改める。

内閣及び総理府関係法令の整理に関する法律

（昭和二十九年七月一日 法律第二百三十三号）

左の各号に掲げる法令は、廃止する。

一 大礼服及通常礼服を定め衣冠を祭服と為す等の件

（明治五年太政官布告第三百三十九号）
二 大礼服及通常礼服用日の際（明治五年太政官布告第三百七十三号）

三 大礼服並軍人警察官吏等制服着用の外帯刀禁止の件（明治九年太政官布告第三十八号）

四 大礼服並軍人警察官吏等制服着用の外帯刀禁止の件（明治九年太政官布告第三十八号）

五 法律規則中戦時と称するは布告を以て定むるの件（明治十五年太政官布告第三十七号）

六 内国官憲の管掌に属する事項につき統監の職権に関

する法律（明治三十九年法律第五十七号）

七 韓国に在勤する居留民団立在外指定学校職員の退隠料及遺族扶助料に関する法律（明治四十年法律第四十四号）

八 韓国在勤鉄道院所属官吏の恩給及遺族扶助料に関する法律（明治四十二年法律第三十八号）

九 会計検査官及行政裁判所高等官の休職に関する法律（大正二年法律第十二号）

十 恩給扶助料等の増額に関する法律（大正九年法律第十号）

十一 朝鮮に於ける国勢調査に関する法律（大正九年法律第三十五号）

十二 憲兵補の恩給に関する法律（大正十年法律第三十三号）

十三 震災地の行政庁の権限に属する処分に基づく権利利益の存続期間等に関する件（大正十二年勅令第四百十二年法律第一号）

十四 明治三十五年法律第四十九号国勢調査に関する法律の昭和二十年に於ける特例に関する法律（昭和二十年法律第一号）

内閣及び総理府関係法令の整理に関する法律（二〇三）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

一 議院法の特例に関する法律（昭和二十一年法律第五十九号）

二 国家公務員に対する臨時年末手当の支給に関する法律（昭和二十四年法律第二百八十二号）

三 昭和二十六年度における国家公務員に対する年末手当の額の特例に関する法律（昭和二十六年法律第二百八十四号）

四 昭和二十七年年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律（昭和二十七年法律第九十号）

五 一般職の職員等の俸給の支給方法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第三百十三号）

六 昭和二十八年年度における期末手当の支給の特例に関する法律（昭和二十八年法律第八十九号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

市町村職員共済組合法

(昭和二十九年七月一日
法律第二百四号)

目次

- 第一章 総則(第一条—第十条)
- 第二章 組合員(第十一条—第十四条)
- 第三章 給付
 - 第一節 通則(第十五条—第二十九条)
 - 第二節 保健給付(第三十条—第四十条)
 - 第三節 退職給付(第四十一条—第四十三条)
 - 第四節 廃疾給付(第四十四条—第四十七条)
 - 第五節 遺族給付(第四十八条—第五十四条)
 - 第六節 リ災給付(第五十五条—第五十六条)
 - 第七節 休業給付(第五十七条—第六十条)
 - 第八節 給付の制限(第六十一条—第六十四条)
- 第四章 福祉事業(第六十五条)
- 第五章 掛金及び市町村負担金(第六十六条—第六十九条)
- 第六章 市町村職員共済組合連合会(第七十条—第七十

七条

第七章 市町村職員共済組合審査会(第七十八条—第八十二条)

第八章 会計(第八十三条—第八十五条)

第九章 雑則(第八十六条—第九十六条)

第十章 罰則(第九十七条—第九十八条)

附則

第一章 総則

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の精神にのっとり市町村職員の福祉の増進を図るため、市町村職員共済組合の組織及び業務について定めることを目的とする。

(市町村職員共済組合の設置等)

第二条 都道府県の区域ごとに、市町村職員共済組合(以下「組合」という。)を置く。

2 組合は、法人とする。

3 組合の事務所は、当該都道府県の都道府県庁所在地に置く。

(規約)

第三条 組合は、規約をもつて左に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 事務所の所在地
 - 四 組合会の議員の定数及び選挙の方法
 - 五 理事の定数、役員選挙の方法その他役員に関する事項
 - 六 組合員の範囲、種別その他組合員に関する事項
 - 七 掛金に関する事項
 - 八 資産の管理その他財務に関する事項
 - 九 公告に関する事項
 - 十 その他組合の業務に関する重要事項
 - 2 規約の変更は、自治庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。
 - 3 組合は、規約の変更について前項に規定する認可を受けたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。
- (組合会)
- 第四条 組合に組合会を置く。
- 2 組合会の議員(以下本条及び第六条において「議員」という。)は、市町村職員共済組合法(二〇四)

という。は、市町村長及び市町村長以外の組合員がそれぞれのうちからそれぞれ同数を選挙する。

3 議員の任期は、二年とする。但し、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 市町村長である議員が市町村長の職を離れたとき、及び市町村長以外の組合員から選挙された議員が組合員の資格を失つたときは、当然議員の職を失う。

5 組合会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。

6 議長は、組合会の会議を総理する。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、第七条第一項の規定により理事長の職務を代理する者がその職務を行う。

7 組合員は、規約に特別の定がある場合を除く外、組合会の会議を傍聴することができる。

8 前三項に定めるものの外、組合会の招集及び議事の手続に關し必要な事項は、政令で定める。

(組合会の権限)

第五条 左に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

一 規約の変更

- 二 予算の決定及び決算報告の認定
- 三 重要な財産の処分又は重大な義務の負担
- 四 訴訟又は訴願の提起及び和解
- 五 その他組合の業務に関する重要事項で、規約をもつて定める事項

2 組合会は、監事に対し、組合の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

(役員)

第六条 組合に役員として理事長、理事若干人及び監事二人を置く。

2 理事長は、市町村長である理事のうちから理事が選挙する。

3 理事は、市町村長である議員及び市町村長以外の組合員から選挙された議員がそれぞれのうちからそれぞれ同数を選挙する。

4 監事は、組合会において、市町村長である議員及び市町村長以外の組合員から選挙された議員のうちからそれぞれ一人を選挙する。

5 理事及び監事の任期は、議員の任期による。補欠の理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

損益計算書及び決算報告書を組合の事務所に備えつけて置かなければならない。

6 組合員は、理事に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

(業務方法書)

第八条 理事は、業務方法書を定め、これに組合の業務の執行に關し必要な事項で総理府令で定めるものを記載しなければならない。

(非課税)

第九条 組合の給付として支給を受ける金品のうち、退職給付及び休業手当金以外の給付については、これを標準として、租税その他の公課を課さない。

2 この法律に基く給付、第六十五条第二号の貸付並びに同条第三号及び第四号に規定する事業に関する証書及び帳簿には、印紙税を課さない。

3 組合が第三章及び第四章の規定による事業の用に供する建物又は土地の権利の取得又は所有権の保存の登記については、登録税を課さない。

(戸籍書類の無料証明)

市町村職員共済組合法（二〇四）

- 6 理事又は監事が議員の職を失つたときは、当然理事又は監事の職を失う。
- 7 理事又は監事は、その任期が満了しても、後任の理事又は監事が就職するまでの間は、なおその職務を行う。
- 8 組合は、役員が就職し、又は退職したときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

(役員)の職務)

第七条 理事長は、組合を代表する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、市町村長である理事のうちからあらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理する。

2 組合の業務は、規約に特別の定がある場合を除く外、理事の過半数で決する。

3 監事は、組合の業務を監査する。

4 組合と理事長（第一項の規定により理事長の職務を代理する者を含む。以下本項において同じ。）又は理事長がその長である市町村との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が組合を代表する。

5 理事は、規約、業務方法書、財産目録、貸借対照表、

第十条 市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五十五条第二項の市にあつては、区長）は、組合又はこの法律に基く給付を受ける権利を有する者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又はこの法律に基く給付を受ける権利を有する者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

第二章 組合員

(組合員)

第十一条 市町村に使用される者で市町村から給与を受けらるもの（以下「職員」という。）は、すべて組合員とする。

2 前項の規定にかかわらず、左の各号の一に該当する者は、組合員としない。

- 一 常時勤務に服しない者
- 二 臨時に使用される者
- 三 国家公務員共済組合の組合員

3 市町村に使用される者で左に掲げるものは、政令で定める者を除き、前二項の規定の適用については、常時勤務に服する職員とみなす。

- 一 地方公務員法第二十七条第二項に規定する休職の処分を受けた者及びこれに準ずる者
- 二 地方公務員法第二十九条第一項の規定により停職の処分を受けた者
- 三 前二号に掲げる者を除く外、法律又は条例で職務に専念する義務を免除された者

（組合員の資格の得喪）

第十二条 職員（前条第三項の規定により常時勤務に服する職員とみなされる者を含む。以下同じ。）は、同条第二項各号に掲げる者を除き、その職員となつた日（同条第二項各号の一に該当する職員がこれに該当しない職員となつたときは、そのなつた日）から、組合員の資格を取得する。

2 組合員は、左に掲げる事由に該当するに至つたときは、その翌日（引き続きこの法律による他の組合又は国家公務員共済組合の組合員の資格を取得したときは、その取得した日）から、その組合の組合員の資格を喪失する。

- 一 死亡したとき。
- 二 退職（免職及び失職を含む。以下同じ。）したとき。

（退職の日又はその翌日にその組合の設置されている都道府県の区域内の市町村の職員となつたときを除く。）

三 前条第二項各号に掲げる者となつたとき。
（組合員である期間）

第十三条 組合員である期間は、組合員の資格を取得した日の属する月から起算し、その資格を喪失した日の前日の属する月をもつて終るものとする。

2 組合員が引き続きこの法律による他の組合の組合員の資格を取得したとき、又は国家公務員共済組合の組合員（国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）第三十九条の退職年金を受ける権利を有しない者に限る。）が引き続きこの法律による組合の組合員の資格を取得したときは、その引き続くもとの組合又は国家公務員共済組合の組合員であつた期間（そのあらたに他の組合又はこの法律による組合の組合員の資格を取得した日の属する月を除く。）は、この法律の適用については、その者があらたに組合員の資格を取得した他の組合又はこの法律による組合の組合員であつた期間とみなす。
（責任準備金等の移換）

第十四条

組合員若しくは組合から退職年金を受ける権利を有する者がこの法律による他の組合の組合員の資格を取得したとき、又はこの法律による組合の組合員（退職年金を受ける権利を有しない者に限る。）が国家公務員共済組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合又はこの法律による組合は、その者に係る責任準備金に相当する金額をその者があらたにその組合員の資格を取得したこの法律による他の組合又は国家公務員共済組合に移換しなければならない。

2 前項の責任準備金の計算については、総理府令で定める。

3 組合員で船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による船員保険の被保険者であるもの（以下「船員である組合員」という。）が組合員の資格を喪失した場合において、なお船員保険法の適用を受けるときは、その者につき同法第十五条ノ四の規定により計算した積立金に相当する金額を、船員保険特別会計に移換しなければならない。

第三章 給付

第一節 通則

市町村職員共済組合法（二〇四）

（組合の給付）

第十五条 組合は、この法律で定めるところにより、組合員の疾病、負傷、廃疾、死亡、分べん、退職、災やく若しくは休業又はその被扶養者の疾病、負傷、死亡、分べん若しくは災やくに因して、左に掲げる給付を行う。

- 一 保健給付
- 二 退職給付
- 三 廃疾給付
- 四 遺族給付
- 五 リ災給付
- 六 休業給付

（被扶養者）

第十六条 この法律において「被扶養者」とは、組合員の直系尊族、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子及び組合員と同一の世帯に属する者で、主としてその収入により生計を維持するものをいう。

（給付額の算定方法）

第十七条 給付額の算定の基準となるべき給料（地方公務員法第二十五条第二項第一号に規定する給料表に掲げる

給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与をいう。以下同じ。）は、給付事由が発生した当時（給付事由が退職後に発生したものにあっては、退職当時）の掛金の標準となつた給料とし、その三十分の一（休業給付にあつては、その二十五分の一）に相当する額をもつて給料日額とする。

2 給付額に円位未満の端数を生じたときは、これを円位に満たしめる。

（年金の支給の始期及び終期）

第十八条 年金である給付は、その給付事由が発生した月の翌月からその事由のなくなつた月まで支給する。

2 年金の支給については、月割計算とし、毎年三月、六月、九月及び十二月において、その前月分までを支給する。但し、年金の給付事由がなくなつたとき、又はその支給を停止したとき、若しくはこれを受ける権利が消滅したときは、その支給期月にかかわらず、そのときまでの分を支給する。

（年金を受けるべき遺族の範囲）

第十九条 年金を受けるべき遺族の範囲は、組合員又は組合員であつた者で引き続きこの法律によつて年金を受け

父母で組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者を除く外、組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者

四 組合員又は組合員であつた者の子、父母、孫及び祖父母で第二号に該当しないもの

（給付を受けるべき遺族の順位）

第二十二條 組合員又は組合員であつた者が死亡したときにおいて給付を受けるべき遺族の順位は、左に掲げるとおりとする。

一 年金を受ける者の順位は、第十九条第一項に掲げる順序

二 年金以外の給付を受ける者の順位は、前条各号の順序。但し、同条第二号又は第四号に掲げる者の間においては、それぞれ当該各号に掲げる順序

2 前項の場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

ていたもの（以下本節及び第六十四条において「組合員であつた者」という。）の配偶者並びに子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたものとする。

2 組合員又は組合員であつた者の死亡当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とみなす。

第二十条 前条第一項に規定する遺族のうち組合員又は組合員であつた者の死亡当時十八歳未満の子又は孫にあつては、まだ婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）していない場合に限り、十八歳以上の子又は孫にあつては、組合員又は組合員であつた者の死亡当時から引き続き不具廃疾で生活資料を得るみちがないときに限り、年金を支給する。

（年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲）

第二十一条 年金以外の給付を受けるべき組合員又は組合員であつた者の遺族の範囲は、左に掲げる者とする。

一 組合員又は組合員であつた者の配偶者

二 組合員又は組合員であつた者の子、父母、孫及び祖父母で二人以上あるときの給付

第二十三条 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人数によつて等分して支給する。

2 前項の規定により年金である給付を等分して受ける同順位者のうちその権利を失つた者があるときは、残りの同順位者の人数によつてその年金を等分して支給する。

（支払未済の給付の受給者の特例）

第二十四条 遺族給付以外の給付を受ける権利を有する組合員又は組合員であつた者が死亡した場合において、その者が支給を受けるべき給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、第十九条から前条までの規定に準じて、これをその者の遺族に支給する。

2 遺族給付を受ける権利を有する組合員であつた者の遺族がその権利を失つた場合において、当該遺族が支給を受けることができた給付で当該遺族が支払を受けなかつたものがあるときは、第十九条から前条までの規定に準じて、これを当該遺族以外の当該組合員であつた者の遺族に支給する。

（給付の併給）

第二十五条 二以上の給付事由が同時に存したときは、左に掲げる場合を除く外、当該各種の給付を併給するものとする。

- 一 出産手当金を支給するときは、その支給期間内は、傷病手当金は支給しない。
- 二 傷病手当金又は出産手当金を支給するときは、その支給期間内は、休業手当金は支給しない。
- 三 廃疾年金を受ける権利を有する者には、退職給付は行わない。
- 四 退職年金を受ける権利を有する者には、廃疾一時金は支給しない。

(給付金からの控除)

第二十六条 組合員が組合員の資格を喪失した場合において、その者に支給すべき給付金があり、且つ、その者が組合に対して支払うべき金額があるときは、給付金からこれを控除する。

(時効)

第二十七条 この法律に基く給付を受ける権利は、その給付事由が発生した日から年金である給付については五年間、その他の給付については二年間行わないときは、時

効に因り消滅する。

(給付を受ける権利の保護)

第二十八条 この法律に基く給付を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

2 年金である給付を受ける権利は、前項の規定にかかわらず、国民金融公庫に担保に供することができる。

(損害賠償の請求権)

第二十九条 組合は、給付事由が第三者の行為に因つて発生したときは、当該給付事由に対して行うべき給付の額の限度で、給付を受ける権利を有する者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

第二節 保健給付

(療養)

第三十条 組合員が、公務に因らないで疾病にかかり、又は負傷したときは、組合は、左に掲げる療養を行う。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 病院又は診療所への収容
- 五 看護

六 移送
2 前項第五号及び第六号の療養は、組合が必要と認めるときに限り、行うものとする。

(療養の給付及び療養費)

第三十一条 組合員が前条第一号から第四号までの療養を受けようとするときは、左の各号に定めるところによる。

- 一 組合の経営する医療機関からこれを受けることができる。この場合において、組合は、その費用を負担する。
- 二 組合員の療養について組合が契約している医療機関からこれを受けることができる。この場合において、組合は、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ六の規定に基き厚生大臣の定める療養に要する費用の算定に関する基準(以下本条において「厚生大臣の定める基準」という。)の範囲内で、当該医療機関にその費用を支払う。但し、組合は、厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額を組合員に支払わせることができる。
- 三 保険医又は保険薬剤師(健康保険法第四十三条ノ三

市町村職員共済組合法(二〇四)

の規定によつて指定された保険医又は保険薬剤師をいう。以下同じ。)からこれを受けることができる。この場合において、組合は、厚生大臣の定める基準によつて、当該保険医又は保険薬剤師にその費用を支払う。但し、組合員は、厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額を支払わなければならない。

四 組合は、療養の給付をすることが困難であると認めるとき、又は組合員が緊急その他やむを得ない事情により前各号に規定する医療機関以外の医師、歯科医師、薬剤師又はその他の医療機関から診療又は手当を受けた場合において、組合が必要と認めるときは、厚生大臣の定める基準の範囲内で、その費用をその組合員に支払うことができる。但し、組合員は、厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額について、その支払を受けることはできない。

(家族療養費)

第三十二条 組合員の被扶養者が、第三十条第一号から第四号までに規定する療養を受けようとするときは、前条の規定に準じ、任意の医療機関からこれを受けることができる。この場合において、組合は、同条の規

定（同条第二号但書、第三号但書及び第四号但書を除く。）に従つて負担し、又は支払わなければならない費用の半額を負担し、又は支払わなければならない。

2 第三十条第二項の規定は、組合員の被扶養者が同条第一項第五号及び第六号の療養を受けようとするときに準用する。この場合において、組合は、組合員がその療養を受けるときにおいて組合が負担し、又は支払うべき金額の半額を負担し、又は支払わなければならない。

（保険医等の療養費及び家族療養費）

第三十三条 組合員又はその被扶養者が、保険医又は保険薬剤師から第三十条第一項第一号から第四号までの療養を受け、緊急その他やむを得ない事情によりその費用を直接保険医又は保険薬剤師に支払つた場合において、組合が必要と認めるときは、組合は、第三十一条第三号又は前条第一項の規定に従つて計算した費用を、保険医又は保険薬剤師に対する支払に代えて組合員に支払うことができる。

（保険医又は保険薬剤師の療養担当）

第三十四条 保険医又は保険薬剤師は、健康保険法の規定に従つて組合員及びその被扶養者の療養を行わなければ

（家族療養費の支給の制限）

第三十六条 家族療養費は、同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾病に關し日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の規定による療養の給付があつたときは、その限度において、支給しない。

（分べん費及び配偶者分べん費）

第三十七条 組合員が分べんしたときは、分べん費として給料の一月分に相当する額を支給する。

2 組合員であつた者がその資格喪失後六月以内に分べんしたときも、また、前項と同様とする。但し、資格喪失後分べんするまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合は、分べん費を支給しない。

3 組合員の被扶養者である配偶者が分べんしたときは、配偶者分べん費として給料の半月分に相当する額を支給する。

（保育手当金）

第三十八条 組合員又はその被扶養者である配偶者が分べんし、且つ、保育する場合においては、保育手当金として分べんの日から引き続き六月間、保育している期間一月につき四百円を支給する。但し、その期間が一月に満

ならない。

（給付の支給期間）

第三十五条 療養の給付、療養費及び家族療養費は、同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾病に關し左に掲げる事由に該当するに至つたとき以後は、支給しない。

一 廃疾給付を受けるに至つたとき。

二 療養の給付、療養費又は家族療養費（国家公務員共済組合法によるこれらのものを含む。）の支給開始後三年を経過したとき。

2 組合員がその資格を喪失した際、療養の給付、療養費又は家族療養費を受けているときは、組合員として受けることのできる期間、継続してこれを支給する。但し、その期間内に他の組合の組合員（国家公務員共済組合の組合員及び健康保険法による健康保険（以下「健康保険」という。）又は船員保険法による船員保険（以下「船員保険」という。）の被保険者で組合員でないものを含む。以下第三十七条第二項、第三十八条第三項及び第五十八条第三項において同じ。）の資格を取得したときは、その取得した日以後は、この限りでない。

たないときは、これを一月とする。

2 組合員がその資格を喪失した際、保育手当金を受けているときは、組合員として受けることができる期間、継続してこれを支給する。

3 組合員であつた者がその資格喪失後六月以内に分べんし、且つ、保育するときも、また、第一項と同様とする。但し、資格喪失後分べんするまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合は、保育手当金を支給しない。

（埋葬料及び家族埋葬料）

第三十九条 組合員が公務に因らなで死亡したときは、その埋葬を行う者に埋葬料として給料の一月分に相当する額を支給する。但し、その額が六千円に満たないときは、六千円とする。

2 組合員の被扶養者が死亡したときは、家族埋葬料として前項に規定する額の二分の一を支給する。

第四十条 第三十五条第二項の規定により給付を受ける者が死亡したとき、同項の規定により給付を受けた者がその給付を受けなくなつた日後三月以内に死亡したとき、又は組合員であつた者がその資格を喪失した日後三月以

内に死亡したときは、その埋葬を行う者に、前条第一項の規定に準じ、埋葬料を支給する。

2 第三十五条第二項但書の規定は、前項の場合について準用する。

第三節 退職給付

（退職年金）

第四十一条 組合員であつた期間二十年以上の者が、第十二条第二項第二号又は第三号に規定する事由に該当し組合員の資格を喪失したとき（引き続きこの法律による他の組合の組合員の資格を取得し第十三条第二項の規定の適用を受けるとき、又はこの法律に基く退職年金を受ける権利を有しない組合員が引き続き国家公務員共済組合の組合員の資格を取得し国家公務員共済組合法第十五条第二項の規定の適用を受けるときを除く。以下第四十三条第一項において同じ。）は、その者の死亡に至るまで退職年金を支給する。但し、五十歳に達するまでは、その支給を停止する。

2 退職年金の年額は、給料の四月分に相当する額とし、組合員であつた期間二十年以上一年を増すごとにその一年につき給料日額の四日分に相当する額を加算する。

廃疾一時金の額と合算して給料の二十二月分に相当する額をこえることができない。

第四節 廃疾給付

（廃疾年金）

第四十四条 組合員であつた期間六月以上の者が公務に因らないで疾病にかかり、又は負傷し、若しくはこれに因り発生した疾病のため退職した場合において、療養の給付を受けた日若しくは療養費の給付事由が発生した日から起算し三年以内に治ゆたとき、又は治ゆしないがその期間を経過したとき別表第二に掲げる程度の廃疾の状態にある者には、その程度に應じて、その者の死亡に至るまで廃疾年金を支給する。

2 廃疾年金の額は、給料に、別表第三に定める月数を乗じて得た額とする。

3 組合員であつた期間十年以上の者に支給する廃疾年金の年額は、前項の額に、その期間二十年に至るまでは十年以上一年を増すごとにその一年につき給料日額の三分に相当する額を、二十年以上については二十年以上一年を増すごとにその一年につき給料日額の四日分に相当する額を加算する。

第四十二条 退職年金を受ける権利を有する者が再び組合員となつたときは、その組合員となつた日の属する月から退職年金の支給を停止する。

2 前項の規定により退職年金の支給を停止された組合員が、第十二条第二項第二号又は第三号に規定する事由に該当し組合員の資格を喪失したとき（引き続きこの法律による他の組合の組合員の資格を取得し第十三条第二項の規定の適用を受けるときを除く。）は、前後の組合員であつた期間を合算して退職年金の額を改定する。

3 前項の規定により退職年金の額を改定した場合において、その改定額が従前の退職年金の額より少いときは、従前の退職年金の額をもつてその退職年金の額とする。

（退職一時金）

第四十三条 組合員であつた期間六月以上二十年未満の者が、第十二条第二項第二号又は第三号に規定する事由に該当し組合員の資格を喪失したときは、退職一時金を支給する。

2 退職一時金の額は、給料日額に、組合員であつた期間に應じ別表第一に定める日数を乗じて得た金額とする。但し、廃疾一時金の支給を受ける者に支給すべき額は、

第四十五条 廃疾年金を受ける権利を有する者が、廃疾年金の支給を受ける程度の廃疾の状態に該当しなくなつたとき以後は、その廃疾年金は、支給しない。

第四十六条 組合員であつた期間二十年未満で廃疾年金を受ける権利を有する者が前条の規定により廃疾年金の支給を受けなくなつた場合において、すでに支給を受けた廃疾年金の総額が、その者が組合員の資格を喪失した際受けるべきであつた退職一時金の額と給料の十月分に相当する額との合算額（その合算額が給料の二十二月分に相当する額をこえるときは、給料の二十二月分に相当する額）に満たないときは、その差額を支給する。

（廃疾一時金）

第四十七条 組合員であつた期間六月以上の者が公務に因らないで疾病にかかり、又は負傷し、若しくはこれに因り発生した疾病のため退職した場合において、療養の給付を受けた日若しくは療養費の給付事由が発生した日から起算し三年以内に治ゆたとき、又は治ゆしないがその期間を経過したとき別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にある者には、廃疾一時金を支給する。

2 廃疾一時金の額は、給料の十月分に相当する額とす

る。但し、退職一時金の支給を受ける者に支給すべき額は、退職一時金の額と合算して給料の二十二月分に相当する額をこえることができない。

第五節 遺族給付

(遺族年金)

第四十八条 組合員であつた期間二十年以上の者が死亡したときは、その者の遺族に遺族年金を支給する。

第四十九条 遺族年金の額は、左の区分による額とする。

- 一、退職年金の支給を受ける者が死亡したときは、その退職年金の額の二分の一
- 二、組合員であつた期間二十年以上の者が、退職年金の支給を受けないで死亡したときは、その者が支給を受けなければならない退職年金の額の二分の一
- 三、組合員であつた期間二十年以上の者で廃疾年金の支給を受ける者が死亡したときは、その者が支給を受けなければならない退職年金の額の二分の一

(遺族年金の転給)

第五十条 遺族年金を受ける権利を有する者が左の各号の一に該当するに至つたときは、その年金を受ける権利を失う。

きは次順位者に支給する。

(遺族一時金)

第五十二条 組合員であつた期間六月以上二十年末満の者が死亡したときは、その者の遺族に遺族一時金を支給する。

2 遺族一時金の額は、給料日額に、組合員であつた期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た額とする。

(年金者遺族一時金)

第五十三条 左の各号の一に該当するときは、組合員であつた者の遺族に年金者遺族一時金を支給する。

- 一、退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。
- 二、組合員であつた期間二十年以上の者で廃疾年金を受ける権利を有するものが死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。
- 三、組合員であつた期間二十年末満の者で廃疾年金を受ける権利を有するものが死亡したとき。
- 四、遺族年金を受ける権利を有する者がその権利を失い、以後年金を受けるべき遺族がないとき。

一 死亡したとき。

二 婚姻したとき、又は養子縁組(届出をしないが事実上養子縁組と同様の事情にある場合を含む。)により養子となつたとき。

三 子又は孫(不具廃疾で生活資料を得るみちがない者を除く。)が十八歳に達したとき。

四 不具廃疾で生活資料を得るみちがないため、遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき。

2 前項の場合において、遺族年金の支給を受けるべき同順位者がなくて後順位者があるときは、その者にこれを支給する。

第五十一条 遺族年金を受ける権利を有する者が一年以上所在不明であるときは、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請により、所在不明中その者の受けるべき年金の支給を停止することができる。

2 前項の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止期間中、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたとき

五 組合員であつた期間二十年以上の者が退職年金の支給を受けないで死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

第五十四条 年金者遺族一時金の額は、左の区分による額とする。

- 一、前条第一号に該当する場合においては、すでに支給を受けた年金の総額が、退職年金の額の六年分に満たないときは、その差額
- 二、前条第二号に該当する場合においては、すでに支給を受けた年金の総額が、その組合員が退職の際受けるべきであつた退職年金の額の六年分に満たないときは、その差額
- 三、前条第三号に該当する場合においては、すでに支給を受けた年金の総額が、給料日額に組合員であつた期間に依り別表第一に定める日数を乗じて得た額と給料の十月分に相当する額との合算額(その合算額が給料の二十二月分に相当する額をこえるときは、二十二月分に相当する額)に満たないときは、その差額
- 四、前条第四号に該当する場合においては、すでに支給を受けた退職年金、廃疾年金及び遺族年金の総額が、

その組合員が受けた、又は受けるべきであつた退職年金の額の六年分に満たないときは、その差額

五 前条第五号に該当する場合においては、その組合員が死亡のときにおいて退職したとすれば受けるべきであつた退職年金の額の六年分

第六節 災給付

(甲慰金及び家族甲慰金)

第五十五条 組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害によつて死亡したときは、組合員については給料の一月分に相当する額の甲慰金をその遺族に、被扶養者については給料の半月分に相当する額の家族甲慰金を支給する。

(災害見舞金)

第五十六条 組合員がその住居又は家財に損害を受けたときは、給料に、別表第五に掲げる損害の程度に依り同表に定める月数を乗じて得た額を災害見舞金として支給する。

第七節 休業給付

(傷病手当金)

第五十七条 組合員が公務に因らないで疾病にかかり、又

ず、当該傷病手当金の支給を始めた日から当該療養の給付又は療養費の支給期間が経過した日の前日までの期間とする。

(出産手当金)

第五十八条 組合員が分べんしたときは、出産手当金として、分べんの日前四十二日、分べんの日以後四十二日以内において勤務に服することができなかった期間一日につき給料日額の十分の八に相当する額を支給する。組合員であつた者が組合員の資格喪失後六月以内に分べんしたときも、同様とする。

2 前条第二項の規定は、出産手当金の支給について準用する。

3 組合員がその資格を喪失した際、出産手当金を受けているときは、その給付は、第一項に規定する期間内は、引き続き支給する。但し、その期間内に他の組合の組合員の資格を取得したときは、その取得した日以後については、この限りでない。

(休業手当金)

第五十九条 組合員が左の各号の一の事由に因り欠勤したときは、休業手当金としてその期間（第三号から第五号

は負傷し、療養のため引き続き勤務に服することができないときは、傷病手当金として、勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間一日につき給料日額の十分の八に相当する額を支給する。

2 組合員で被扶養者のないものが入院したときにおいて支給すべき傷病手当金は、前項の規定にかかわらず、給料日額の十分の六に相当する額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して六月間とする。

4 結核性疾病に関しては、前項の期間をこえ通じて三年に至るまでの療養のため勤務に服することができなかつた期間について、継続して傷病手当金を支給する。

5 第三十五条第二項の規定は、前二項の場合について準用する。

6 第三項若しくは第四項又は前項において準用する第三十五条第二項の場合において、傷病手当金の支給期間中に療養の給付又は療養費の支給期間が経過したときは、当該傷病手当金の支給期間は、これらの規定にかかわらず

までの各号については、当該各号に掲げる期間内一日につき給料日額の十分の六に相当する額を支給する。

一 公務に因らない疾病又は負傷

二 組合員の被扶養者の疾病又は負傷

三 組合員又はその配偶者の分べん 十四日

四 組合員又はその被扶養者に係る公務に因らない不慮の災害 五日

五 組合員の婚姻、配偶者の死亡又は二親等内の血族若しくは一親等の姻族で組合員の収入により主としてその生計を維持するもの若しくはその他の被扶養者の婚姻若しくは葬祭 七日

六 前各号に掲げるものの外、組合の規約で定める事由

(休業給付と給料との調整)

第六十条 傷病手当金、出産手当金又は休業手当金は、その支給期間に係る給料の全部又は一部を受けるときは、その受ける額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

第八節 給付の制限

(給付の制限)

第六十一条 この法律に基く給付を受けるべき者が、故意

に給付事由を発生させたときは、当該給付事由に係る給付は、その全部又は一部を行わないことができる。その者が懲戒処分を受け、又は禁こ以上の刑に処せられたときも、また、同様とする。

第六十二条 組合員若しくは組合員であつた者又はその被扶養者が、正当な理由がなくて療養に関する指揮に従わなかつたことにより、又は重大な過失に因り事故を発生させたときは、その者に係る保健給付、廃疾給付又は休業給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第六十三条 組合は、保健給付、廃疾給付又は休業給付の支給に關し必要があると認めるときは、その支給に係る者につき診断を行うことができる。

第六十四条 遺族給付の支給を受けるべき者が、組合員、組合員であつた者又は遺族給付の支給を受ける者を故意に死に至らせたときは、その者については、その受けるべき給付を支給しない。この場合において後順位者があるときは、その者にこれを支給する。

を毎月末日までに組合員に代りその掛金として組合に払い込まなければならない。

2 市町村は、組合員が組合に対して支払うべき掛金以外の金額があるときは、組合員である職員の給料その他の給与を支給する際、その給料その他の給与から当該金額に相当する金額を控除し、これを直ちに組合員に代り組合に払い込まなければならない。

3 市町村は、組合員のうち第十一条第三項各号に掲げる者で市町村から給料を受けないものの掛金その他の組合員に対して毎月支払うべき金額に相当する金額をその者から徴収し、これを毎月末日までにその者に代り組合に払い込まなければならない。

第六十八条 市町村は、組合の事業に要する費用に充てるため、左に掲げる金額を負担し、その金額を毎月末日までに組合に払い込まなければならない。

- 一 保健給付、リ災給付及び休業給付に要する費用に係る当該市町村の職員である組合員の掛金に相当する金額
- 二 退職給付、廃疾給付及び遺族給付に要する費用に係る

第四章 福祉事業

（福祉事業）

第六十五条 組合は、前章に規定する給付を行う外、組合員の福祉を増進するため、規約で定めるところにより、左に掲げる事業を行うことができる。

- 一 組合員の保健、保養又は教養に資する施設の経営
- 二 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付
- 三 組合員の貯金の受入又はその運用
- 四 組合員の臨時の支出に対する貸付
- 五 その他前各号に附帯する事業

第五章 掛金及び市町村負担金

（掛金）

第六十六条 組合員は、組合の給付に要する費用に充てるため、掛金を負担する。

2 前項の掛金は、組合員の給料を標準として算定するものとし、その給料と掛金との割合は、各組合につき、規約で定める。

（掛金等の給料等からの控除）

第六十七条 市町村は、組合員である職員の給料を支給する際、その給料から掛金に相当する金額を控除し、これ

る当該市町村の職員である組合員の掛金の四十五分の五十五に相当する金額

三 組合の事務に要する費用の組合員一人当りの額に当該市町村の職員である組合員の数を乗じて得た金額に相当する金額

2 前項第三号に規定する組合の事務に要する費用の組合員一人当りの額は、毎事業年度組合の予算をもつて定める。

3 市町村は、第一項の規定により組合に負担金を支払う場合においては、概算払をすることができる。この場合においては、当該事業年度末において精算するものとする。

（督促及び延滞金の徴収）

第六十九条 掛金又は前条第一項の規定による負担金を滞納した市町村に対しては、組合は、期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の規定によつて督促したときは、組合は、政令で定めるところにより、延滞金を徴収するものとする。

第六章 市町村職員共済組合連合会

（市町村職員共済組合連合会）

第七十条 組合の業務の適正且つ円滑な運営を図るため、すべての組合をもつて組織する市町村職員共済組合連合会(以下「連合会」という。)を置く。

- 2 連合会は、左に掲げる事業を行う。
 - 一 組合の業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を組合に提供すること。
 - 二 組合の給付、給付に要する財源の計算及び資産の管理が適切に行われるように、組合の事務の指導を行うこと。

三 長期給付積立金及び、災給付積立金を管理すること。

四 その他その目的を達成するために必要な事業

3 連合会は、法人とする。

4 連合会の事務所は、東京都に置く。

(定款)

第七十一条 連合会は、定款をもつて左に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事業

四 事務所の所在地

五 総会に関する事項

六 役員に関する事項

七 長期給付積立金及び、災給付積立金に関する事項

八 経費の分賦及び会計に関する事項

九 公告に関する事項

十 その他連合会の業務に関する重要事項

2 定款の変更は、自治庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(総会)

第七十二条 連合会に総会を置く。

2 総会は、各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長以外の各組合の理事が互選する者あわせて五十五人の議員をもつて組織する。

3 左に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 予算の決定及び決算報告の認定
- 三 重要な財産の処分又は重大な義務の負担
- 四 訴訟又は訴願の提起及び和解

五 その他連合会の業務に関する重要事項で、定款をもつて定める事項

(役員)

第七十三条 連合会に役員として会長、理事九人及び監事三人を置く。

2 会長は、理事が互選する。

3 理事は、総会の議員が互選する。但し、理事のうち一人は、市町村長以外の組合の理事が互選した議員でなければならない。

4 監事は、総会において、学識経験を有する者、組合の理事長及び市町村長以外の組合の理事が互選した総会の議員のうちからそれぞれ一人を選任する。

第七十四条 会長は、連合会を代表する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長のあらかじめ指定する理事がその職務を代理する。

2 連合会の業務は、定款に特別の定がある場合を除く外、理事の過半数で決する。

3 監事は、連合会の業務を監査する。

(長期給付積立金及び、災給付積立金)

第七十五条 退職給付、廃疾給付及び遺族給付の円滑な実

施を図るため長期給付積立金を、災給付の円滑な実施を図るため災給付積立金を、それぞれ連合会に設ける。

2 組合は、前項の積立金に充てるため、政令で定めるところにより、毎月一定の金額を連合会に払い込むものとする。

3 連合会は、政令で定めるところにより、組合の請求に基き、その退職給付、廃疾給付及び遺族給付に要する資金を長期給付積立金から、その災給付に要する資金を災給付積立金から組合に交付するものとする。

4 連合会は、第一項の積立金を管理するに当っては、これを確実で有利な方法により、且つ、組合員の福祉の増進又は市町村の公共の利益に資するように運用しなければならない。

(資料の提出の請求)

第七十六条 連合会は、その業務に関して必要があると認めるときは、組合に対し、必要な資料の提出を求めるところができる。

(準用規定)

第七十七条 第三条第三項、第六条第八項、第七条第五項

及び第六項並びに第九條第二項及び第三項の規定は、連合会について準用する。この場合において、第三條第三項中「規約」とあるのは「定款」と、「前項」とあるのは「第七十一條第二項」と、第七條第五項中「規約、業務方法書」とあるのは「定款」と、同條第六項中「組合員」とあるのは「組合又は組合の組合員」と、第九條第二項中「この法律に基く給付、第六十五條第二号の貸付並びに同條第三号及び第四号に規定する事業」とあるのは「第七十條第二項第三号に規定する事業」と、第九條第三項中「第三章及び第四章の規定による事業」とあるのは「その事業」と読み替えるものとする。

第七章 市町村職員共済組合審査会

(審査会)

- 第七十八條 給付の決定又は掛金その他組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収に関する異議を審査するため、連合会に市町村職員共済組合審査会（以下本章及び附則第十四項において「審査会」という。）を置く。
- 2 審査会は、委員九人をもつて組織する。
- 3 委員は、組合員を代表する者、市町村を代表する者及び公益を代表する者それぞれ三人とし、連合会が推薦する者の中から自治庁長官が委嘱する。

る者のうちから自治庁長官が委嘱する。
4 委員の任期は、三年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第七十九條 審査会に会長を置く。会長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから選挙する。

2 会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、審査会において、公益を代表する委員のうちから会長の職務を代理する者を選挙する。

第八十條 審査会は、会長が招集し、その議事は、会長以外の出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

2 審査会は、組合員を代表する委員、市町村を代表する委員及び公益を代表する委員がそれぞれ少くとも一人以上出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

(審査)

第八十一條 給付の決定又は掛金その他組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収に關し異議のある者は、その決定又は徴収の通知のあつた日から起算して六十日以内に、政令で定めるところにより、文書又は口頭で、審査

第八章 会計

(事業年度)

第八十三條 組合及び連合会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

2 組合及び連合会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(予算及び決算)

第八十四條 組合及び連合会は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、事業年度開始前に自治庁長官に届け出なければならない。予算に重要な変更を加えようとするときも、また、同様とする。

2 組合の理事長又は連合会の会長は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、これに予算の区分に従つて作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に組合会又は総会に提出し、その認定を受けなければならない。

3 組合及び連合会は、前項の規定による決算の認定があつたときは、前項に規定する書類の写を添付し、遅滞なく、これを自治庁長官に報告しなければならない。

会に対して審査の請求をすることができ。

2 前項の規定による請求があつたときは、会長は、遅滞なく、審査会を招集しなければならない。

3 審査会は、審査のため必要があるときは、審査を請求した者若しくは関係人に対して報告若しくは意見を求め、その出頭を命じ、又は医師に診断若しくは検査をさせることができる。

4 関係人及び証人は、審査会の会議に出席して意見を述べることができる。

5 審査会は、審査の請求を受けた日から起算して六十日以内に決定を行い、決定の日から起算して七日以内に、文書で、組合及び審査を請求した者に対してこれを通知しなければならない。

6 第一項の規定による給付の決定に関する審査の請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。
(審査会に關する事項の政令への委任)

第八十二條 審査会の委員並びに前條第三項の規定により出頭を命じた関係人及び同條同項の規定により診断又は検査をさせた医師の報酬及び旅費その他審査会に關し必要な事項は、政令で定める。

（会計等に関する事項の総理府令への委任）

第八十五条 前二条に規定するものの外、組合及び連合会の会計及び資産の運用その他財務に関して必要な事項は、総理府令で定める。

第九章 雑則

（監督）

第八十六条 組合及び連合会は、自治庁長官が監督する。

2 自治庁長官は、必要があると認めるときは、その必要な限度において、組合又は連合会に対して、業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員をして実地について業務の状況若しくは書類帳簿その他必要な物件を検査させることができる。

3 自治庁長官は、組合の保健給付についての第三十条第二項及び第三十一条から第三十三条までの規定による費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該保健給付に係る第三十条第一項各号に掲げる療養を行つた医療機関から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして当該医療機関の病院、診療所、助産所若しくは施設所に立ち入り、診療簿その他その業務に関する書類帳簿を検査させることができる。

要な範囲内において、当該市町村の職員をして組合若しくは連合会の事務に従事させ、又は当該市町村の施設を無償で組合若しくは連合会の利用に供することができらる。

（医療に関する事項）

第八十九条 組合は、この法律で定める医療に関する事項については、随時、厚生大臣に連絡しなければならならぬ。

（船員である組合員についての特例）

第九十条 船員である組合員の船員である組合員としての資格の得喪及び期間の計算については、船員保険法の定めるところによる。

第九十一条 船員である組合員又は船員である組合員であつた組合員が、第十二条第二項各号に規定する事由に該当したときの退職給付又は遺族給付は、左の各号のうち組合員に有利ないずれか一の給付とする。

- 一 組合員として受けるべき退職給付又は遺族給付と、船員保険の被保険者であつた期間のうち組合員でなかつた期間がある場合のその期間に対する船員保険法に規定する老齢年金、脱退手当金又は遺族年金との併給

査させることができる。

4 前項の規定により当該職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 自治庁長官は、政令で定めるところにより、第一項から第三項までに規定する権限に属する事務の一部を都道府県知事をして行わせることができる。

（組合の報告徴取等）

第八十七条 組合は、政令で定めるところにより、市町村にその職員である組合員の異動、給与等に関し報告をさせ、又は文書を提示させ、その他組合の業務の執行に必要な事務を行わせることができる。

2 組合は、総理府令で定めるところにより、組合員又はこの法律に基く給付を受けるべき者に、組合又は市町村に対して組合の業務の執行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

（市町村の便宜の供与）

第八十八条 市町村は、組合又は連合会の業務の執行に必

二 その者が組合員とならなかつたならば、船員として受けるべき船員保険法に規定する老齢年金、脱退手当金又は遺族年金と、組合員であつた期間のうち船員である組合員でなかつた期間がある場合のその期間に対する組合員として受けるべき退職給付又は遺族給付との併給

2 前項に規定する場合の外、船員である組合員若しくは船員である組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する給付は、組合員若しくは組合員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき給付と、その者が組合員とならなかつたならば、船員保険の被保険者若しくは被保険者であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき船員保険法に規定する給付（失業に関する給付を除く。）とのうち、これらの者に有利ないずれか一を支給するものとする。

第九十二条 厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第十七号）第二条から第四条までの規定により厚生年金保険又は船員保険の老齢年金の受給資格期間を満たした者が、船員である組合員となつたときは、船員である組合員でない船員保険の被保険者であつた期間

は、船員保険の被保険者でなかつたものとみなして、前条の規定を適用する。

第九十三条 市町村は、船員である組合員若しくは船員である組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する船員保険法に規定する給付に相当する給付に要する費用については、同法に規定する国庫の負担及び船舶所有者の負担と同一割合によつて算定した金額を負担し、これを毎月末日までに組合に払い込むものとする。

（組合又は連合会に使用される者についての取扱）

第九十四条 組合又は連合会に使用される者で組合又は連合会から給与を受けるもの（以下本条において「組合職員」という。）があるときは、この法律（第七条第四項、第八十八条及び次条の規定を除く。）の適用については、当該組合又は連合会をその事務所の所在地の属する都道府県に包括される市町村とみなし、当該組合職員を職員とみなす。

（特別区並びに特別区及び市町村の組合の取扱）

第九十五条 この法律の適用については、特別区並びに特別区及び市町村の組合は、市町村とみなす。

（施行手続等の政令への委任）

に、市町村長及び市町村長以外の職員のうちからそれぞれ十人以上の同数の者を組合設立委員選挙管理人として指名しなければならない。

3 組合設立委員選挙管理人は、指名の日から三十日以内に、組合設立委員の定数及び選挙の方法に関して規則を定め、その規則について自治庁長官の認可を受けなければならない。この場合においては、組合設立委員の選挙の方法については、市町村長及び市町村長以外の職員がそれぞれのうちから同数を選挙するように定めなければならない。

4 前項に規定する認可があつたときは、組合設立委員選挙管理人は、認可の日から六十日以内に、認可を受けた規則により組合設立委員の選挙を行わなければならない。

5 組合設立委員は、選挙の日から六十日以内に、第三条第一項各号に掲げる事項について仮規約を定め、並びに総理府令で定めるところにより当該事業年度の収入及び支出の仮予算を作成し、その仮規約及び仮予算について自治庁長官の認可を受けなければならない。

6 自治庁長官は、前項に規定する認可をしたときは、直

第九十六条 この法律の施行のための手続その他その執行について必要な細則は、この法律に特別の定があるものを除く外、政令で定める。

第十章 罰則

（罰則）

第九十七条 第八十六条第三項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第九十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を課する。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十年一月一日から施行する。但し、附則第二項から第六項まで及び第二十一項の規定は、公布の日から施行する。

（組合の設立）

2 都道府県知事は、この法律の公布の日から三十日以内

ちにその旨を告示するものとする。

7 組合は、前項の規定による告示があつたときは、昭和三十年一月一日（その日までに前項の規定による告示がされてない組合にあつては、その告示のあつた日）に成立する。

8 附則第三項に規定する組合設立委員並びに附則第五項に規定する仮規約及び仮予算は、組合の成立の日において、それぞれ、組合の組合会の議員、規約及び予算となるものとする。この場合において、組合は、遅滞なく、その規約を公告しなければならない。

（連合会の設立）

9 すべての組合が成立したときは、自治庁長官は、各組合の理事長の会議を招集しなければならない。

10 各組合の理事長は、前項に規定する理事長の会議において連合会の定款並びに当該事業年度の収入及び支出の予算を作成し、その定款及び予算について自治庁長官の認可を受けなければならない。

11 自治庁長官は、前項に規定する認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

12 連合会は、前項の規定による告示のあつた日に成立す

る。この場合においては、連合会は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

（最初の事業年度）

13 組合及び連合会の最初の事業年度は、第八十三条第一項の規定にかかわらず、組合又は連合会の成立の日に始まり、昭和三十年三月三十一日に終るものとする。

（最初に選任される審査会の委員の任期に関する特例）

14 最初に選任される審査会の委員の任期は、第七十八条第四項の規定にかかわらず、組合員を代表する者、市町村を代表する者及び公益を代表する者のそれぞれについて、一人は三年、一人は二年、一人は一年とする。この場合において、各委員の任期は、自治庁長官がくじで定める。

（退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用の除外）

15 組合員のうち左に掲げる者については、当分の間、退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定は、適用しない。

一 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の準用を受ける者

19 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六百六十一号）第二条第一項に規定する未帰還者であつて、この法律が昭和二十八年七月三十一日から施行されていたものとしたならば組合員となるべき者は、第十一条の規定にかかわらず、組合員とみなす。この場合において、この法律の適用については、その者に係る未帰還者留守家族等援護法による留守家族手当若しくは特別手当又は市町村において支給するこれらに相当する手当（以下次項において「手当等」と総称する。）をもつてその者の収入と、その者の昭和二十八年七月三十一日における給料の額をもつてその者の給料の額とみなす。

20 手当等の支給機関（二以上の機関が手当等を支給するときは、そのうち自治庁長官が定める機関）は、手当等を支給する際、掛金に相当する金額を控除して、その金額を組合員に代りその所属する組合に払い込まなければならない。

（健康保険組合及び健康保険についての経過措置）

21 この法律の公布の際現にこの法律による組合の組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合を組織している市町村が、当該市町村の職員でこの法律による組合

二 退職年金及び退職一時金に関する条例（この法律に基く退職給付、廃疾給付及び遺族給付以上の内容を有する給付について規定するものに限る。）の適用を受けらる者

三 六月以内の期間を限つて使用される者

16 前項に規定する組合員以外の組合員が同項に規定する組合員となつたときは、退職給付の支給については、これを退職とみなす。但し、退職年金は、その者が組合員である期間その支給を停止する。

17 退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける組合員が附則第十五条第二号に該当するに至つたときは、前項の規定にかかわらず、引き続きこれらの給付に関する規定の適用を受ける組合員である期間二十年に至るまで、組合の規約で定めるところにより、なお、これらの給付に関する規定の適用を受ける組合員となることができらる。

18 市町村は、前項の規定の適用を受ける組合員に対する第六十八条第一項第二号に掲げる給付に要する費用を負担しないものとする。

（未帰還職員に関する特例）

の組合員となるべきものの過半数の同意を得て、この法律の公布の日から九十日以内に、都道府県知事を経由して自治庁長官に申し出たときは、当該申出に従い、この法律の規定の全部又は保健給付、災害給付及び休業給付に関する部分を、当該市町村が包括される都道府県の区域にこの法律による組合が成立した日以後においても、当該市町村及びその職員に適用しないものとする。この場合において、この法律の規定の全部の適用を受けない市町村は、この法律に基く退職給付、廃疾給付及び遺族給付に相当する給付（当該給付を行うことを目的とする団体の経費の負担を含み、以下第三十六項において「長期給付に相当する給付」という。）を行わなければならない。

22 この法律の公布の際現にこの法律による組合の組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合は、次項の規定により存続する場合を除き、当該健康保険組合が設立されている都道府県の区域にこの法律による組合が成立した日に解散するものとし、その権利義務は、健康保険法第四十条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、この法律による組合が承継する。この場合にお

いて、解散した健康保険組合の被保険者でこの法律による組合の組合員の資格を有しないものがあるときは、その者は、この法律による組合が成立した日にその組合の組合員となつたものとみなす。

23 この法律の公布の際現にこの法律による組合の組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合は、これを組織する市町村が、附則第二十一項の規定による申出をしたときは、当該健康保険組合が設立されている都道府県の区域にこの法律による組合が成立した日以後においても、その申出をした市町村及びその職員をもつて組織する健康保険組合として引き続き存続するものとする。この場合において、当該健康保険組合の権利義務で、附則第二十一項の規定による申出をしなかつた市町村及びその職員に係るものは、当該都道府県の区域にこの法律による組合が成立した日において、政令で定めるところにより、この法律による組合が承継する。

24 この法律による組合は、附則第二十二項の規定により解散した健康保険組合の職員が引き続きこの法律による組合の職員としての身分を取得するように措置しなければならぬ。

組合の権利義務を承継したこの法律による組合は、昭和三十四年十二月三十一日までの間は、当該健康保険組合がこの法律による組合が成立した際現に行つていた健康保険法第六十九条ノ三の規定による保険給付のうちこの法律に規定する給付以外のものを、規約で定めるところにより、第十五条に規定する給付にあわせてこの法律による給付として行うことができる。この場合において、第六十八条第一項第一号中「保健給付、災害給付及び休業給付」とあるのは、「退職給付、廃疾給付及び遺族給付以外の給付」と読み替えて同条同項の規定を適用する。

29 この法律の公布の際現にこの法律による組合の組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合を組織している市町村のうち附則第二十一項の規定による申出をしなかつたもので、その職員である被保険者の負担する保険料より多額の保険料を負担していたものは、昭和三十四年十二月三十一日までの間は、退職給付、廃疾給付及び遺族給付以外の給付に要する費用に係る掛金のうち、その費用を当該健康保険組合における被保険者の保険料の負担の割合の例によつて負担することとした場合にお

25 この法律による組合の成立と同時にその組合員となつた者に対する保健給付及び休業給付に関する規定の適用については、その者は、当該組合の成立前の健康保険の被保険者であつた期間、当該組合の組合員であつたものとみなし、当該組合の成立の際現に健康保険法による保険給付を受けている場合においては、当該保険給付は、この法律に基いて当該保険給付に相当する給付として受けていたものとみなし、当該組合は、当該組合が成立した日以後に係る給付を支給する。

26 附則第二十二項の規定により解散した健康保険組合の被保険者であつた者及び附則第二十一項の規定による申出をしなかつた市町村の職員であつた者で、この法律による組合の組合員とならなかつたものに係る健康保険法による給付については、なお、従前の例によりこの法律による組合が支給する。

27 この法律の公布の際現に健康保険の被保険者である者が組合員となる組合は、当分の間、第十一条第二項第二号の規定にかかわらず、健康保険の被保険者で同号に該当するものを、その組合の組合員とすることができる。附則第二十二項又は第二十三項の規定により健康保険

いて職員が負担することとなる金額をこえる額を、組合員に代つて負担することができる。
(組合の成立前の在職期間等の取扱)

30 組合の成立と同時に組合員となつた者の当該組合の成立前の引き続き職員としての在職期間（第十一条第二項各号に掲げる者及び附則第十五項各号に掲げる者としての在職期間並びに附則第三十二項の規定により組合員であつた期間とみなされる期間を除く。）は、この法律の適用については、組合員であつた期間とみなす。

31 前項の規定により組合員であつた期間とみなされる期間（以下本項において「控除期間」という。）を有する組合員に対する退職年金、退職一時金又は遺族一時金の額は、第四十一条第二項、第四十三条第二項又は第五十二条第二項の規定により算定した額から左の各号によつて算定した額を控除した金額とする。

- 一 退職年金にあつては、給料日額の二・七百分（控除期間二十年をこえる部分については、一・八百分）に控除期間（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額
- 二 退職一時金又は遺族一時金にあつては、給料日額

に、控除期間を組合員であつた期間とみなしその期間に
応じ別表第一に定める日数を乗じて得た額の百分の
四十五

32 組合の成立の際現に厚生年金保険法（昭和二十九年法
律第百十五号）による厚生年金保険（以下「厚生年金保
険」という。）の被保険者であつて組合成立と同時に組合
員となつた者の厚生年金保険の被保険者であつた期間
（その期間の計算については、同法第十九条の規定の定
めるところによる。以下次項及び附則第三十四項におい
て同じ。）は、この法律の適用については、組合員であつ
た期間とみなし、政令で定めるところにより、これとそ
の者が組合員となつた後の組合員である期間とを合算す
る。

33 前項に規定する者の組合成立の日前における厚生年金
保険の被保険者であつた期間は、組合成立の日以後にお
いては、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみな
す。

34 附則第三十二項に規定する者については、政令で定め
るところにより、その者の厚生年金保険の第四種被保険
者以外の被保険者であつた期間の平均標準報酬月額に厚

生年金保険法別表第四に定める率を乗じて得た額の百分
の八十五に相当する額の現価に相当する額を、厚生保険
特別会計から組合に交付するものとする。

35 附則第三十項から前項までの規定により生ずべき組合
の追加費用は、政令で定めるところにより、市町村が負
担するものとする。

（適用除外市町村の取扱）

36 附則第二十一項の規定による申出をした市町村（以下
「適用除外市町村」という。）が健康保険組合を組織しな
くなつたとき、又は当該適用除外市町村が包括される都
道府県の区域にこの法律による組合が成立した日以後に
おいて当該適用除外市町村において長期給付に相当する
給付が行われなるときは、当該適用除外市町村は、その
ときにおいて、この法律の規定の全部又は退職給付、廢
疾給付及び遺族給付に関する部分の適用を受ける市町村
となるものとする。この場合において、健康保険との関
係の調整、この法律の適用を受ける市町村となる前の在
職期間の取扱その他必要な経過措置は、附則第二十二項
から第二十六項まで、第三十項、第三十一項及び前項の
規定に準じて政令で定める。

37 適用除外市町村以外の市町村の区域の全部又は一部が
適用除外市町村の区域の一部となる場合においては、当
該適用除外市町村又は当該適用除外市町村がその経費を
負担する附則第二十一項後段に規定する団体（以下次項
において「適用除外市町村等」と総称する。）は、政令で
定めるところにより、当該適用除外市町村以外の市町村
（当該市町村の区域がその区域に属していた市町村を含
む。）の職員であつた者又はその遺族で組合から退職給
付、廢疾給付又は遺族給付を受ける権利を有するものに
係るこれらの給付に関する事務を承継するものとする。

38 組合は、政令で定めるところにより、前項の規定によ
り適用除外市町村等に承継される給付に関する事務に係
る資金を当該適用除外市町村等に引き継がなければなら
ない。

（他の法律の一部正）

39 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。
第十五条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、市町村職員共済組合法（昭和二十九
年法律第百四号）による共済組合（以下市町村職員
共済組合という。）の組合員（同法第四十一条の退職年

市町村職員共済組合法（二〇四）

金を受ける権利を有しない者に限る。）が組合の組合員
たる資格を取得した場合に準用する。

第十六条第三項中「第一項」の下に「及び前項におい
て準用する第一項」を加え、同項を第四項とし、同条第
二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定は、組合員（退職年金を受ける権利を
有しない者に限る。）が市町村職員共済組合の組合員た
る資格を取得した場合に準用する。

第二十八条に次の一項を加える。
2 年金である給付を受ける権利は、前項の規定にかか
わらず、国民金融公庫に担保に供することができる。

第三十四条第一項第二号中「家族療養費」の下に「市
町村職員共済組合法によるこれらのものを含む。」を加
え、同条第二項中「組合員でない健康保険又は船員保険
の被保険者」を「市町村職員共済組合の組合員又は組合
員でない健康保険若しくは船員保険の被保険者」に改め
る。

第三十九条第一項中「喪失したとき」の下に「（退職年
金を受ける権利を有しない組合員が市町村職員共済組合
の組合員の資格を取得し市町村職員共済組合法第十三条

第二項の規定の適用を受けるときを除く。』を加える。

第四十一条第一項中「該当したとき」の下に「(退職年金を受ける権利を有しない組合員が市町村職員共済組合の組合員の資格を取得し市町村職員共済組合法第十三条第二項の規定の適用を受けるときを除く。)」を加える。

第八十六条第二項中「その地方公共団体」と、の下に「第十三条第四号中「他の組合」とあるのは「他の組合又は市町村職員共済組合」と、を加え、同項中「第六十九条第一項及び第八十三条の二中「国庫」とあるのは「地方公共団体」と、を「第六十九条第一項中「国庫」とあるのは「地方公共団体」と、同条第三項中「国庫負担金」とあるのは「地方公共団体の負担金」と、第八十三条の二中「国庫は、」とあるのは「地方公共団体は、」と、に、「第六十九条第一項及び第八十三条の二中「各省各庁の長」を「第六十九条第一項及び第三項並びに第八十三条の二中「各省各庁の長」に改める。

第九十六条の二中「附則第十項の適用を受ける者」の下に「(同法に相当する地方公共団体の退職手当に関する条例の規定の適用を受ける地方職員を含む。)」を加える。

40 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条の次に次の一条を加える。

(給付を受ける権利の保護)
第十六条の二 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

2 年金である給付を受ける権利は、前項の規定にかかわらず、国民金融公庫に担保に供することができる。

41 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第十二条第一号ハからホまでを次のように改める。
ハ 退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受ける者並びに市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)附則第二十一項後段に規定する長期給付に相当する給付を受ける者

42 船員保険法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「国家公務員共済組合法」の下に「又ハ市町村職員共済組合法」を加える。
43 厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)」の下に「又は市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)」を加える。

44 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「負担金」の下に「及市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)附則第三十四項ノ規定ニ依ル本会計ヨリノ交付金」を加える。

45 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「国家公務員共済組合法」の下に「又は市町村職員共済組合法」を加える。

市町村職員共済組合法(二〇四)

第三十七条第一項中「又は国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)」を「国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)又は市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)」に改める。

48 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。
四 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)第十七条(組合の給付)及び市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)第十五条(組合の給付)並びに旧令による共済組合等からの

年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)第三条(旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務の承継)、第四条(外地関係共済組合に係る年金の支給)及び第七条の二(旧陸軍共済組合令の適用を受けていた者等に対する年金の支給)に規定する給付で年金として給されるもの

49 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第五条第六号ノ三の次に次の一号を加える。

六ノ十ノ四 市町村職員共済組合ノ市町村職員共済組
合法ニ基ク給付、同法第六十五條第二号ノ貸付並ニ
同条第三号及第四号ノ事業並ニ市町村職員共済組合
連合会ノ同法第七十條第二項第三号ノ事業ニ関スル
証書、帳簿

50 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次
のように改正する。

第三条第一項第十二号中「国家公務員共済組合及び同
連合会、」の下に「市町村職員共済組合及び同連合会、」
を加える。

第八条第六項第六号の二を第六号の三とし、同項第六
号の次に次の一号を加える。

六の二 市町村職員共済組合法第六十六條の規定によ
る掛金及び同法附則第二十一項後段の規定により行
わなければならないものとされる同項後段に規定す
る長期給付に相当する給付が行われる場合におい
て、当該給付を行う市町村の職員が当該給付を受け
るために負担する費用

第八条第六項第八号を次のように改める。

八 条例の規定により地方公共団体がその職員に関し

実施する退職年金又は退職一時金の制度に基き、地
方公共団体の職員が負担する費用

51 前項の規定による改正後の所得税法第八條第六項の規
定は、昭和三十年分以後の所得税から適用し、昭和二十
九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

52 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次
のように改正する。

第五条第一項第四号中「国家公務員共済組合及び同連
合会、」の下に「市町村職員共済組合及び同連合会、」
を加える。

53 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部
を次のように改正する。

第二十五條第一号中「国家公務員共済組合連合会、」
の下に「市町村職員共済組合及び市町村職員共済組合連
合会、」を加える。

第七十二條の五第一項第四号中「国家公務員共済組合
連合会、」の下に「市町村職員共済組合及び市町村職員
共済組合連合会、」を加える。

第七十二條の十四第一項中「以下本項及び第七十二條
の十七第一項但書において同じ。、」の下に「市町村職

員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）、」を加

え、「国家公務員共済組合法又は私立学校教職員共済組
合法」を「国家公務員共済組合法、市町村職員共済組
合法又は私立学校教職員共済組合法」に改める。

第七十二條の十七第一項中「国家公務員共済組合法、」
の下に「市町村職員共済組合法、」を加える。

第七十三條の四第一項第七号中「国家公務員共済組
法、」の下に「市町村職員共済組合法、」を加える。

第二百六十二條中第四号から第七号までを一号ずつ繰
り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 国家公務員共済組合法、市町村職員共済組合法又
は私立学校教職員共済組合法の規定によつて退職給
付及び休業手当金以外の給付として支給を受ける金
品

第二百九十六條第一号中「国家公務員共済組合連合
会、」の下に「市町村職員共済組合及び市町村職員共済
組合連合会、」を加える。

第三百四十八條第二項第十一号の三中「並びに国家公
務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会」を、「国
家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会並びに

市町村職員共済組合法（二〇四）

市町村職員共済組合」に改める。

第六百七十二條中第四号から第七号までを一号ずつ繰
り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 国家公務員共済組合法、市町村職員共済組合法又
は私立学校教職員共済組合法の規定によつて退職給
付及び休業手当金以外の給付として支給を受ける金
品

54 自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の
一部を次のように改正する。

第四條第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 市町村職員共済組合及び市町村職員共済組
合連合会を監督し、市町村職員共済組合の規約及び
市町村職員共済組合連合会の定款の変更を認可し、
並びに市町村職員共済組合審査会の委員を委嘱する
こと。

第十條第九号の次に次の一号を加える。

九の二 市町村職員共済組合、市町村職員共済組合連
合会及び市町村職員共済組合審査会に関する事務を
処理すること。

別表第一

組合員であつた 期間	日 数	組合員であつた 期間	日 数	組合員であつた 期間	日 数
六月以上	一〇日	七年 以上	一四〇日	十三年六月以上	三〇五日
一年 以上	二〇日	七年六月以上	一五〇日	十四年 以上	三二〇日
一年六月以上	三〇日	八年 以上	一六〇日	十四年六月以上	三三五日
二年 以上	四〇日	八年六月以上	一七〇日	十五年 以上	三五〇日
二年六月以上	五〇日	九年 以上	一八〇日	十五年六月以上	三六五日
三年 以上	六〇日	九年六月以上	一九〇日	十六年 以上	三八〇日
三年六月以上	七〇日	十年 以上	二〇〇日	十六年六月以上	三九五日
四年 以上	八〇日	十年六月以上	二一五日	十七年 以上	四一〇日
四年六月以上	九〇日	十一年 以上	二三〇日	十七年六月以上	四二五日
五年 以上	一〇〇日	十一年六月以上	二四五日	十八年 以上	四四〇日
五年六月以上	一一〇日	十二年 以上	二六〇日	十八年六月以上	四五五日
六年 以上	一二〇日	十二年六月以上	二七五日	十九年 以上	四七〇日
六年六月以上	一三〇日	十三年 以上	二九〇日	十九年六月以上	四八五日

別表第二

廢疾の 程度	番 号	廢 疾 の 状 態
一	一	両眼の視力〇・〇二以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇六以下に減じたもの
二	二	の そ、い、やく、又は言語の機能を廢したものをい、やく、又は言語の機能を廢したものを
三	三	両腕を腕関節以上で失つたもの
四	四	両足を足関節以上で失つたもの
五	五	両腕の用を全廢したもの
六	六	両足の用を全廢したもの
七	七	十指を失つたもの
八	八	前各号の外負傷又は疾病に因り廢疾となり、高度の精神障害を残し勤勞能力を喪失したもの
二	一	両眼の視力〇・一以下に減じたもの
二	二	鼓膜の大部分の欠損その他に因り両耳の聴力が耳かく、に接しなければ大声を解し得ないもの
二	三	せき柱に著しい機能障害を残すもの
二	四	そ、い、やく、又は言語の機能に著しい障害を残すもの
二	五	一手のおや指及びひとさし指をあわせて四指以上を失つたもの

級	六	七	八	九	十	十一
	十指の用を廃したものの	一腕の三大関節中二関節の用を廃したものの	一足の三大関節中二関節の用を廃したものの	一足を足関節以上で失ったものの	十のあしゆびを失ったもの	前各号の外負傷又は疾病に因り廢疾となり、精神障害又は身体障害を残し勤労能力に高度の制限を有するもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異状があるものについては、矯正視力につき測定する。
- 二 指を失ったものとは、おや指関節、その他の指は第一指関節以上を失ったものをいう。
- 三 指の用を廃したものとは、指の末節の半ば以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては、指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 あしゆびを失ったものとは、その全部を失ったものをいう。

別表第三

廢疾の程度	月	數
一級	五	月
二級	四	月

別表第四

番号	廢疾の状況
一	一眼の視力〇・一以下に減じたもの又は両眼の視力〇・六以下に減じたもの
二	両眼のまぶたに著しい欠損又は両眼に半盲症、視野狭さく、若しくは視野変状を残すもの
三	そしやく又は言語の機能に著しい障害を残すもの
四	鼓膜の大部分の欠損その他に因り一耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解し得ないもの
五	鼻を欠損しその機能に著しい障害を残すもの
六	せき柱に著しい運動障害を残すもの
七	おや指、ひとさし指又はおや指及びひとさし指以外の二指以上を失ったもの
八	おや指の用を廃したもの、ひとさし指をあわせて二指の用を廃したもの又はおや指及びひとさし指以外の三指の用を廃したもの

九	一腕の三大関節中一関節以上に著しい機能障害を残すもの
十	一足の三大関節中一関節以上に著しい機能障害を残すもの
十一	一腕の長管状骨に仮関節を残すもの
十二	一足の長管状骨に仮関節を残すもの
十三	一足を三センチメートル以上短縮したもの
十四	一足の第一のあしゆび又はその他の四のあしゆびを失つたもの
十五	一足の五のあしゆびの用を廃したもの
十六	前各号の外負傷又は疾病に因り廢疾となり、精神障害、身体障害又は神経系統に障害を残し勤労能力に制限を有するもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異状があるものについては、矯正視力につき測定する。
- 二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上失つたものをいう。
- 三 指の用を廢したものとは、指の末節の半ば以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては、指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 あしゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
- 五 あしゆびの用を廢したものとは、第一のあしゆびは末節の半ば以上、その他のあしゆびは末関節以上を失つたもの又はしよし関節若しくは第一し関節（一のあしゆびにあつては、し関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

別表第五

損害の程度	月数
一 住居及び家財の全部が燒失又は滅失したとき。 二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	三月
一 住居及び家財の二分の一以上が燒失又は滅失したとき。 二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 三 住居又は家財の全部が燒失又は滅失したとき。 四 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	二月
一 住居及び家財の三分の一以上が燒失又は滅失したとき。 二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 三 住居又は家財の二分の一以上が燒失又は滅失したとき。 四 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	一月
一 住居又は家財の三分の一以上が燒失又は滅失したとき。 二 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	〇・五月

日本中央競馬会法

（昭和二十九年七月一日
法律第二百五号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 管理（第七条—第十九条）
- 第三章 業務（第二十条—第二十二条）
- 第四章 会計（第二十三条—第三十条）
- 第五章 監督（第三十一条—第三十四条）
- 第六章 雑則（第三十五条・第三十六条）
- 第七章 罰則（第三十七条—第四十一条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、競馬の健全な発展を図つて馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するため、競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）により競馬を行う団体として設立される日本中央競馬会の組織及び運営について定めるものとする。

（法人格）

第二条 日本中央競馬会（以下「競馬会」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条 競馬会は、主たる事務所を東京都に置く。
2 競馬会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四条 競馬会の資本金は、競馬会の成立の際現に国営競馬特別会計に属している動産（政令で定めるものを除く。）及び不動産の価額の合計額に相当する金額とし、政府がその全額を出資する。

2 前項の財産の評価については、政令で定める。

（登記）

第五条 競馬会は、政令の定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第六条 競馬会でない者は、日本中央競馬会という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

第二章 管理

（定款）

第七条 競馬会の定款には、左の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資本金及び出資に関する規定
- 五 役員の数及び職務の分担に関する規定
- 六 理事会に関する規定
- 七 運営審議会に関する規定
- 八 業務
- 九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
- 十 準備金に関する規定
- 十一 事業年度
- 十二 公告の方法

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（規約）

第八条 競馬会は、定款で定められている事項を除き、左に掲げる事項については、規約で定めなければならない。

- 一 競馬の施行に関する規定
- 二 馬主、馬及び服色の登録に関する規定
- 三 調教師及び騎手の免許に関する規定
- 四 入場料に関する規定
- 五 会計に関する規定
- 六 役員給与並びに職員に任免及び給与に関する規定
- 2 競馬会は、規約を定めようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

（役員）

第九条 競馬会に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事八人以内及び監事三人以内を置く。

（役員職務及び権限）

第十条 理事長は、競馬会を代表し、その業務を総理する。
2 副理事長は、定款の定めるところにより、競馬会を代

表し、理事長を補佐して競馬会の事務を掌理し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

- 3 理事は、定款の定めるところにより、競馬会を代表し、理事長及び副理事長を補佐して競馬会の事務を掌理し、理事長及び副理事長がともに欠けたとき又は事故があるときは、理事長の職務を代行する。
- 4 監事は、競馬会の業務を監査する。

（役員の内命）

第十一条 理事長、副理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

- 2 理事は、理事長が農林大臣の認可を受けて任命する。

（役員の内命）

第十三条 理事長、副理事長、理事及び監事の任期は、三年以内において定款で定める。

- 2 理事長、副理事長、理事及び監事は、再任されることのできる。
- 3 理事長、副理事長、理事又は監事が欠けたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならない。補欠の役員の内命は、前任者の残任期間とする。

（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

（役員の内命の禁止）

第十四条 理事長、副理事長、理事及び監事は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）

第十五条 競馬会と理事長、副理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が競馬会を代表する。

（理事会）

第十六条 左に掲げる事項は、理事長、副理事長及び理事をもつて構成する理事会の議決を経なければならない。

- 一 収支予算及び事業計画
- 二 収支決算
- 三 定款の変更
- 四 規約の設定及び変更

（運営審議会）

第十七条 競馬会に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、競馬会の業務の

（役員の内格条項）

第十三条 左の各号の一に該当する者は、理事長、副理事長、理事又は監事となることができない。

- 一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
- 二 懲役又は禁錮に処せられた者
- 三 旧競馬法（大正十二年法律第四十七号）、旧地方競馬法（昭和三十一年法律第五十七号）又は競馬法に違反して罰金に処せられた者
- 四 国務大臣、国会議員、政府職員（人事院の指定する非常勤の職員を除く。）又は地方公共団体の議会の議員（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）
- 五 政党の役員（任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。）
- 六 競馬会が行う競馬に関係する馬主
- 七 競馬会に対する物品の売買、施設の提供若しくは工事の請負を業とする者又はこれらの者が法人であるときは、その役員若しくはいかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権若しくは支配力を有する者

運営に関する重要事項を調査審議する。

- 3 理事長は、前条に掲げる事項については、同条の議決前に、運営審議会の意見を聞かなければならない。
- 4 運営審議会は、競馬会の業務の運営につき、理事長に對して意見を述べることができる。

第十八条 運営審議会は、委員二十人で組織する。

2 運営審議会の委員は、左に掲げる者のうちから、農林大臣が任命する。

- 一 競馬会が行う競馬に関係する馬主
- 二 競走馬の生産者
- 三 競馬会が行う競馬に関係する調教師及び騎手を代表する者
- 四 学識経験を有する者
- 3 第十二条の規定は、運営審議会の委員について準用する。この場合において、同条第一項中「三年以内」とあるのは、「二年以内」と読み替えるものとする。

（民法の準用）

第十九条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、競馬会に準用する。

第三章 業務

（業務の範囲）

第二十条 競馬会は、第一条に掲げる目的を達成するため、左の業務を行う。

- 一 競馬を開催すること。
 - 二 馬主、馬及び服色を登録すること。
 - 三 調教師及び騎手を免許すること。
- 2 競馬会は、前項に掲げる業務の外、左の業務を行うことができる。
- 一 競走馬を育成すること。
 - 二 騎手を養成し、又は訓練すること。
 - 三 その他競馬（馬術競技を含む。）の健全な発展を図るため必要な業務

（事業計画）

第二十一条 競馬会は、省令の定めるところにより、事業計画を作成し、農林大臣に提出してその認可を受けなければならない。

2 競馬会は、前項の認可を受けた事業計画を変更しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

（財産の処分等の制限）

第二十六条 競馬会は、農林大臣の許可を受けなければ、その所有する不動産を譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。

（国庫納付金）

第二十七条 競馬会は、政令の定めるところにより、競馬法第五条の規定により発売する勝馬投票券の発売金額から同法第十二条第五項の規定により返還すべき金額を控除した残額の百分の十一に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

2 競馬会は、毎事業年度、政令の定めるところにより、剰余金の二分の一に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

（損失てん補準備金）

第二十八条 競馬会は、政令で定める額に達するまでは、毎事業年度、剰余金の十分の一以上を損失てん補準備金として積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、損失てん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

（特別積立金）

日本中央競馬会法（二〇五）

（事業年度）

第二十二条 競馬会の事業年度は、毎年一月一日から十二月三十一日までとする。

第四章 会計

（予算）

第二十三条 競馬会は、毎事業年度、省令の定めるところにより、収入及び支出の予算を定めてこれを当該事業年度の開始前に農林大臣に提出し、その認可を受けなければならない。

2 競馬会は、前項の認可を受けた予算を変更しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

（借入金）

第二十四条 競馬会は、借入金をしようとするときは、農林大臣の許可を受けなければならない。

（余裕金の運用）

第二十五条 競馬会は、左に掲げる方法以外の方法によって業務上の余裕金を運用しようとするときは、農林大臣の許可を受けなければならない。

- 一 金融機関への預金
- 二 国債その他省令で定める有価証券の保有

第二十九条

競馬会は、第二十七条第二項の規定による納付及び前条第一項の規定による積立をしてお剰余があるときは、すべてこれを特別積立金として積み立てなければならない。

2 前項の特別積立金の処分については、政令で定める。

（収支決算書等の提出）

第三十条 競馬会は、毎事業年度の収支決算書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらに関する説明書を作成し、当該事業年度経過後二月以内に、農林大臣に提出しなければならない。

第五章 監督

（監督）

第三十一条 競馬会は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、競馬会に対して業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

（理事会への出席等）

第三十二条 競馬会の監督に關する事務をつかさどる農林省の職員であつて農林大臣の指定したものは、競馬会の理事会その他の会議に出席して意見を述べることができ

（役員等の解任）

第三十三條 農林大臣は、競馬会の役員が第十三条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 農林大臣は、競馬会の役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一 この法律若しくはこの法律に基く命令の規定又はこれらの法令に基いてする農林大臣の命令に違反したとき。

二 心身の故障により職務を執ることができないとき。

三 前二号に掲げる場合の外、競馬会の役員として不適当と認められるとき。

3 前項の規定は、運営審議会の委員の解任について準用する。

（報告及び検査）

第三十四條 農林大臣は、必要があると認めるときは、競馬会に対して報告をさせ、又はその職員にその事務所若しくは競馬場その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

に充てる金額は、国庫納付金の額のおおむね四分の一に相当する金額とする。

2 前項の規定の適用については、金額の算出は、各年度において、その年度の予算金額によるものとする。

第七章 罰則

第三十七條 競馬会の役員又は職員が、その職務に関して、賄りを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受した賄りは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第三十八條 前条第一項に規定する賄りを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十五万円以下の罰金に処する。

第三十九條 第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その行為をした競馬会の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これ呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雑則

（解散）

第三十五条 競馬会の解散については、別に法律で定め

る。

第三十六条 政府は、第二十七条の規定による国庫納付金の額に相当する金額を、有畜農家創設特別措置法（昭和二十八年法律第二百六十号）第四条及び酪農振興法（昭和二十九年法律第八十二号）第八条第一項の国の補助

のための経費、馬の伝染性貧血症の試験研究施設に要する経費その他畜産業の振興のために必要な経費並びに民間の社会福祉事業（公の支配に属しないものを除く。）の振興のために必要な経費に充てなければならない。この場合において、社会福祉事業の振興のために必要な経費

第四十条 左の場合には、その違反行為をした競馬会の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により農林大臣の認可又は許可を受けなければならぬ場合において、その認可又は許可を受けなかつたとき。

二 第五条第一項の規定に違反して登記することを怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 第二十条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十一条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

第四十一条 第六条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十年三月三十一日以前において政令で定める日から施行する。但し、次項から附則第五項までの規定は、公布の日から施行する。

2 農林大臣は、設立委員を命じて、競馬会の設立に関する事務を処理させる。

（競馬会の設立）

- 3 設立委員は、定款並びに最初の事業年度の収支予算及び事業計画を作成し、これを農林大臣に提出して設立の認可を申請しなければならない。
- 4 農林大臣は、競馬会の設立前に、競馬会の理事長を任命する。
- 5 附則第三項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を理事長に引き継ぐとともにその旨を農林大臣に報告しなければならない。
- 6 理事長は、前項の規定による事務の引継を受けたときは、政令の定めるところにより、設立の登記の申請をしなければならない。
- 7 競馬会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。
- 8 第四条第一項に規定する動産及び不動産は、競馬会が、その成立の時に政府の国営競馬特別会計から承継するものとし、その承継があつたときは、同項の規定による政府の出資があつたものとする。
- 9 この法律の公布の際現に国営競馬の事務に従事する政

- 府職員は、第十三条第四号の退職から任命までの期間に、関する制限にかかわらず、競馬会の設立当初の役員となることが出来る。
- （第二十七条の特例）
- 10 この法律施行後一年以内に開催される競馬（一回の競馬の開催期間がこの法律の施行後一年を経過した日以後にわたる場合には、当該開催期間の終了までのものを含む）に対する第二十七条第一項の規定の適用については、同項中「百分の十一」とあるのは「百分の十・五」と読み替えるものとする。
- （登録税法の特例）
- 11 附則第八項の規定による国営競馬特別会計からの不動産の承継による所有権の取得の登記については、登録税を課さない。
- （競馬法の一部改正）
- 12 競馬法の一部を次のように改正する。
本則中「政府」を「日本中央競馬会」に改め、「国営競馬」を「中央競馬」に改める。
第四条を次のように改める。
- 第四条 削除

- 第十一条の二を削る。
- 第十八条中「省令で定める」を「農林大臣の認可を受けて定める」に改める。
- 第十八条の次に次の一条を加える。
（中央競馬の停止）
- 第十八条の二 農林大臣は、日本中央競馬会が、この法律又はこの法律に基いて発する命令に違反して中央競馬を行つた場合には、日本中央競馬会に対し、中央競馬の停止を命ずることが出来る。
- 第二十四条を次のように改める。
（秩序の維持等）
- 第二十四条 競馬場内の秩序を維持し、その他競馬の公正を確保するため必要な事項は、政令で定める。
- 第二十九条中第二号から第五号までを順次一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。
二 日本中央競馬会の役員及び職員にあつては、中央競馬の競走について
（経過規定）
- 13 この法律の施行の際現に改正前の競馬法第十三条から第十五条までの規定により受けている登録は、改正後の

- 同法の相当規定に基いて受けたものとみなす。
- 14 この法律の施行の際現に改正前の競馬法第十六条の規定により受けている免許は、その有効期間中は、改正後の同法の相当規定に基いて受けたものとみなす。
- 15 附則第十二項の規定による競馬法の改正前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- （国営競馬特別会計法の特例）
- 16 昭和二十九年法律第四十二号の規定の適用については、同法第六条に規定するものの外、第二十七条の規定による競馬会からの国庫納付金をもつて国営競馬特別会計の業務勘定の歳入とし、中央競馬の監督に要する経費をもつて同勘定の歳出とするものとし、同法第七条第一項中「地方競馬の監督」とあるのは、「中央競馬及び地方競馬の監督」と読み替えるものとする。
- （所得税法の一部改正）
- 17 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第三条第十号中「及び鉅害復旧事業団」を「、鉅害復旧事業団及び日本中央競馬会」に改める。

(法人税法の一部改正)

18 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「及び日本放送協会」を「、日本放送協会及び日本中央競馬会」に改める。

(登録税法の一部改正)

19 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本放送協会、」の下に「日本中央競馬会、」を「放送法、」の下に「日本中央競馬会法、」を加える。

(地方税法の一部改正)

20 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「及び日本放送協会」を「、日本放送協会及び日本中央競馬会」に改める。

第七十三条の七に次の一号を加える。

十三 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)附則第八項の規定により日本中央競馬会が国から不動産を承継する場合における当該不動産の取得

は「七七、三六七人」と、「七〇、九一九人」とあるのは「七六、九〇二人」と、「六三三、〇四九人」とあるのは「六九四、三四七人」と、「六三二、五八四人」とあるのは「六九三、八八二人」と読み替えるものとする。

(農林省設置法の一部改正)

24 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中第十号を次のように改める。

十 中央競馬及び地方競馬を監督すること。

第四条中第三十九号及び第四十号を次のように改める。

三十九 獣医師及び装蹄師の免許をすること。

四十 日本中央競馬会に対し、中央競馬の停止を命

じ、その他これを監督すること。

第五条第二項中「、畜産局に競馬部」を削る。

第十一条第一項第十一号を次のように改め、同条第二

項を削る。

十一 中央競馬及び地方競馬の指導監督を行うこと。

第十三条中「競馬事務所」を削る。

第三十条を次のように改める。

第三十条 削除

日本中央競馬会法(二〇五)

第三百四十八条第二項に次の一号を加える。

十七 日本中央競馬会が直接その事業の用に供する固定資産

(国家行政組織法の一部改正)

21 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二の農林省の項中「畜産局競馬部」を削る。

(行政機関職員定員法の一部改正)

22 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表の農林省の項中「二三、七四二人」を「二三、二七七人」に、「七一、三八四人」を「七〇、九一九人」に改め、同表の合計の項中「六三三、〇四九人」を「六三二、五八四人」に改める。

23 この法律施行の際、昭和二十九年三月十日に内閣が国会に提出した行政機関職員定員法の一部を改正する法律案が法律となつていないとき、又は法律となり、施行されていなきときは、前項の規定中「二三、七四二人」とあるのは「二五、七八八人」と、「二三、二七七人」とあるのは「二五、三二三人」と、「七一、三八四人」とあるのは「二五、三二三人」と、「七一、三八四人」とあるのは「二五、三二三人」と、「七一、三八四人」とあるのは「二五、三二三人」と改める。

第十九回国会法律(上・下)審議経過

○成立

法律名	衆議院		参議院		公布
	提出	審議結果	提出	審議結果	
憲法関係 国際連合の軍隊に関する民事特別法の適用に関する法律 国会関係 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律 公職選挙法の一部を改正する法律 公職選挙法の一部を改正する法律	閣	可決	閣	可決	六月一日 一五〇
	閣	可決	閣	可決	四月九日 六九
	衆	可決	衆	可決	五月四日 一三三
	衆	可決	衆	可決	六月十日 一七〇
憲法関係 国会関係 公職選挙法の一部を改正する法律	閣	可決	閣	可決	六月一日 一五〇
	閣	可決	閣	可決	四月九日 六九
	衆	可決	衆	可決	五月四日 一三三
	衆	可決	衆	可決	六月十日 一七〇
憲法関係 国会関係 公職選挙法の一部を改正する法律	閣	可決	閣	可決	六月一日 一五〇
	閣	可決	閣	可決	四月九日 六九
	衆	可決	衆	可決	五月四日 一三三
	衆	可決	衆	可決	六月十日 一七〇
憲法関係 国会関係 公職選挙法の一部を改正する法律	閣	可決	閣	可決	六月一日 一五〇
	閣	可決	閣	可決	四月九日 六九
	衆	可決	衆	可決	五月四日 一三三
	衆	可決	衆	可決	六月十日 一七〇

第十九回国会法律審議経過

憲政功勞年金法

行政組織關係

外務省設置法等の一部を改正する法律
 国立学校設置法の一部を改正する法律
 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律
 運輸省設置法の一部を改正する法律
 農林省設置法の一部を改正する法律
 法務省設置法の一部を改正する法律
 医薬關係審議會設置法
 国の經營する企業に勤務する職員との給与等に関する特例法
 調達庁設置法等の一部を改正する法律

衆	閣	閣	衆	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	衆
五・三二	二・二六	二・二二	三・二六	三・二六	三・二六	三・二六	三・二六	三・二六	三・二六	三・二六	五・三二
省	外務	文部	内閣	内閣	運輸	農林	内閣	厚生	人事	内閣	略
可決	可決	可決	可決	可決	修正	可決	可決	可決	修正	可決	可決
五・三二	三・二一	三・九	三・二八	三・二八	三・二四	四・二七	五・二二	四・八	五・八	五・二二	五・三二
五・三二	三・二一	三・九	三・二八	三・二八	三・二五	四・二七	三・二五	四・八	五・一八	五・二二	五・三二
議運	外務	文部	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	厚生	人事	内閣	可決
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
六・三	三・二五	三・二六	三・二六	三・二六	四・一	四・二〇	四・二八	五・二六	五・二八	五・二七	六・三
六・三	三・二七	三・二九	三・二九	三・二九	四・一	四・二三	四・二八	五・二八	五・二九	五・二八	六・三
六・二二	三・三四	三・三二	三・三二	三・三二	四・一	四・一	四・一	六・一	六・一	六・一	六・二二
一七四	二	一六	二五	二五	三	六	一三	一四	二四	一四七	一七四

防衛庁設置法

自衛隊法

行政機関職員定員法の一部を改正する法律

(右に対する回付案)

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

(右に対する回付案)

恩給法の一部を改正する法律

総理府設置法の一部を改正する法律

航空技術審議會設置法

統計關係

統計法の一部を改正する法律

閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣
三・二一	三・二一	三・二〇	六・一五	五・六	五・六	五・六	五・六	五・六	五・六	五・六	三・二六
内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣
可決	可決	可決	可決	可決	修正	修正	可決	可決	可決	可決	可決
五・七	五・七	五・七	六・一五	五・二〇	五・二二	五・二二	五・二〇	五・二二	五・二二	五・二二	四・一
五・七	五・七	五・七	六・一五	五・二〇	五・二二	五・二二	五・二〇	五・二二	五・二二	五・二二	四・一
内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣
可決	可決	可決	可決	修正	修正	修正	修正	可決	可決	可決	可決
六・一	六・一	六・一	六・一五	六・九	六・九	六・九	六・九	六・一	六・一	六・一	四・一
六・一	六・一	六・一	六・一五	六・九	六・九	六・九	六・九	六・一	六・一	六・一	四・一
六・二	六・二	六・二	六・一五	六・二五	六・二五	六・二五	六・二五	六・二	六・二	六・二	四・一
六・二	六・二	六・二	六・一五	六・二五	六・二五	六・二五	六・二五	六・二	六・二	六・二	四・一
六・二	六・二	六・二	六・一五	六・二五	六・二五	六・二五	六・二五	六・二	六・二	六・二	四・一
一六四	一六四	一八六	一九七	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇三	二〇三	二〇三	六五

地方自治關係

昭和二十九年分の市町村民税の臨時特例に関する法律	閣	四・二七	地方	四・二七	可決	四・二〇	四・二〇	地方	四・二〇	可決	四・二二	四・二六	四・二二	四・二六	七四
町村合併促進法の一部を改正する法律	参	四・三三	地方	四・三三	可決	四・二七	四・二七	地方	四・二六	可決	四・三三	四・三〇	四・三〇	七九	
地方税法の一部を改正する法律	閣	二・二三	地方	二・二三	修正	四・二七	四・二七	地方	四・二六	修正	四・三〇	四・三〇	四・三〇	九五	
(右に対する回付案)	閣	五・六			修正	四・二八	四・二八			修正	五・六	五・一三	五・一三		
地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律	閣	三・一〇	地方	三・一〇	修正	四・二二	四・二二	地方	四・二三	修正	五・八	五・一〇	五・一〇	一〇一	
(右に対する回付案)	閣	五・一〇			修正	四・二三	四・二三			修正	五・一〇	五・一〇	五・一〇		
入場譲与税法	閣	三・一	地方	三・一	否決	四・二七	四・二七	地方	四・二八	修正	五・八	五・一〇	五・一〇	一〇二	
(右に対する修正案)	閣	四・八			否決	四・二七	四・二七			修正	五・八	五・一〇	五・一〇		
(右に対する回付案)	衆	五・一〇			可決	四・二八	四・二八			修正	五・一〇	五・一〇	五・一〇		
モーターボート競走法の一部を改正する法律	衆	四・二八	運輸	四・三〇	可決	五・六	五・六	運輸	五・六	可決	五・二八	五・二九	五・二九	一〇三	

補助金等の臨時特例等に関する法律

(右に対する修正案)	閣	二・二三	特委	二・二四	修正	三・三〇	三・三二	特委	三・三二	修正	五・二二	五・二四	五・二八	二二九
(右に対する回付案)	閣	三・三〇	地方	三・二九	修正	四・二三	四・二三	地方	四・二三	修正	五・二九	五・二二	五・二二	一三三
地方財政法の一部を改正する法律	閣	三・二九	地方	三・二九	修正	四・二三	四・二三	地方	四・二三	修正	五・二九	五・二二	五・二二	
(右に対する回付案)	衆	五・二二			修正	四・二三	四・二三			修正	五・二九	五・二二	五・二二	
小型自動車競走法の一部を改正する法律	衆	三・二七	通産	三・三〇	可決	五・二三	五・二八	通産	五・二八	可決	五・二九	五・二九	六・一	一四六
自転車競技法等の臨時特例に関する法律	衆	四・二二	通産	四・二四	可決	五・二三	五・二八	通産	五・二八	修正	五・二九	五・二九	六・九	一六九
(右に対する回付案)	衆	五・二九			可決	五・二三	五・二八			修正	五・二九	五・二九	六・九	
日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律	閣	四・二八	地方	四・二八	可決	五・二九	五・二〇	地方	五・二〇	可決	六・二	六・二	六・二	一八八
昭和二十九年分の特例に関する法律	閣	三・四	地方	三・四	可決	四・二三	四・二三	地方	四・二三	可決	六・二	六・二	六・二	一九〇
地方公務員法の一部を改正する法律	閣	三・三〇	地方	三・三〇	可決	五・二六	五・二七	地方	五・二七	可決	六・二	六・二	六・二	一九三

地方自治法の一部を改正する法律
市町村職員共済組合法

司法関係

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律
訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律
刑法の一部を改正する法律
執行猶予者保護觀察法
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律
刑事訴訟法第九十四条に基く懲戒処分に関する法律
建設機械抵当法
利息制限法

閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣
三・八	五・八	五・八	二・二六	二・二六	二・二六	二・二六	二・二六	二・二六	二・二六	二・二六
地方	地方	地方	法務	法務	法務	法務	法務	法務	法務	法務
修正	修正	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
五・九	五・九	五・九	三・二二	三・二二	三・二二	三・二二	三・二二	三・二二	三・二二	三・二二
修正	修正	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
五・二〇	五・二〇	五・二〇	三・二二	三・二二	三・二二	三・二二	三・二二	三・二二	三・二二	三・二二
地方	地方	地方	法務	法務	法務	法務	法務	法務	法務	法務
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
六・九	六・九	六・九	三・二二	三・二二	三・二二	三・二二	三・二二	三・二二	三・二二	三・二二
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
六・二五	六・二五	六・二五	三・二二	三・二二	三・二二	三・二二	三・二二	三・二二	三・二二	三・二二
七・一	七・一	七・一	四・一	四・一	四・一	四・一	四・一	四・一	四・一	四・一
一九三	一九三	一九三	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八

交通事件即決裁判手続法
裁判所法の一部を改正する法律
民事訴訟法等の一部を改正する法律
民事訴訟用印紙法等の一部を改正する法律
日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法
裁判所職員定員法等の一部を改正する法律
(右に対する回付案)

警察関係

警察法

閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣
三・二五	三・八	三・八	三・二四	三・二四	三・二四	三・二四	三・二四	三・二四	三・二四	三・二四
法務	法務	法務	法務	法務	法務	法務	法務	法務	法務	法務
可決	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正
五・六	五・五	五・五	五・二五	五・二五	五・二五	五・二五	五・二五	五・二五	五・二五	五・二五
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
五・七	五・八	五・八	五・二八	五・二八	五・二八	五・二八	五・二八	五・二八	五・二八	五・二八
法務	法務	法務	法務	法務	法務	法務	法務	法務	法務	法務
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
三・二二	三・二二	三・二二	三・二二	三・二二	三・二二	三・二二	三・二二	三・二二	三・二二	三・二二
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
三・二二	三・二二	三・二二	三・二二	三・二二	三・二二	三・二二	三・二二	三・二二	三・二二	三・二二
地方	地方	地方	法務	法務	法務	法務	法務	法務	法務	法務
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
六・七	六・七	六・七	六・七	六・七	六・七	六・七	六・七	六・七	六・七	六・七
六・八	六・八	六・八	六・八	六・八	六・八	六・八	六・八	六・八	六・八	六・八
二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六

警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律	閣	二・二五	地方	二・二六	修正	五・二五	修正	五・二五	地方	五・二五	可決	六・七	六・八	一六三
質屋営業法の一部を改正する法律	閣	三・二三	地方	三・二三	可決	五・二六	可決	五・二七	地方	五・二七	可決	六・九	六・二五	六・三三
国土建設関係	閣	四・二二	建設	四・二二	可決	四・二三	可決	四・二三	建設	四・二三	可決	四・三〇	可決	五・一五
公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律	閣	四・二二	建設	四・二二	可決	四・二三	可決	四・二三	建設	四・二三	可決	五・一五	五・二〇	五・二五
離島振興法の一部を改正する法律	衆	四・二三	経済	四・二三	可決	四・二〇	可決	四・二〇	経済	四・二〇	修正	五・二二	修正	五・四
(右に対する回付案)	衆	五・二四	経済	四・二〇	可決	四・二〇	同意	五・二四	修正	五・二〇	修正	五・二〇	五・二〇	一八

土地区画整理法	閣	三・三〇	建設	三・三〇	可決	四・二八	可決	四・三〇	建設	四・三〇	可決	五・一〇	五・二〇	二一九
土地区画整理法施行法	閣	三・三〇	建設	三・三〇	可決	三・二八	可決	四・三〇	建設	四・三〇	修正	五・一〇	修正	二二〇
(右に対する回付案)	衆	五・一〇	建設	三・三〇	可決	三・二八	同意	五・一三	建設	四・三〇	修正	五・一〇	修正	二二〇
道路整備特別措置法の一部を改正する法律	衆	五・七	建設	五・八	可決	五・二一	可決	五・二二	建設	五・二二	可決	五・二七	可決	五・二九
日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律	閣	五・八	建設	五・一〇	修正	五・二六	修正	五・二七	建設	五・二七	修正	五・二九	修正	二四八
(右に対する回付案)	衆	五・三〇	建設	五・一〇	修正	五・二六	修正	五・二七	建設	五・二七	修正	五・二九	修正	二四八
宅地建物取引業法の一部を改正する法律	衆	五・二八	建設	五・二八	可決	五・二九	可決	五・三二	建設	五・三二	可決	六・二	可決	二七八
奄美群島復興特別措置法	衆	五・二四	地方	五・二五	可決	五・二九	可決	五・三二	地方	五・二九	可決	六・二	可決	二八九
道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律	閣	三・八	建設	三・八	可決	四・二五	可決	四・二七	建設	四・二七	可決	五・三一	可決	二九二
財務関係	閣	二・二六	大蔵	二・二六	可決	三・四	可決	三・六	大蔵	二・二六	可決	二・二五	可決	三・一五
当せん金附証票法の一部を改正する法律	閣	二・二六	大蔵	二・二六	可決	三・四	可決	三・六	大蔵	二・二六	可決	二・二五	可決	三・一五

昭和二十八年の風水害及び冷害による被害農家等に対して米麦を特別価格で売り渡したことに伴い食糧管理特別会計に生ずる損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律	開	二・二	大蔵	二・二	可決	三・四	可決	三・六	三・六	大蔵	三・六	可決	三・九	可決	三・一〇	三・一八	四
開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律	閣	二・一	大蔵	二・一	可決	三・四	可決	三・六	三・六	大蔵	三・六	可決	三・九	可決	三・一〇	三・一八	五
緊要物資輸入基金特別会計等を廃止する法律	閣	二・四	大蔵	二・四	可決	三・四	可決	三・六	三・六	大蔵	三・九	可決	三・一〇	可決	三・一〇	三・一八	六
郵便為替法の一部を改正する法律	閣	二・四	郵政	二・四	可決	三・三	可決	三・八	三・八	郵政	三・八	可決	三・一〇	可決	三・一〇	三・一八	六
郵便振替貯金法の一部を改正する法律	閣	二・四	郵政	二・四	可決	三・三	可決	三・八	三・八	郵政	三・八	可決	三・一〇	可決	三・一〇	三・一八	六
財政法第四十二条の特例に関する法律	閣	二・六	大蔵	二・六	可決	三・四	可決	三・六	三・六	大蔵	三・六	可決	三・九	可決	三・一〇	三・一八	六
資金運用部特別会計法の一部を改正する法律	閣	二・六	大蔵	二・六	可決	三・四	可決	三・六	三・六	大蔵	三・六	可決	三・九	可決	三・一〇	三・一八	六
農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律	閣	二・六	大蔵	二・六	可決	三・四	可決	三・六	三・六	大蔵	三・六	可決	三・九	可決	三・一〇	三・一八	六

米国対日援助物資等処理特別会計法等を廃止する法律	閣	一・二六	大蔵	一・二六	可決	三・二六	可決	三・二七	三・二七	大蔵	三・二七	可決	三・二八	可決	三・二九	三・三三	三三
国税徴収法の一部を改正する法律	閣	三・一	大蔵	三・一	可決	三・二六	可決	三・二七	三・二七	大蔵	三・二七	可決	三・二八	可決	三・二九	三・三三	三三
国税収納金整理資金に関する法律	閣	三・二	大蔵	三・二	修正	三・二六	修正	三・二七	三・二七	大蔵	三・二七	可決	三・二八	可決	三・二九	三・三三	三三
租税特別措置法の一部を改正する法律	閣	二・二三	大蔵	二・二三	修正	三・三〇	修正	三・三一	三・三一	大蔵	三・三一	可決	三・二八	可決	三・二九	三・三三	三三
法人税法の一部を改正する法律	閣	二・九	大蔵	二・九	可決	三・二六	可決	三・二七	三・二七	大蔵	三・二七	可決	三・二八	可決	三・二九	三・三三	三三
相続税法の一部を改正する法律	閣	二・九	大蔵	二・九	可決	三・二六	可決	三・二七	三・二七	大蔵	三・二七	可決	三・二八	可決	三・二九	三・三三	三三
酒税法の一部を改正する法律	閣	二・九	大蔵	二・九	可決	三・二六	可決	三・二七	三・二七	大蔵	三・二七	可決	三・二八	可決	三・二九	三・三三	三三
印紙税法の一部を改正する法律	閣	二・九	大蔵	二・九	可決	三・二六	可決	三・二七	三・二七	大蔵	三・二七	可決	三・二八	可決	三・二九	三・三三	三三
関税率法の一部を改正する法律	閣	三・二	大蔵	三・二	可決	三・二六	可決	三・二七	三・二七	大蔵	三・二七	可決	三・二八	可決	三・二九	三・三三	三三
骨牌税法の一部を改正する法律	閣	二・九	大蔵	二・九	修正	三・二六	修正	三・二七	三・二七	大蔵	三・二七	修正	三・三〇	修正	三・三〇	三・三三	三三
(右に対する回付案)	閣	三・三〇	大蔵	三・三〇	修正	三・二六	同意	三・三一	三・三一	大蔵	三・三一	修正	三・三〇	修正	三・三〇	三・三三	三三

(右に対する回付案)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律

(右に対する回付案)

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法

(右に対する回付案)

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律

(右に対する回付案)

北海道における国有的緊急開拓施設等の譲与に関する法律

国有財産特別措置法の一部を改正する法律

日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

(右に対する回付案)

閣	衆	衆	閣	閣	閣
四・二	五・八	三・二四	五・三〇	四・三	五・二二
大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵
四・二	五・八	三・二四	四・二八	四・三	四・三
可決	修正	修正	修正	可決	可決
四・二七	五・一〇	五・七	五・三〇	四・二七	四・三〇
同意	同意	同意	同意	同意	同意
四・三〇	五・一〇	五・七	五・三〇	四・二七	四・三〇
大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵
四・三〇	五・七	五・三〇	五・二七	四・三〇	四・三〇
修正	修正	修正	可決	可決	可決
五・二九	五・三〇	五・二九	五・二七	五・二七	五・二七
五・二二	六・一	六・三	六・二	六・二	六・二
六・一	六・一	六・一	六・一	六・一	六・一
五・二八	五・二八	五・二八	五・二八	五・二八	五・二八
一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二

教育・文化関係

学校教育法の一部を改正する法律

公立学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律

文化財保護法の一部を改正する法律

へき地教育振興法

盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律

教育公務員特例法の一部を改正する法律

(右に対する回付案)

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律

(右に対する回付案)

教育職員免許法の一部を改正する法律

閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣
二・二	二・二	四・五	四・二	四・二	四・二	二・二	二・二
文部	文部	文部	文部	文部	文部	文部	文部
二・二	二・二	四・五	四・二	四・二	四・二	二・二	二・二
可決	修正	可決	修正	修正	修正	修正	可決
三・二	三・二	四・三〇	四・三〇	四・三〇	四・三〇	三・二	三・二
可決	修正	可決	修正	修正	修正	修正	可決
三・二	三・二	五・六	五・六	五・六	五・六	三・二	三・二
文部	文部	文部	文部	文部	文部	文部	文部
三・二	三・二	五・六	五・六	五・六	五・六	三・二	三・二
可決	修正	可決	修正	修正	修正	修正	可決
三・二	三・二	五・六	五・六	五・六	五・六	三・二	三・二
可決	修正	可決	修正	修正	修正	修正	可決
三・二	三・二	五・六	五・六	五・六	五・六	三・二	三・二
三・二	三・二	五・六	五・六	五・六	五・六	三・二	三・二
一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九

(右に対する回付案)									
石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律	石油資源探鉱促進臨時措置法	国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律	商品取引所法の一部を改正する法律	閉鎖機関令の一部を改正する法律	金融機関再建整備法の一部を改正する法律	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律	中小企業安定法の一部を改正する法律	輸出水産業の振興に関する法律	
閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	衆	衆	衆
四・三三	三・二二	三・二二	三・二二	三・二二	三・二二	四・二八	五・二六	四・二六	五・二八
通産	通産	大蔵	通産	大蔵	大蔵	農林	水産	省	
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	略	
四・三三	四・三三	四・四一	四・二七	四・二二	四・二二	五・一〇	五・二〇	可決	同意
四・二七	四・二五	四・二五	四・二五	四・二二	四・二二	五・一〇	五・二〇	四・二七	五・二九
通産	通産	大蔵	通産	大蔵	大蔵	農林	通産	水産	
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	修正	
四・二五	四・二三	四・二七	三・二六	四・二三	四・二三	五・一〇	五・二五	四・二七	五・二九
通産	通産	大蔵	通産	大蔵	大蔵	農林	通産	水産	
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	修正	
四・二三	四・二三	四・二八	三・二六	四・二三	四・二三	五・一〇	五・二五	四・二七	五・二九
五・一八	五・一八	五・一〇	五・一〇	五・一〇	五・一〇	五・二九	五・二九	六・二一	六・二一

(右に対する回付案)										
臘虎臘豚獸獵取締法の一部を改正する法律	航空機製造法の一部を改正する法律	昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法	昭和二十九年五月の北海道東南海域暴風雨による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法	公認会計士法の一部を改正する法律	酪農振興法	(右に対する回付案)				
衆	閣	閣	閣	閣	閣	衆	衆	衆	衆	衆
五・二六	四・二五	五・二六	五・二八	五・二二	四・二七	五・二八	四・三三	四・二六	五・二三	六・一八
水産	通産	農林	水産	大蔵	農林	農林	大蔵	農林	農林	
可決	可決	修正	可決	可決	修正	修正	修正	修正	修正	
五・二九	五・二五	五・二八	五・二九	五・二九	五・二八	五・二九	五・二九	五・二三	五・二三	六・一九
水産	通産	農林	水産	大蔵	農林	農林	大蔵	農林	農林	
可決	可決	可決	可決	可決	修正	修正	修正	修正	修正	
五・二四	五・二五	五・二九	五・二九	五・二九	五・二八	五・二八	五・二九	五・二三	五・二三	六・一九
水産	通産	農林	水産	大蔵	農林	農林	大蔵	農林	農林	
可決	可決	可決	可決	可決	修正	修正	修正	修正	修正	
五・二四	五・二七	五・三〇	五・三〇	五・三〇	五・二八	五・二八	五・二九	五・二三	五・二三	六・一八
水産	通産	農林	水産	大蔵	農林	農林	大蔵	農林	農林	
可決	可決	可決	可決	可決	修正	修正	修正	修正	修正	
五・二六	五・二八	五・二九	五・二九	五・二九	五・二八	五・二八	五・二九	五・二三	五・二三	六・一八
水産	通産	農林	水産	大蔵	農林	農林	大蔵	農林	農林	
可決	可決	可決	可決	可決	修正	修正	修正	修正	修正	
五・二六	五・二八	五・二九	五・二九	五・二九	五・二八	五・二八	五・二九	五・二三	五・二三	六・一八
水産	通産	農林	水産	大蔵	農林	農林	大蔵	農林	農林	
可決	可決	可決	可決	可決	修正	修正	修正	修正	修正	
五・二六	五・二八	五・二九	五・二九	五・二九	五・二八	五・二八	五・二九	五・二三	五・二三	六・一八

農業委員会法の一部を改正する法律
(右に対する回付案)

出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律

証券取引法の一部を改正する法律

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律

日本中央競馬会法

(右に対する回付案)

経済統制関係

国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律

臨時肥料需給安定法

(右に対する回付案)

衆	閣	閣	衆	閣	閣	閣	閣	閣	閣
四・二八	六・八	三・八	三・八	三・八	三・八	三・八	三・八	三・八	三・八
農林	大蔵	大蔵	大蔵	農林	農林	農林	農林	農林	農林
修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正
五・二三	六・九	五・二〇	五・二〇	五・二〇	五・二〇	五・二〇	五・二〇	五・二〇	五・二〇
再議決	再議決	再議決	再議決	再議決	再議決	再議決	再議決	再議決	再議決
五・二三	五・二三	五・二三	五・二三	五・二三	五・二三	五・二三	五・二三	五・二三	五・二三
農林	大蔵	大蔵	大蔵	農林	農林	農林	農林	農林	農林
修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正
六・三	五・二八	五・二八	五・二八	五・二八	五・二八	五・二八	五・二八	五・二八	五・二八
修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正
六・八	五・二九	五・二九	五・二九	五・二九	五・二九	五・二九	五・二九	五・二九	五・二九
六・二五	六・二六	六・二六	六・二六	六・二六	六・二六	六・二六	六・二六	六・二六	六・二六
一八五	一九五	一九五	一九五	一九五	一九五	一九五	一九五	一九五	一九五

硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法
運輸関係

港域法の一部を改正する法律

遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律

航空法の一部を改正する法律

船舶職員法等の一部を改正する法律

港湾法の一部を改正する法律

北海道開発のためにする港湾工事に關する法律の一部を改正する法律

日本国との平和条約の効力発生及び日本とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律等の一部を改正する法律

第十九回国会法律審議経過

閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣
第十六回国会	三・一	三・二	三・二	三・二	三・二	三・二	三・二	三・二	三・二
運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸
修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正
五・一〇	三・六	三・六	三・六	三・六	三・六	三・六	三・六	三・六	三・六
修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正
五・一〇	三・六	三・六	三・六	三・六	三・六	三・六	三・六	三・六	三・六
運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸
修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正
五・二八	三・二	三・二	三・二	三・二	三・二	三・二	三・二	三・二	三・二
修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正
五・三〇	三・二	三・二	三・二	三・二	三・二	三・二	三・二	三・二	三・二
六・一〇	三・二〇	三・二〇	三・二〇	三・二〇	三・二〇	三・二〇	三・二〇	三・二〇	三・二〇
一七三	七	七	七	七	七	七	七	七	七

通信関係

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に關する法律の一部を改正する法律
岩岐対島電報料の件を廃止する法律
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に關する法律の一部を改正する法律

労働関係

労働基準法の一部を改正する法律

厚生関係

簡易生命保険法の一部を改正する法律
児童福祉法の一部を改正する法律
母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律
(右に対する回付案)

閣	閣	閣	参	閣	閣	閣	閣	閣	閣
三・三〇	三・二二	三・二四	五・八	四・二四	四・二四	二・二四	三・三〇	三・二二	三・三〇
厚生	厚生	厚生	労働	電通	郵政	郵政	厚生	厚生	厚生
修正	修正	可決	可決	可決	可決	可決	修正	修正	可決
同意	修正	修正	可決	可決	可決	可決	修正	修正	修正
三・二七	三・二二	三・二二	四・二八	五・一〇	五・一〇	三・二八	三・二七	三・二二	三・二七
厚生	厚生	厚生	労働	電通	電通	郵政	厚生	厚生	厚生
修正	修正	修正	可決	可決	可決	可決	修正	修正	修正
修正	修正	修正	可決	可決	可決	可決	修正	修正	修正
三・三三	三・三三	三・三三	六・二〇	六・二一	六・二一	三・二九	三・三三	三・三三	三・三三
二七	二六	二八	一七	二六	二九	二四	二七	二六	二八

身体障害者福祉法の一部を改正する法律
未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律
日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律
医療法の一部を改正する法律
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律
(右に対する回付案)
あへん法
(右に対する回付案)
清掃法
(右に対する回付案)
らい予防法の一部を改正する法律

閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣
三・二四	三・二六	三・二二	三・二二	三・二四	三・二四	三・二四	三・二二	三・二二	三・二二
厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	修正	修正	可決
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	修正	修正	修正
三・三〇	三・三〇	三・三〇	三・三〇	三・三〇	三・三〇	三・三〇	三・二二	三・二二	三・三〇
厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	修正	修正	修正
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	修正	修正	修正
四・二七	四・二七	四・二七	四・二七	四・二七	四・二七	四・二七	四・二二	四・二二	四・二二
七	七	七	六	六	六	六	七	七	七

狂犬病予防法の一部を改正する法律
消費生活協同組合法の一部を改正する法律

厚生年金保険法

(右に対する回付案)

船員保険法の一部を改正する法律

(右に対する回付案)

厚生年金保険及び船員保険交渉法

(右に対する回付案)

覚せい剤取締法の一部を改正する法律

精神衛生法の一部を改正する法律

涉外関係

衆	参	閣	閣	閣	閣	閣
五・二八	五・二八	五・二四	四・八	五・二四	三・二九	二・三三
厚生五・二九	厚生五・二八	厚生四・八	厚生三・三一	厚生三・二九	厚生二・三三	厚生一・二六
可決五・二九	可決五・二九	修正四・二三	修正四・二三	修正四・二三	修正四・五	修正三・二
可決五・二二	可決五・二二	修正四・二七	修正四・二七	修正四・二二	修正四・八	修正三・六
五・二六	五・二六	四・二七	四・二七	四・三三	四・八	三・六
厚生五・二六	厚生五・二六	厚生四・二七	厚生四・二七	厚生四・三三	厚生四・八	厚生三・六
可決五・二六	可決五・二六	修正五・二一	修正五・二一	修正五・二一	可決四・九	可決四・二九
可決五・二八	可決五・二八	修正五・二四	修正五・二四	修正五・二四	可決四・三	可決四・三
六・一	六・一	五・二九	五・二九	五・二九	四・三〇	四・三〇
一三六	一三五	一三〇	一二五	一二五	一一八	一一八

外国人登録法の一部を改正する法律
旧日本占領地域に本店を有する会社の本部を改正する法律
日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法

(右に対する回付案)

整理法

自治庁関係法令の整理に関する法律
運輸省関係法令の整理に関する法律
大蔵省関係法令の整理に関する法律
外務省関係法令の整理に関する法律
文部省関係法令の整理に関する法律
厚生省関係法令の整理に関する法律

閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣	閣
三・二九	三・二三	三・二三	五・二六	四・二六	四・二六	四・一九	四・二二	四・二二	四・二〇
法務三・二九	大蔵三・二三	外務三・二七	地方四・二六	運輸四・一九	大蔵四・二二	外務四・三〇	文部四・二六	厚生四・二〇	厚生四・二〇
可決四・二四	可決四・三一	可決五・二二	可決四・一九	可決四・二二	可決四・二六	可決五・二五	可決五・二二	可決四・二〇	可決四・二〇
可決四・二五	可決四・二三	可決五・二三	可決四・二〇	可決四・二三	可決四・二七	可決五・二八	可決五・二三	可決五・二六	可決五・二六
二・二三	四・二三	五・二三	四・三三	四・三三	四・二七	五・一八	五・二三	五・二六	五・二六
法務二・二三	大蔵四・二三	法務五・二三	地方四・二〇	運輸四・二三	大蔵四・二七	外務五・一八	文部五・二三	厚生五・二六	厚生五・二六
可決三・二五	可決五・二一	修正五・二六	可決四・二〇	可決四・二七	可決五・二一	可決五・一九	可決五・二七	可決五・二六	可決五・二六
可決三・二九	可決五・二四	修正五・二六	可決四・二三	可決四・二八	可決五・二四	可決五・二二	可決五・二八	可決五・二八	可決五・二八
四・二〇	五・一五	五・二四	五・一	五・二三	五・二四	五・二九	五・二九	六・一	六・一
七〇	一〇七	一〇七	八二	九三	一二	一三〇	一三五	一三六	一三六

農林省関係法令の整理に関する法律	閣	四・三〇	農林	四・三〇	可決	五・二〇	農林	五・二〇	可決	五・一九	六・一	二二七
通商産業省関係法令の整理に関する法律	閣	四・三	通産	四・三	可決	四・三〇	通産	四・三〇	可決	五・一九	六・一	二二八
建設省関係法令の整理に関する法律	閣	四・二〇	建設	四・二〇	可決	四・二七	建設	四・二七	可決	五・六	六・一	二四〇
内閣及び総理府関係法令の整理に関する法律	閣	五・六	内閣	五・六	可決	五・二九	内閣	五・二〇	可決	六・五	七・一	二〇三

○不成立

<p>閉会中も審査するものに決定したもの</p> <p>公職選挙法の一部を改正する法律案 公職選挙法の一部を改正する法律案 公職選挙法の一部を改正する法律案 公職選挙法の一部を改正する法律案 政治資金規正法の一部を改正する法律案</p>	衆	二・二三	特委	三・四	(継続)							
	参											
	参											
	衆	五・二七	特委	五・二八	(継続)							
	閣	一・二八	特委	一・二八	修正	五・二二	修正	五・二五				
	衆											
	衆											
	衆											
	衆											
	衆											

人権委員会設置法案
国家公務員法の一部を改正する法律案
地方自治法の一部を改正する法律案
地方財政再整備法案
接収不動産に関する借地借家臨時処理法案
刑法の一部を改正する法律案
売春等処罰法案
国土開発中央道事業法案
建設業法の一部を改正する法律案
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案
日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案

参	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆
三・二八	三・二八	三・二八	三・二八	三・二八	三・二八	三・二八	三・二八	三・二八	三・二八	三・二八	三・二八	三・二八	三・二八	三・二八	三・二八	三・二八	三・二八	三・二八	三・二八	三・二八
人事	地方	地方	地方	地方	地方	地方	地方	地方	地方	地方	地方	地方	地方	地方	地方	地方	地方	地方	地方	地方
(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)
三・二八	三・二八	三・二八	三・二八	三・二八	三・二八	三・二八	三・二八	三・二八	三・二八	三・二八	三・二八	三・二八	三・二八	三・二八	三・二八	三・二八	三・二八	三・二八	三・二八	三・二八
内閣	建設	建設	建設	建設	建設	建設	建設	建設	建設	建設	建設	建設	建設	建設	建設	建設	建設	建設	建設	建設
(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)

国有的炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案
資金運用部資金法の一部を改正する法律案
学校給食法案
勤労青年教育振興法案
農民組合法案
自給肥料増産特別措置法案
昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法の一部を改正する法律案
蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案
砂利採取法案
協同組合による保険事業に関する法律案
中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案

衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆
五・二八	五・二八	五・二八	五・二八	五・二八	五・二八	五・二八	五・二八	五・二八	五・二八	五・二八	五・二八	五・二八	五・二八	五・二八	五・二八	五・二八	五・二八	五・二八	五・二八	五・二八
大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵
(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)
五・二九	五・二九	五・二九	五・二九	五・二九	五・二九	五・二九	五・二九	五・二九	五・二九	五・二九	五・二九	五・二九	五・二九	五・二九	五・二九	五・二九	五・二九	五・二九	五・二九	五・二九
文部	文部	文部	文部	文部	文部	文部	文部	文部	文部	文部	文部	文部	文部	文部	文部	文部	文部	文部	文部	文部
(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)
二・二六	二・二六	二・二六	二・二六	二・二六	二・二六	二・二六	二・二六	二・二六	二・二六	二・二六	二・二六	二・二六	二・二六	二・二六	二・二六	二・二六	二・二六	二・二六	二・二六	二・二六

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案	参	五・二七	大蔵	五・二八	(継続)		六・一	通産	六・二	(継続)
中小企業等協同組合法の一部を改正する法律の施行に関する法律案	参	四・九	労働	四・二二	(継続)		六・一	通産	六・二	(継続)
銀行法の一部を改正する法律案	衆	四・九	労働	四・二二	(継続)					
最低賃金保障金融公庫法案	衆	四・九	労働	四・二二	(継続)					
最低賃金保障金融公庫法案	衆	四・九	労働	四・二二	(継続)					
技術士法案	参	三・二四	運輸	二・二〇	(継続)	三・二四	通産	三・二四	(継続)	
日本国有鉄道法の一部を改正する法律案	参	四・九	労働	四・二二	(継続)					
労働基準法の一部を改正する法律案	参	四・九	労働	四・二二	(継続)					
最低賃金法案	衆	四・九	労働	四・二二	(継続)					
最低賃金法案	衆	四・九	労働	四・二二	(継続)					
けい肺法案	参	四・九	労働	四・二二	(継続)					
水道法案	衆	五・二	厚生	五・四	(継続)					

水道法案
 医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
 接収貴金属等の処理に関する法律案
 接収解除ダイヤモンドの処理等に関する法律案

審議未了

科学技術庁設置法案
 国務大臣等の私企業等への関与の制限に関する法律案
 特定の公務員の営利企業等への関与の制限に関する法律案
 昭和二十九年六月に支給されるべき国家公務員の期末手当の臨時措置に関する法律案
 昭和二十八年における冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案
 冬季積雪地域における予算繰越の特例に関する法律案

参	衆	参	衆	参	衆	衆	衆	参	衆	参	衆
第十七回国会	二・二九	五・二四	二・二四	三・三〇	三・三〇	三・三〇	三・三〇	四・二二	四・二二	五・二七	五・二七
地方	二・二〇	人事	二・二三	人事	五・二五	内閣	二・二三	大蔵	四・二二	大蔵	三・三〇
(未了)	修正	修正	(未了)	(未了)	(未了)	(未了)	(未了)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)
		修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正
三・二八	五・二二	五・二〇	二・二七	四・二〇	四・二〇	四・二〇	四・二〇	五・二二	五・二二	五・二二	五・二二
大蔵	人事	内閣	内閣	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生
(未了)	(未了)	(未了)	修正	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)
			修正								

昭和二十九年の夏期の賞与に対する所得
税の臨時特例に関する法律案
米穀の売渡代金に対する所得税の特例に
関する法律案
昭和二十八年における冷害等による被害
農業者及び被害農業協同組合等による被害
所得税及び法人税の時臨特例に関する法
律案
い、織維品の課税に関する法律案
昭和二十八年における冷害による被害た
ばこ耕作者に対する資金の融通に関する
特別措置法案
教育委員会法の一部を改正する法律案
教育委員会法の一部を改正する法律の施
行に伴う関係法令の整理等に関する法律
案
学校教育法等の一部を改正する法律案
盲学校、ろう学校及び養護学校の生徒、児
童等に対する修学の奨励に関する法律案
教育公務員特例法の一部を改正する法律
案

衆	參	衆	衆	衆	衆	閣	衆	衆	參
二・九	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九
文部	文部	文部	文部	文部	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵	大蔵
(未了)	(未了)	(未了)	(未了)	(未了)	(未了)	(未了)	(未了)	(未了)	(未了)
	二・三								五・五
	文部								大蔵
	(未了)								(未了)

市町村立学校職員給与負担法の一部を改
正する法律案
昭和二十九年五月の暴風雪害による被害
農業者等に対する資金の融通に関する法
律案
加工水産物の輸出振興に関する法律案
外国為替及び外国貿易管理法の一部を改
正する法律案
昭和二十八年六月及び七月の大雨並
びに同年八月及び九月の風水害による被害
地域における失業対策事業に関する特別
措置法の一部を改正する法律案
昭和二十八年六月及び七月の大雨並
びに同年八月及び九月の風水害の被害地
域に特別措置法の一部を改正する法律案
昭和二十八年六月及び七月の大雨並
びに同年八月及び九月の風水害の被害地
域における国民健康保険事業の被害地域
に行われる貸付及び補助に関する特別措置
法の改正に関する法律案

衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆
二・九	二・九	二・九	四・二	五・二六	五・二七	二・九
文部	文部	大蔵	大蔵	水産	農林	文部
(未了)	(未了)	(未了)	(未了)	(未了)	(未了)	(未了)

否決されたもの

昭利二十八年の年末の賞与に対する所得
 税の臨時特例に関する法律案
 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助
 の暫定措置に関する法律の一部を改正す
 る法律案
 協同組合による金融事業に関する法律等
 の一部を改正する法律案

撤回されたもの

公海における漁船の被害に伴う資金の融
 通に関する特別措置法案
 結核及びらい患者福祉事業振興会法案

衆	衆	衆	衆	衆
五・三〇	三六 一三・二四	第十六 回国会	五・二六	三六 三三・二〇
厚生 五・二三	水産 二・二四		農林 五・二六	大蔵 三三・二一
撤回 五・二五	撤回 二・二四		修正 五・二八	否決 三三・二二
			否決 六・三	
			否決 五・三一	
			否決 六・一	

第十九回国会改廃法令（上・下巻）索引

上部に掲げた法令が下部括弧内の法律によつて改廃されたことを示す。なお、
 頁は本文中改廃の掲載されている場所を示す。

- (一) 全部改正
- (二) 一部改正
- (三) 廃止

(一) 全部改正

- 一、保安庁法 (昭和二七・七・三一法二六五)……………(法一六四)……下二三三
- 一、警察法 (昭和二二・一二・一七法一九六)……………(法一六二)……下一九六
- 一、関税法 (明治三二・三・一四法六一)……………(法六一)……上二八六
- 一、厚生年金保険法 (昭和一六・三・一一法六〇)……………(法一一五)……上六八八

(二) 一部改正

憲法関係

- 一、奄美群島の復歸に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律 (昭和二八・一一・二六法二六七)……………(法六三)……上三四〇
- 一、奄美群島の復歸に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律 (昭和二八・一一・二六法二六七)……………(法一八七)……下三九九
- 一、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律 (昭和二八・八・二五法二四六)……………(法一四八)……下一三六

国会関係

- 一、公職選挙法 (昭和二五・四・一五法一〇〇)……………(法一二二)……下一八
- 第十九回国会改廃法令(上・下巻)索引

- 一、公職選挙法 (昭和二五・四・一五法一〇〇).....(法一六三)下二二六
- 一、公職選挙法 (昭和二五・四・一五法一〇〇).....(法一七〇)下三〇三
- 一、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律 (昭和二五・五・一五法一七九).....(法一六九)上三五四

行政組織関係

- 一、国家行政組織法 (昭和二三・七・一〇法一二〇).....(法一六四)下二四三
- 一、国家行政組織法 (昭和二三・七・一〇法一二〇).....(法二〇五)下四九八
- 一、国家行政組織法の一部を改正する法律 (昭和二七・七・三一法二五三).....(法一六四)下二四三
- 一、行政機関職員定員法 (昭和二四・五・三一法一二六).....(法一八六)下三九〇
- 一、行政機関職員定員法 (昭和二四・五・三一法一二六).....(法二〇五)下四九八
- 一、行政機関職員定員法の一部を改正する法律 (昭和二八・七・三一法九五).....(法一六四)下二四三
- 一、法制局設置法 (昭和二七・七・三一法二五二).....(法一八六)下三九七
- 一、総理府設置法 (昭和二四・五・三一法一二七).....(法一六三)下二二五
- 一、総理府設置法 (昭和二四・五・三一法一二七).....(法一六四)下二四三
- 一、総理府設置法 (昭和二四・五・三一法一二七).....(法一八九)下四〇五
- 一、総理府設置法 (昭和二四・五・三一法一二七).....(法二〇二)下四三八
- 一、総理府設置法 (昭和二四・五・三一法一二七).....(法二〇一)下四三八
- 一、南方連絡事務局設置法 (昭和二七・六・三〇法二二八).....(法二〇一)下四三八
- 一、引揚同胞対策審議会設置法 (昭和二三・八・三法二二二).....(法二〇一)下四三九

- 一、調達庁設置法 (昭和二四・五・三一法一二九).....(法一四七)下三三
- 一、調達庁設置法 (昭和二四・五・三一法一二九).....(法一四八)下三三六
- 一、自治庁設置法 (昭和二七・七・三一法二六一).....(法九五)上五九七
- 一、自治庁設置法 (昭和二七・七・三一法二六一).....(法一〇一)上六三七
- 一、自治庁設置法 (昭和二七・七・三一法二六一).....(法一〇二)上六四〇
- 一、自治庁設置法 (昭和二七・七・三一法二六一).....(法一〇三)上六四四
- 一、自治庁設置法 (昭和二七・七・三一法二六一).....(法二〇四)下四八一
- 一、海上公安局法 (昭和二七・七・三一法二六七).....(法六一)上三三四
- 一、経済審議庁設置法 (昭和二七・七・三一法二六三).....(法一七二)下三一四
- 一、法務省設置法 (昭和二二・一・二七法一九三).....(法一三三)下六五
- 一、外務省設置法 (昭和二六・一・二二法二八三).....(法一一)上三
- 一、在外公館の名称及び位置を定める法律 (昭和二七・四・一二法八五).....(法一一)上一四
- 一、大蔵省設置法 (昭和二四・五・三一法一四四).....(法二二)上三
- 一、大蔵省設置法 (昭和二四・五・三一法一四四).....(法三六)上六二
- 一、大蔵省設置法 (昭和二四・五・三一法一四四).....(法六一)上三三四
- 一、大蔵省設置法 (昭和二四・五・三一法一四四).....(法六七)上三四八
- 一、大蔵省設置法 (昭和二四・五・三一法一四四).....(法七一)上三八五
- 一、大蔵省設置法 (昭和二四・五・三一法一四四).....(法九〇)上四三八
- 一、大蔵省設置法 (昭和二四・五・三一法一四四).....(法一〇四)上六四六

- 一、大蔵省設置法 (昭和二四・五・三一法一四四)……………(法一〇七)……上六六五
- 一、大蔵省設置法 (昭和二四・五・三一法一四四)……………(法一六三)……下二二五
- 一、大蔵省設置法 (昭和二四・五・三一法一四四)……………(法一七五)……下三二〇
- 一、大蔵省設置法 (昭和二四・五・三一法一四四)……………(法一八三)……下三四九
- 一、大蔵省設置法 (昭和二四・五・三一法一四四)……………(法一九五)……下四二六
- 一、国立学校設置法 (昭和二四・五・三一法一五〇)……………(法一六)……上二二
- 一、厚生省設置法 (昭和二四・五・三一法一五一)……………(法二六)……上三五
- 一、厚生省設置法 (昭和二四・五・三一法一五一)……………(法二八)……上四七
- 一、厚生省設置法 (昭和二四・五・三一法一五一)……………(法二九)……上四九
- 一、厚生省設置法 (昭和二四・五・三一法一五一)……………(法三〇)……上五二
- 一、厚生省設置法 (昭和二四・五・三一法一五一)……………(法七一)……上三八五
- 一、厚生省設置法 (昭和二四・五・三一法一五一)……………(法七二)……上三九二
- 一、厚生省設置法 (昭和二四・五・三一法一五一)……………(法七七)……上三九六
- 一、厚生省設置法 (昭和二四・五・三一法一五一)……………(法一三四)……下六七
- 一、厚生省設置法の一部を改正する法律 (昭和二七・七・三一法二七三)……………(法二九)……上五〇
- 一、農林省設置法 (昭和二四・五・三一法一五三)……………(法四八)……上一二八
- 一、農林省設置法 (昭和二四・五・三一法一五三)……………(法七六)……上三九四
- 一、農林省設置法 (昭和二四・五・三一法一五三)……………(法九二)……上四五二

- 一、農林省設置法 (昭和二四・五・三一法一五三)……………(法一七二)……下三一四
- 一、農林省設置法 (昭和二四・五・三一法一五三)……………(法一八二)……下三三七
- 一、農林省設置法 (昭和二四・五・三一法一五三)……………(法二〇五)……下四九九
- 一、水産庁設置法 (昭和二三・七・一法七八)……………(法一五四)……下一五九
- 一、通商産業省設置法 (昭和二七・七・三一法二七五)……………(法六)……上七
- 一、通商産業省設置法 (昭和二七・七・三一法二七五)……………(法三四)……上五五
- 一、通商産業省設置法 (昭和二七・七・三一法二七五)……………(法五一)……上一四五
- 一、通商産業省設置法 (昭和二七・七・三一法二七五)……………(法九二)……上四五二
- 一、通商産業省設置法 (昭和二七・七・三一法二七五)……………(法六一)……下一九六
- 一、運輸省設置法 (昭和二四・五・三一法一五七)……………(法五三)……上二六七
- 一、運輸省設置法 (昭和二四・五・三一法一五七)……………(法六〇)……上二八五
- 一、海上保安庁法 (昭和二三・四・二七法二八)……………(法一六三)……下二二三
- 一、郵政省設置法 (昭和二三・一・二一五法二四四)……………(法一六三)……下二二五
- 一、建設省設置法 (昭和二三・七・八法一一三)……………(法九七)……上一六一九
- 一、建設省設置法 (昭和二三・七・八法一一三)……………(法二〇)……上八四四
- 一、建設省設置法 (昭和二三・七・八法一一三)……………(法一六四)……下二四三
- 一、建設省設置法 (昭和二三・七・八法一一三)……………(法一六四)……下二四三
- 一、国家公務員法 (昭和二三・一〇・二二法一二〇)……………(法一六四)……下二四三
- 一、一般職の職員の給与に関する法律 (昭和二五・四・三法九五)……………(法一四一)……下七九
- 一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律 (昭和二八・八・一八法二三七)……………(法一四一)……下七九

- 一、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律 (昭和二七・四・二一法九三).....(法一一)上 一六
- 一、特別職の職員の給与に関する法律 (昭和二四・一二・一二法二五二).....(法一一)上 一六
- 一、保安庁職員給与法 (昭和二七・七・三一法二六六).....(法一六五)下二七七
- 一、国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律 (昭和二四・六・八法二〇〇).....(法一六五)下二八七
- 一、国家公務員災害補償法 (昭和二六・六・二法一九一).....(法二九)上 五一
- 一、恩給法 (大正一二・四・一四法四八).....(法一六五)下二八六
- 一、恩給法 (大正一二・四・一四法四八).....(法二〇〇)下四三三
- 一、恩給法の一部を改正する法律 (昭和二八・八・一法一五五).....(法二五)上 三一
- 一、恩給法の一部を改正する法律 (昭和二八・八・一法一五五).....(法二〇〇)下四三五
- 一、元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律 (昭和二八・八・一法一五六).....(法一九七)下四二七
- 一、国家公務員共済組合法 (昭和二三・六・三〇法六九).....(法二九)上 五一
- 一、国家公務員共済組合法 (昭和二三・六・三〇法六九).....(法一一六)上七五九
- 一、国家公務員共済組合法 (昭和二三・六・三〇法六九).....(法一一七)上七七三
- 一、国家公務員共済組合法 (昭和二三・六・三〇法六九).....(法一四七)下一三四
- 一、国家公務員共済組合法 (昭和二三・六・三〇法六九).....(法一六三)下二二三
- 一、国家公務員共済組合法 (昭和二三・六・三〇法六九).....(法一六五)下二八七

- 一、国家公務員共済組合法 (昭和二三・六・三〇法六九).....(法二〇四)下四七七
- 一、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法 (昭和二五・一二・一二法二五六).....(法一九七)下四三〇
- 一、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法 (昭和二五・一二・一二法二五六).....(法二〇四)下四七八

統計関係

- 一、統計法 (昭和二二・三・二六法一八).....(法六五)上三四一
- 一、死産の届出に関する規程 (昭和二二・九・三〇厚令四二).....(法一六三)下二二一

地方自治関係

- 一、地方自治法 (昭和二二・四・一七法六七).....(法一一五)上七二九
- 一、地方自治法 (昭和二二・四・一七法六七).....(法一六四)下二四二
- 一、地方自治法 (昭和二二・四・一七法六七).....(法一八五)下三八八
- 一、地方自治法 (昭和二二・四・一七法六七).....(法一九三)下四一二
- 一、町村合併促進法 (昭和二八・九・一法二五八).....(法七九)上三九七
- 一、町村合併促進法 (昭和二八・九・一法二五八).....(法一〇一)上六三八
- 一、町村合併促進法 (昭和二八・九・一法二五八).....(法一六三)下二三一
- 一、町村合併促進法 (昭和二八・九・一法二五八).....(法一八五)下三八九

- 一、地方公務員法 (昭和二五・一二・二三法二六一) (法一五六) 下一六一
- 一、地方公務員法 (昭和二五・一二・二三法二六一) (法一六三) 下二二七
- 一、地方公務員法 (昭和二五・一二・二三法二六一) (法一九二) 下四一一
- 一、地方財政法 (昭和二三・七・七法一〇九) (法七二) 上三九二
- 一、地方財政法 (昭和二三・七・七法一〇九) (法一三二) 下六三
- 一、地方財政法 (昭和二三・七・七法一〇九) (法一四四) 下一二四
- 一、地方財政法 (昭和二三・七・七法一〇九) (法一六四) 下二四三
- 一、地方財政法 (昭和二三・七・七法一〇九) (法一八五) 下三八八
- 一、地方税法 (昭和二五・七・三一法二二六) (法二六) 上三五
- 一、地方税法 (昭和二五・七・三一法二二六) (法二八) 上四八
- 一、地方税法 (昭和二五・七・三一法二二六) (法九五) 上四五五
- 一、地方税法 (昭和二五・七・三一法二二六) (法一〇一) 上六三八
- 一、地方税法 (昭和二五・七・三一法二二六) (法一一五) 上七二九
- 一、地方税法 (昭和二五・七・三一法二二六) (法一二〇) 上八四四
- 一、地方税法 (昭和二五・七・三一法二二六) (法一三一) 下六三
- 一、地方税法 (昭和二五・七・三一法二二六) (法一六五) 下二八七
- 一、地方税法 (昭和二五・七・三一法二二六) (法一八四) 下三六七
- 一、地方税法 (昭和二五・七・三一法二二六) (法一八五) 下三八九
- 一、地方税法 (昭和二五・七・三一法二二六) (法二〇四) 下四八〇

- 一、地方税法 (昭和二五・七・三一法二二六) (法二〇五) 下四九八
- 一、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律 (昭和二七・四・二八法一一九) (法九五) 上五九六
- 一、地方財政平衡交付金法 (昭和二五・五・三〇法二一一) (法一〇一) 上六二二
- 一、補助金等の臨時特例等に関する法律 (昭和二九・五・二八法一二九) (法一六九) 下三〇二
- 一、競馬法 (昭和二三・七・一三法一五八) (法九五) 上五九五
- 一、競馬法 (昭和二三・七・一三法一五八) (法二〇五) 下四九六
- 一、自転車競技法 (昭和二三・八・一法二〇九) (法一六九) 下三〇一
- 一、小型自動車競走法 (昭和二五・五・二七法二〇八) (法一四六) 下一二九
- 一、小型自動車競走法 (昭和二五・五・二七法二〇八) (法一六九) 下三〇一
- 一、モーターボート競走法 (昭和二六・六・一八法二四二) (法一二三) 下一九
- 一、モーターボート競走法 (昭和二六・六・一八法二四二) (法一六九) 下三〇二

司法関係

- 一、裁判所法 (昭和二三・四・一六法五九) (法一二六) 下二二
- 一、裁判所法 (昭和二三・四・一六法五九) (法一六三) 下二二一
- 一、裁判所法等の一部を改正する法律 (昭和二五・四・一四法九六) (法一二六) 下二四
- 一、裁判所法等の一部を改正する法律 (昭和二六・三・三〇法五九) (法一二六) 下二四
- 一、法廷等の秩序維持に関する法律 (昭和二七・七・三一法二八六) (法一六三) 下二二九

- 一、裁判所職員定員法 (昭和二六・三・三〇法五三)……………(法一八七)下三九八
- 一、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律 (昭和二二・四・一七法六三)……………(法六三)上三三七
- 一、最高裁判所裁判官国民審査法 (昭和二二・一一・二〇法一三六)……………(法一六三)下二二二
- 一、檢察審査会法 (昭和二三・七・一二法一四七)……………(法一六三)下二二二
- 一、檢察審査会法 (昭和二三・七・一二法一四七)……………(法一六三)下二二四
- 一、檢察審査会法 (昭和二三・七・一二法一四七)……………(法一六四)下二四三
- 一、檢察審査会法 (昭和二三・七・一二法一四七)……………(法一八七)下三九九
- 一、遺失物法 (明治三二・三・二四法八七)……………(法一六三)下二二一
- 一、自動車抵当法 (昭和二六・六・一法一八七)……………(法九七)上六一七
- 一、担保附社債信託法 (明治三八・三・一三法五二)……………(法九七)上六一八
- 一、商法施行法 (明治三二・三・九法四九)……………(法一〇〇)上六二二
- 一、土地台帳法 (昭和二二・三・三一法三〇)……………(法二〇〇)上八四二
- 一、家屋台帳法 (昭和二二・三・三一法三一)……………(法二〇〇)上八四三
- 一、民事訴訟法 (明治二三・四・二二法二九)……………(法二二七)下二四
- 一、民事訴訟法 (明治二三・四・二二法二九)……………(法一六三)下二二一
- 一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律 (昭和二四・五・一四法五五)……………(法五六)上二六九
- 一、民事訴訟用印紙法 (明治二三・八・一六法六五)……………(法二八)下二八
- 一、会社更生法 (昭和二七・六・七法一七二)……………(法九五)上五九七
- 一、会社更生法 (昭和二七・六・七法一七二)……………(法九六)上六一一

- 一、非訟事件手続法 (明治三一・六・二二法一四)……………(法二二七)下二七
- 一、商事非訟事件印紙法 (明治二三・八・一六法六六)……………(法二八)下二九
- 一、民事調停法 (昭和二六・六・九法二二二)……………(法二八)下二九
- 一、刑法 (明治四〇・四・二四法四五)……………(法五七)上二七〇
- 一、印紙等模造取締法 (昭和二二・一一・一六法一八九)……………(法九六)上六一一
- 一、日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法 (昭和二八・一一・一二法二六五)……………(法五一)下二四六
- 一、刑事訴訟法 (昭和二三・七・一〇法一三一)……………(法五七)上二七一
- 一、刑事訴訟法 (昭和二三・七・一〇法一三一)……………(法一六三)下二二三
- 一、刑事訴訟法 (昭和二三・七・一〇法一三一)……………(法一六三)下二三一
- 一、交通事件即決裁判手続法 (昭和二九・五・一八法一一三)……………(法一六三)下二三〇
- 一、逃亡犯罪人引渡法 (昭和二八・七・二二法六八)……………(法一六三)下二三〇
- 一、少年法 (昭和二三・七・一五法一六八)……………(法二六)下二四
- 一、少年法 (昭和二三・七・一五法一六八)……………(法一六三)下二二四
- 一、刑事補償法 (昭和二五・一・一法一)……………(法五八)上二七六
- 一、平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭和二七・四・二八法一〇三)……………(法一六三)下二二八
- 一、犯罪者予防更生法 (昭和二四・五・三一法一四二)……………(法一八)上二四
- 一、犯罪者予防更生法 (昭和二四・五・三一法一四二)……………(法五八)上二七五
- 一、犯罪者予防更生法 (昭和二四・五・三一法一四二)……………(法一六三)下二二五
- 一、更生緊急保護法 (昭和二五・五・二五法二〇三)……………(法五八)上二七五

一、少年院法 (昭和二三・七・一五法一六九)……………(法一六三)下二二四

警察・消防関係

- 一、警察官等職務執行法 (昭和二三・七・一二法一三六)……………(法一六三)下二二四
- 一、警察用電話等の処理に関する法律 (昭和二四・一二・一五法二六六)……………(法一六三)下二二六
- 一、警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律 (昭和二七・七・二九法二四五)……………(法一六三)下二二九
- 一、風俗営業取締法 (昭和二三・七・一〇法一二二)……………(法九五)上五九七
- 一、風俗営業取締法 (昭和二三・七・一〇法一二二)……………(法一六三)下二二三
- 一、質屋営業法 (昭和二五・五・八法一五八)……………(法一六三)下二二七
- 一、質屋営業法 (昭和二五・五・八法一五八)……………(法一九六)下四二六
- 一、古物営業法 (昭和二四・五・二八法一〇八)……………(法一六三)下二二五
- 一、火薬類取締法 (昭和二五・五・四法一四九)……………(法一三八)下七四
- 一、火薬類取締法 (昭和二五・五・四法一四九)……………(法一六三)下二二六
- 一、銃砲刀剣類等所持取締令 (昭和二五・一一・一五政三三四)……………(法一六三)下二二七
- 一、破壊活動防止法 (昭和二七・七・二二法二四〇)……………(法一六三)下二二九
- 一、道路交通取締法 (昭和二二・一一・八法一三〇)……………(法一一三)上六八七
- 一、道路交通取締法 (昭和二二・一一・八法一三〇)……………(法一六三)下二二二
- 一、消防組織法 (昭和二二・一一・二三法二二六)……………(法一六三)下二二二
- 一、消防法 (昭和二三・七・二四法一八六)……………(法一六三)下二二五

国土建設関係

- 一、離島振興法 (昭和二八・七・二二法七二)……………(法一一八)上七七四
- 一、土地収用法 (昭和二六・六・九法二一九)……………(法五一)上一四六
- 一、土地収用法 (昭和二六・六・九法二一九)……………(法七二)上三九二
- 一、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法 (昭和二七・五・一五法一四〇)……………(法一四八)下一三七
- 一、土地改良法 (昭和二四・六・六法一九五)……………(法一一〇)上八四四
- 一、土地改良法 (昭和二四・六・六法一九五)……………(法一八五)下三八六
- 一、土地改良法 (昭和二四・六・六法一九五)……………(法一一〇)上八四二
- 一、公有水面埋立法 (大正一〇・四・九法五七)……………(法五一)上一四六
- 一、道路法 (昭和二七・六・一〇法一八〇)……………(法一一五)下二二
- 一、道路整備特別措置法 (昭和二七・六・九法一六九)……………(法一九一)下四一〇
- 一、道路整備費の財源等に関する臨時措置法 (昭和二八・七・二三法七三)……………(法一四〇)下七六
- 一、水防法 (昭和二四・六・四法一九三)……………(法一六三)下二二六
- 一、水防法 (昭和二四・六・四法一九三)……………(法七二)上三九二
- 一、建築基準法 (昭和二五・五・二四法二〇一)……………(法七二)上三九二
- 一、建築基準法 (昭和二五・五・二四法二〇一)……………(法一一〇)上八四四
- 一、建築基準法 (昭和二五・五・二四法二〇一)……………(法一三一)下六三
- 一、建築基準法 (昭和二五・五・二四法二〇一)……………(法一四〇)下七六

- 一、耐火建築促進法 (昭和二七・五・三一法一六〇).....(法 五二)上二四六
- 一、北海道防寒住宅建設等促進法 (昭和二八・七・一七法六四).....(法 八七)上四二九
- 一、宅地建物取引業法 (昭和二七・六・一〇法一七六).....(法 一七八)下三二五
- 一、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (昭和二六・三・三一法九七).....(法 一〇一)上六三八
- 一、公共工事の前払金保証事業に関する法律 (昭和二七・六・一二法一八四).....(法 九八)上六一九
- 一、都市計画法 (大正八・四・五法三六).....(法 二〇〇)上八四二
- 一、土地区画整理法 (昭和二九・五・二〇法一一九).....(法 一八五)下三八九
- 一、屋外広告物法 (昭和二四・六・三法一八九).....(法 一三一)下 六三

財務関係

- 一、財政法 (昭和二二・三・三一法三四).....(法 九〇)上四三六
- 一、会計法 (昭和二二・三・三一法三五).....(法 三六)上 六二
- 一、会計法 (昭和二二・三・三一法三五).....(法 九〇)上四三七
- 一、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸法令の措置に関する法律 (昭和二七・三・三一法四三).....(法 二二一)下 一五
- 一、外国為替資金特別会計法 (昭和二六・三・三〇法五六).....(法 六七)上三五〇
- 一、特別調達資金設置令 (昭和二六・六・二一政二〇五).....(法 八五)上四一六
- 一、産業投資特別会計法 (昭和二八・八・一法一二二).....(法 六)上 六
- 一、資金運用部特別会計法 (昭和二六・三・三一法一〇一).....(法 三二)上 五三

- 一、造幣局特別会計法 (昭和二五・三・三一法六三).....(法 一四一)下 七九
- 一、印刷局特別会計法 (昭和二二・三・三一法三六).....(法 一四一)下 七九
- 一、厚生保険特別会計法 (昭和一九・二・二五法一〇).....(法 三〇)上 五二
- 一、厚生保険特別会計法 (昭和一九・二・二五法一〇).....(法 一一七)上七七二
- 一、厚生保険特別会計法 (昭和一九・二・二五法一〇).....(法 二〇四)下四七九
- 一、船員保険特別会計法 (昭和二二・二・二四法二二六).....(法 一一六)上七五八
- 一、船員保険特別会計法 (昭和二二・二・二四法二二六).....(法 一一七)上七七三
- 一、船員保険特別会計法 (昭和二二・二・二四法二二六).....(法 二〇四)下四七九
- 一、食糧管理特別会計法 (大正一〇・四・四法三七).....(法 四九)上一二九
- 一、食糧管理特別会計法 (大正一〇・四・四法三七).....(法 一五九)下一八七
- 一、国有林野事業特別会計法 (昭和二二・三・三一法三八).....(法 八六)上四一八
- 一、国有林野事業特別会計法 (昭和二二・三・三一法三八).....(法 一四一)下 七九
- 一、緊要物資の売払に関する法律 (昭和二六・六・一一法二二九).....(法 六)上 六
- 一、アルコール専売事業特別会計法 (昭和二二・三・三一法三九).....(法 一四一)下 七九
- 一、郵政事業特別会計法 (昭和二四・五・二八法一〇九).....(法 一四一)下 七九
- 一、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律 (昭和二五・三・三一法六二).....(法 六)上 六
- 一、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律 (昭和二五・三・三一法六二).....(法 三四)上 五四

- 一、昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律 (昭和二八・七・三一法一〇〇).....(法 五四).....上二六八
- 一、予算執行職員等の責任に関する法律 (昭和二五・五・一一法一七二).....(法 九〇).....上四三八
- 一、駐留軍労務者等に支払うべき給料その他の給与の支払事務の処理の特例に関する法律 (昭和二五・三・七法五).....(法 八五).....上四一七
- 一、証券を以てする歳入納付に関する法律 (大正五・三・七法一〇).....(法 三六).....上 六二
- 一、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律 (昭和二三・七・一二法一四二).....(法 三六).....上 六二
- 一、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律 (昭和二三・七・一二法一四二).....(法 四八).....上一二八
- 一、日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約 第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律 (昭和 二七・六・一〇法一七四).....(法一四七).....下一三四
- 一、政府契約の支払遅延防止等に関する法律 (昭和二四・一二・一二法二五六).....(法一二).....下 一七
- 一、国庫出納金等端数計算法 (昭和二五・三・三一法六一).....(法一一五).....上七二八
- 一、所得税法 (昭和二二・三・三一法二七).....(法 三六).....上 六二
- 一、所得税法 (昭和二二・三・三一法二七).....(法 五二).....上一四七
- 一、所得税法 (昭和二二・三・三一法二七).....(法 九五).....上五九四
- 一、所得税法 (昭和二二・三・三一法二七).....(法一一五).....上七二八
- 一、所得税法 (昭和二二・三・三一法二七).....(法一八四).....下三六六
- 一、所得税法 (昭和二二・三・三一法二七).....(法一八五).....下三八九

- 一、所得税法 (昭和二二・三・三一法二七).....(法二〇四).....下四八〇
- 一、所得税法 (昭和二二・三・三一法二七).....(法二〇五).....下四九七
- 一、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律 (昭和二七・四・二八法一一).....(法 九六).....上六一一
- 一、法人税法 (昭和二二・三・三一法二八).....(法 三六).....上 六二
- 一、法人税法 (昭和二二・三・三一法二八).....(法 三八).....上 七八
- 一、法人税法 (昭和二二・三・三一法二八).....(法 九五).....上五九四
- 一、法人税法 (昭和二二・三・三一法二八).....(法一八四).....下三六七
- 一、法人税法 (昭和二二・三・三一法二八).....(法一八五).....下三八九
- 一、法人税法 (昭和二二・三・三一法二八).....(法二〇四).....下四八〇
- 一、法人税法 (昭和二二・三・三一法二八).....(法二〇五).....下四九八
- 一、相統税法 (昭和二五・三・三一法七三).....(法 三九).....上 九一
- 一、相統税法 (昭和二五・三・三一法七三).....(法 九五).....上五九五
- 一、相統税法 (昭和二五・三・三一法七三).....(法 九六).....上六一一
- 一、資産再評価法 (昭和二五・四・二五法一一〇).....(法 五二).....上二四六
- 一、資産再評価法 (昭和二五・四・二五法一一〇).....(法一〇六).....上六六〇
- 一、資産再評価法 (昭和二五・四・二五法一一〇).....(法一一〇).....上六七二
- 一、資産再評価法 (昭和二五・四・二五法一一〇).....(法一四二).....下一二〇
- 一、再評価積立金の資本組入に関する法律 (昭和二六・四・一〇法一四三).....(法一一〇).....上六七二

- 一、登録税法 (明治二九・三・二八法二七)……………(法 五九)上二七六
- 一、登録税法 (明治二九・三・二八法二七)……………(法 八七)上四三一
- 一、登録税法 (明治二九・三・二八法二七)……………(法 九七)上六一八
- 一、登録税法 (明治二九・三・二八法二七)……………(法 一二〇)上八四二
- 一、登録税法 (明治二九・三・二八法二七)……………(法 一八四)下三六六
- 一、登録税法 (明治二九・三・二八法二七)……………(法 二〇五)下四九八
- 一、揮発油税法 (昭和二四・四・三〇法四四)……………(法 四五)上一二一
- 一、揮発油税法 (昭和二四・四・三〇法四四)……………(法 六一)上三三三
- 一、酒税法 (昭和二八・二・二八法六)……………(法 四〇)上 九六
- 一、酒税法 (昭和二八・二・二八法六)……………(法 六一)上三三三
- 一、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 (昭和二八・二・二八法七)……………(法 五五)上二六九
- 一、砂糖消費税法 (明治三四・三・三〇法一三)……………(法 四二)上一一四
- 一、砂糖消費税法 (明治三四・三・三〇法一三)……………(法 四四)上一一八
- 一、骨牌税法 (明治三五・四・五法四四)……………(法 四三)上一一七
- 一、物品税法 (昭和一五・三・二九法四〇)……………(法 四六)上一二二
- 一、物品税法 (昭和一五・三・二九法四〇)……………(法 六一)上三三三
- 一、印紙税法 (明治三二・三・一〇法五四)……………(法 二七)上 三八
- 一、印紙税法 (明治三二・三・一〇法五四)……………(法 四一)上 九八
- 一、印紙税法 (明治三二・三・一〇法五四)……………(法 一八四)下三六六

- 一、印紙税法 (明治三二・三・一〇法五四)……………(法 一八五)下三八九
- 一、印紙税法 (明治三二・三・一〇法五四)……………(法 二〇四)下四七九
- 一、関税法 (明治三二・三・一四法六一)……………(法 一六三)下二二一
- 一、関税法 (昭和二九・四・二法六一)……………(法 三六)上 六二
- 一、関税法 (昭和二九・四・二法六一)……………(法 六一)上三三四
- 一、関税法 (昭和二九・四・二法六一)……………(法 一六四)下二四三
- 一、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律 (昭和二七・四・二八法一一二)……………(法 六一)上三三二
- 一、しやし織維品の課税に関する法律 (昭和二九・法 四二)上一一四
- 一、しやし織維品の課税に関する法律 (昭和二九・法 六一)上三三四
- 一、関稅定率法 (明治四三・四・一五法五四)……………(法 四二)上 九九
- 一、関稅定率法の一部を改正する法律 (昭和二六・三・三一法一一〇)……………(法 四二)上一一三
- 一、関稅定率法等の一部を改正する等の法律 (昭和二八・八・二法一三一)……………(法 四二)上一一三
- 一、国税徴収法 (明治三〇・三・二九法二二)……………(法 三五)上 五五
- 一、国税徴収法 (明治三〇・三・二九法二二)……………(法 三六)上 六一
- 一、国税徴収法 (明治三〇・三・二九法二二)……………(法 九七)上六一八
- 一、租税特別措置法 (昭和二一・九・一法一五)……………(法 三七)上 六二
- 一、租税特別措置法 (昭和二一・九・一法一五)……………(法 八四)上四一五
- 一、租税特別措置法 (昭和二一・九・一法一五)……………(法 一一〇)上六七三

- 一、租税特別措置法 (昭和二二・九・一法一五)……………(法二二〇)上八四二
- 一、租税特別措置法 (昭和二二・九・一法一五)……………(法一九四)下四一九
- 一、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 (昭和二二・一二・一三法一七五)……………(法五二)上二四五
- 一、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 (昭和二二・一二・一三法一七五)……………(法九六)上六一〇
- 一、酒税等の徴収に関する法律 (明治四四・三・二九法四五)……………(法六一)上三三三
- 一、国税犯則取締法 (明治三三・三・一七法六七)……………(法六一)上三三三
- 一、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律 (昭和二七・四・二八法一一三)……………(法六一)上三三三
- 一、税理士法 (昭和二六・六・一五法二三七)……………(法九五)上五九五
- 一、国債に関する法律 (明治三九・四・一一法三四)……………(法一一)下一七
- 一、日本専売公社法 (昭和二三・一二・二〇法二五五)……………(法一一五)上七二九
- 一、日本専売公社法 (昭和二三・一二・二〇法二五五)……………(法一一)下一五
- 一、たばこ専売法 (昭和二四・五・二八法一一一)……………(法一一)下一五
- 一、たばこ専売法 (昭和二四・五・二八法一一一)……………(法一六三)下二二五
- 一、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律 (昭和二三・七・二八法八四)……………(法四七)上二二七
- 一、塩専売法 (昭和二四・五・二八法一一一)……………(法一一)下一七
- 一、塩業組合法 (昭和二八・七・三一法一〇七)……………(法一一)下一七

- 一、当せん金附証票法 (昭和二三・七・一二法一四四)……………(法二)上二
- 一、当せん金附証票法 (昭和二三・七・一二法一四四)……………(法九九)上六二〇
- 一、国有財産特別措置法 (昭和二七・六・三〇法二一九)……………(法一八〇)下三七
- 一、社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律 (昭和二二・四・一二法五三)……………(法一一〇)上八四三
- 一、物品の無償貸付及び譲与等に関する法律 (昭和二二・一二・二三法二二九)……………(法九四)上四五四
- 一、国有林野法 (昭和二六・六・二三法二四六)……………(法八三)上四一一
- 一、国有林野整備臨時措置法 (昭和二六・六・二三法二四七)……………(法八三)上四一一
- 一、小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律 (昭和二八・七・一五法六〇)……………(法六六)上三四四
- 一、郵便為替法 (昭和二三・六・二六法五九)……………(法一五)上二二
- 一、郵便振替貯金法 (昭和二三・六・二六法六〇)……………(法二四)上二九
- 一、郵便振替貯金法 (昭和二三・六・二六法六〇)……………(法五一)上一四六

教育・文化関係

- 一、教育委員会法 (昭和二三・七・一五法一七〇)……………(法一五九)下一八二
- 一、教育委員会法 (昭和二三・七・一五法一七〇)……………(法一七〇)下三〇七
- 一、教育委員会法 (昭和二三・七・一五法一七〇)……………(法一九三)下四一七
- 一、学校教育法 (昭和二三・三・三一法二六)……………(法一九)上二五
- 一、学校教育法 (昭和二三・三・三一法二六)……………(法一五九)下一八五

- 一、公立学校施設費国庫負担法 (昭和二八・八・二七法二四七).....(法二〇)上二六
- 一、私立学校法 (昭和二四・一二・一五法二七〇).....(法一五九)下一八三
- 一、教育公務員特例法 (昭和二四・一・一二法一).....(法一三一)下六三
- 一、教育公務員特例法 (昭和二四・一・一二法一).....(法一五六)下一六〇
- 一、教育公務員特例法 (昭和二四・一・一二法一).....(法一五九)下一八二
- 一、教育公務員特例法 (昭和二四・一・一二法一).....(法一八一)下三二八
- 一、教育職員免許法 (昭和二四・五・三一法一四七).....(法一五八)下一六三
- 一、教育職員免許法 (昭和二四・五・三一法一四七).....(法一五九)下一八〇
- 一、私立学校教職員共済組合法 (昭和二八・八・二二法二四五).....(法一五五)上七二九
- 一、社会教育法 (昭和二四・六・一〇法二〇七).....(法一五九)下一八三
- 一、青年学級振興法 (昭和二八・八・一四法二一一).....(法一五九)下一八三
- 一、文化財保護法 (昭和二五・五・三〇法二一四).....(法一三一)下三五

産業 関係

- 一、企業合理化促進法 (昭和二七・三・一四法五).....(法五二)上二四六
- 一、企業合理化促進法 (昭和二七・三・一四法五).....(法九五)上五九六
- 一、企業再建整備法 (昭和二一・一〇・一九法四〇).....(法一八三)下三三七
- 一、金融機関再建整備法 (昭和二一・一〇・一九法三九).....(法一〇六)上六五一
- 一、日本製鉄株式会社法廃止法 (昭和二五・八・五法二四〇).....(法七三)上三九三

- 一、閉鎖機関令 (昭和二二・三・一〇勅七四).....(法一〇五)上六四六
- 一、閉鎖機関令 (昭和二二・三・一〇勅七四).....(法一八三)下三四九
- 一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和二二・四・一四法五四).....(法一二七)下二七
- 一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律 (昭和二二・一・二〇法一三八).....(法五一)上一四五
- 一、農地法 (昭和二七・七・一五法二二九).....(法一二〇)上八四六
- 一、農地法 (昭和二七・七・一五法二二九).....(法一八五)下三八六
- 一、農地法 (昭和二七・七・一五法二二九).....(法一八五)下三八六
- 一、開拓融資保証法 (昭和二八・七・三〇法九一).....(法一七)上二四
- 一、耕土培養法 (昭和二七・七・一六法二三五).....(法一八五)下三八八
- 一、農業委員会法 (昭和二六・三・三一法八八).....(法七九)上四〇四
- 一、農業委員会法 (昭和二六・三・三一法八八).....(法一六三)下二二八
- 一、農業委員会法 (昭和二六・三・三一法八八).....(法一七〇)下三〇七
- 一、農業委員会法 (昭和二六・三・三一法八八).....(法一八五)下三六七
- 一、農山漁村電氣導入促進法 (昭和二七・一二・二九法三五八).....(法五一)上一四六
- 一、農産物検査法 (昭和二六・四・一〇法一四四).....(法四八)上一二七
- 一、肥料取締法 (昭和二五・五・一法一二七).....(法七五)上三九四
- 一、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (昭和二五・五・一〇法一六九).....(法一二四)下二〇

- 一、昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法 (昭和二八・七・二二法六九)……………(法一六七)下二九四
- 一、農業協同組合法 (昭和二二・一一・一九法一三二)……………(法一八四)下三四九
- 一、農林漁業組合連合会整備促進法 (昭和二八・八・八法一九〇)……………(法一九九)下四三二
- 一、家畜改良増殖法 (昭和二五・五・二七法二〇九)……………(法一三七)下七二
- 一、獣医師法 (昭和二四・六・一法一八六)……………(法七一)上三八四
- 一、蚕糸業法 (昭和二〇・一一・二二法五七)……………(法一三七)下七二
- 一、造林臨時措置法 (昭和二五・五・四法一五〇)……………(法一八五)下三八八
- 一、狩猟法 (大正七・四・四法三二)……………(法一六三)下二二一
- 一、漁業法 (昭和二四・一一・一五法二六七)……………(法一六三)下二二六
- 一、漁業法 (昭和二四・一一・一五法二六七)……………(法一七〇)下三〇七
- 一、臘虎臘豚獸獵取締法 (明治四五・四・二二法二一)……………(法一五五)下一六〇
- 一、水産業協同組合法 (昭和二三・一一・二一五法二四二)……………(法九)上一〇
- 一、特別欽害復旧臨時措置法 (昭和二五・五・一一法一七六)……………(法三)上三
- 一、石油及び可燃性天然ガス資源開発法 (昭和二七・五・三一法一六二)……………(法八八)上四三一
- 一、航空機製造法 (昭和二七・七・一六法二三七)……………(法一六一)下一八七
- 一、武器等製造法 (昭和二八・八・一法一四五)……………(法一六三)下一三〇
- 一、電気及びガスに関する臨時措置に関する法律 (昭和二七・一一・二七法三四一)……………(法五一)上一四六
- 一、高圧ガス取締法 (昭和二六・六・七法二〇四)……………(法一六三)下一二八

- 一、証券取引法 (昭和二三・四・一三法二五)……………(法一九八)下四三一
- 一、商品取引所法 (昭和二五・八・五法二三九)……………(法九二)上四四〇
- 一、中小企業等協同組合法 (昭和二四・六・一法一八一)……………(法一二七)下二七
- 一、中小企業安定法 (昭和二七・八・一法二九四)……………(法一四五)下一二四
- 一、中小企業信用保険法 (昭和二五・一一・一四法二六四)……………(法二二)上二七
- 一、日本銀行法 (昭和一九・二・二四法六七)……………(法九五)上五九四
- 一、日本銀行法 (昭和一九・二・二四法六七)……………(法九五)上五九四
- 一、日本銀行法 (昭和一九・二・二四法六七)……………(法九五)上五九四
- 一、銀行法 (昭和二三・三・三〇法二一)……………(法一九五)下四二三
- 一、普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼営等に関する法律 (昭和一八・三・一一法四三)……………(法一九五)下四二五
- 一、銀行法等特例法 (昭和二〇・二・一六法二一)……………(法二一)下一七
- 一、貯蓄銀行法 (大正一〇・四・一四法七四)……………(法一九五)下四二四
- 一、長期信用銀行法 (昭和二七・六・一二法一八七)……………(法六七)上三五〇
- 一、国民金融公庫法 (昭和二四・五・二法四九)……………(法五〇)上一二九
- 一、国民金融公庫法 (昭和二四・五・二法四九)……………(法九一)上四四〇
- 一、国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律 (昭和二九・五・一〇法九一)……………(法二〇四)下四七九
- 一、住宅金融公庫法 (昭和二五・五・六法一五六)……………(法八七)上四一九
- 一、住宅金融公庫法 (昭和二五・五・六法一五六)……………(法八七)上四一九
- 一、住宅金融公庫法 (昭和二五・五・六法一五六)……………(法一一五)上七二九
- 一、産業労働者住宅資金融通法 (昭和二八・七・一七法六三)……………(法八七)上四二八

- 一、農林漁業金融公庫法 (昭和二七・二二・二九法三五五).....(法 二一)上 二六
- 一、中小企業金融公庫法 (昭和二八・八・一法一三八).....(法 五九)上 二七六
- 一、信託業法 (大正一一・四・二一法六五).....(法 一九五)下 四二四
- 一、無尽業法 (昭和六・四・一法四二).....(法 一九五)下 四二五
- 一、外国為替及び外国貿易管理法 (昭和二四・一二・一法二二八).....(法 六七)上 三四九
- 一、外国為替及び外国貿易管理法 (昭和二四・一二・一法二二八).....(法 一三八)下 七四
- 一、輸出品取締法 (昭和二三・七・一二法一五三).....(法 一三八)下 七三
- 一、輸出保険法 (昭和二五・三・三一法六七).....(法 一三)上 一九
- 一、輸出保険法 (昭和二五・三・三一法六七).....(法 六七)上 三四九
- 一、外資に関する法律 (昭和二五・五・二〇法一六三).....(法 六七)上 三四九
- 一、計量法 (昭和二六・六・七法二〇七).....(法 一三八)下 七四
- 一、公認会計士法 (昭和二三・七・六法一〇三).....(法 一七五)下 三一九

經濟統制關係

- 一、國際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律 (昭和二七・三・三一法二三).....(法 二三)上 二九

運輸關係

- 一、日本国有鉄道法 (昭和二三・一二・二〇法二五六).....(法 一五)上 七二九

- 一、日本国有鉄道法 (昭和二三・一二・二〇法二五六).....(法 一二九)下 三二
- 一、国有鉄道運賃法 (昭和二三・七・七法一一二).....(法 一二)上 一八
- 一、道路運送車輛法 (昭和二六・六・一法一八五).....(法 九五)上 五九五
- 一、道路運送車輛法 (昭和二六・六・一法一八五).....(法 九七)上 六一七
- 一、日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律 (昭和二七・四・二八法一二三).....(法 一五二)下 一四六
- 一、船舶職員法 (昭和二六・四・一六法一四九).....(法 五三)上 二六八
- 一、船舶職員法 (昭和二六・四・一六法一四九).....(法 七八)上 三九七
- 一、海上運送法の一部を改正する法律 (昭和二八・七・二三法七四).....(法 七八)上 三九七
- 一、港灣法 (昭和二五・五・三一法二二八).....(法 一一)上 六七三
- 一、北海道開発のためにする港灣工事に関する法律 (昭和二六・三・三一法七三).....(法 一四)上 六八七
- 一、港則法 (昭和二三・七・一五法一七四).....(法 七)上 九
- 一、港域法 (昭和二三・七・一五法一七五).....(法 七)上 七
- 一、水先法 (昭和二四・五・三〇法一一一).....(法 五三)上 二六七
- 一、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律 (昭和二七・四・二八法一二四).....(法 一五二)下 一四七
- 一、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律 (昭和二八・四・一法三三).....(法 一六三)下 二三〇
- 一、航空法 (昭和二七・七・一五法二二二).....(法 六〇)上 二七七

一、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基く行政協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律 (昭和二七・七・一五法二三二)……………(法一五二)……………下一四七

通信関係

一、郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律 (昭和二四・五・二〇法九一)……………(法一四)……………上一二一
一、日本電信電話公社法 (昭和二七・七・三一法二五〇)……………(法一一五)……………上一七二九
一、公衆電気通信法 (昭和二八・七・三一法九七)……………(法一六三)……………下一三〇
一、有線電気通信法 (昭和二八・七・三一法九六)……………(法一六三)……………下一三〇
一、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律 (昭和二七・四・二八法一〇七)……………(法一七六)……………下一三〇

労働関係

一、公共企業体等労働関係法 (昭和二三・一一・二〇法二五七)……………(法一四一)……………下一七八
一、労働基準法 (昭和二二・四・七法四九)……………(法一七一)……………下一三〇八

厚生関係

一、保健所法 (昭和二二・九・五法一〇一)……………(法七二)……………上一三九二
一、結核予防法 (昭和二六・三・三一法九六)……………(法二〇四)……………下一四七九
一、らい予防法 (昭和二八・八・一五法二一四)……………(法七七)……………上一三五五

一、「トラホーム」予防法 (大正八・三・二七法二七)……………(法一三六)……………下一六九
一、寄生虫病予防法 (昭和六・四・二法五九)……………(法一三六)……………下一六九
一、狂犬病予防法 (昭和二五・八・二六法二四七)……………(法八〇)……………上一四〇四
一、伝染病予防法 (明治三〇・四・一法三六)……………(法一三六)……………下一六八
一、厚生省関係法令の整理に関する法律 (昭和二九・六・一法一三六)……………(法一七七)……………下一三二五
一、予防接種法 (昭和二三・六・三〇法六八)……………(法一三六)……………下一六九
一、精神衛生法 (昭和二五・五・一法一二三)……………(法一三六)……………下一六八
一、精神衛生法 (昭和二五・五・一法一二三)……………(法一六三)……………下一二二六
一、精神衛生法 (昭和二五・五・一法一二三)……………(法一七九)……………下一三二六
一、精神衛生法 (昭和二五・五・一法一二三)……………(法一七九)……………下一三二六
一、理容師美容師法 (昭和二三・一一・二四法二三四)……………(法一三六)……………下一七〇
一、墓地、埋葬等に関する法律 (昭和二三・五・三一法四八)……………(法二〇)……………上一八四三
一、下水道法 (明治三三・三・七法三二)……………(法七二)……………上一三九二
一、い、獣処理場等に関する法律 (昭和二三・七・一二法一四〇)……………(法一六三)……………下一二二四
一、医師法 (昭和二三・七・三〇法二〇一)……………(法七一)……………上一三八四
一、医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律 (昭和二六・六・二〇法二四四)……………(法一三四)……………下一六七
一、歯科医師法 (昭和二三・七・三〇法二〇二)……………(法七一)……………上一三八四
一、歯科衛生士法 (昭和二三・七・三〇法二〇四)……………(法七一)……………上一三八四
一、保健婦助産婦看護婦法 (昭和二三・七・三〇法二〇三)……………(法七一)……………上一三八四
一、保健婦助産婦看護婦法 (昭和二三・七・三〇法二〇三)……………(法一三六)……………下一七〇

- 一、医療法 (昭和二三・七・三〇法二〇五)……………(法 六二)上三三六
- 一、死体解剖保存法 (昭和二四・六・一〇法二〇四)……………(法 一三六)下 七〇
- 一、薬事法 (昭和二三・七・二九法一九七)……………(法 一三六)下 七〇
- 一、毒物及び劇物取締法 (昭和二五・一一・二八法三〇三)……………(法 七一)上三八五
- 一、麻薬取締法 (昭和二三・七・一〇法一二三)……………(法 七一)上三八二
- 一、麻薬取締法 (昭和二八・三・一七法一四)……………(法 一六三)下二三〇
- 一、大麻取締法 (昭和二三・七・一〇法一二四)……………(法 七一)上三八四
- 一、覚せい剤取締法 (昭和二六・六・三〇法二五二)……………(法 一三六)下 七一
- 一、覚せい剤取締法 (昭和二六・六・三〇法二五二)……………(法 一七七)下三二一
- 一、社会福祉事業法 (昭和二六・三・二九法四五)……………(法 二八)上 四五
- 一、生活保護法 (昭和二五・五・四法一四四)……………(法 二八)上 四七
- 一、災害救助法 (昭和二二・一〇・一八法一一八)……………(法 一〇一)上六三八
- 一、身体障害者福祉法 (昭和二四・一一・二六法二八三)……………(法 二八)上 三八
- 一、身体障害者福祉法の一部を改正する法律 (昭和二九・三・三一法二八)……………(法 九五)上五九七
- 一、未帰還者留守家族等援護法 (昭和二八・八・一法一六一)……………(法 二九)上 四八
- 一、未帰還者留守家族等援護法 (昭和二八・八・一法一六一)……………(法 二〇〇)下四三七
- 一、戦傷病者戦没者遺族等援護法 (昭和二七・四・三〇法一二七)……………(法 二八)上 四六
- 一、戦傷病者戦没者遺族等援護法 (昭和二七・四・三〇法一二七)……………(法 六八)上三五〇
- 一、戦傷病者戦没者遺族等援護法 (昭和二七・四・三〇法一二七)……………(法 一一六)上七五九

- 一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律 (昭和二八・八・七法一八一)……………(法 六八)上三五三
- 一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律 (昭和二八・八・七法一八一)……………(法 二〇〇)下四三七
- 一、児童福祉法 (昭和二二・一一・二二法一六四)……………(法 二六)上 三一
- 一、児童福祉法 (昭和二二・一一・二二法一六四)……………(法 一三六)下 七一
- 一、児童福祉法の一部を改正する法律 (昭和二九・三・三一法二六)……………(法 九五)上五九七
- 一、母子福祉資金の貸付等に関する法律 (昭和二七・一一・二九法三五〇)……………(法 二七)上 三五
- 一、消費生活協同組合法 (昭和二三・七・三〇法二〇〇)……………(法 八一)上四〇六
- 一、公益質屋法 (昭和二三・三・三一法三五)……………(法 一六三)下二二一
- 一、社会保険審査官及び社会保険審査会法 (昭和二八・八・一四法二〇六)……………(法 一五)上七二八
- 一、社会保険診療報酬支払基金法 (昭和二三・七・一〇法一二九)……………(法 二六)上 三四
- 一、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二三・七・一〇法一二九)……………(法 二八)上 四七
- 一、健康保険法 (大正一一・四・二二法七〇)……………(法 一一五)上七二七
- 一、健康保険法 (昭和二二・八・一四法二〇七)……………(法 三〇)上 五一
- 一、日雇労働者健康保険法 (昭和二八・八・一四法二〇七)……………(法 二〇四)下四七九
- 一、日雇労働者健康保険法 (昭和二八・八・一四法二〇七)……………(法 二〇四)下四七八
- 一、厚生年金保険法 (昭和二九・五・一九法一一五)……………(法 二〇四)下四七八
- 一、厚生年金保険及び船員保険交渉法 (昭和二九・五・一九法一一七)……………(法 一〇四)上七三八
- 一、船員保険法 (昭和四・四・六法七三)……………(法 一〇四)上七三八
- 一、船員保険法 (昭和四・四・六法七三)……………(法 一〇四)下四七八
- 一、船員保険法の一部を改正する法律 (昭和二三・七・一〇法一二八)……………(法 一一六)上七五八

- 一、船員保険法等の一部を改正する法律 (昭和二五・一二・一九法二七九).....(法二一六)上七五八
- 一、船員保険法の一部を改正する法律 (昭和二六・三・三一法九一).....(法二一六)上七五八
- 一、簡易生命保険法 (昭和二四・五・一六法六八).....(法 八)上 九

涉外関係

- 一、外国人登録法 (昭和二七・四・二八法一二五).....(法 七〇)上三六七
- 一、外国人登録法 (昭和二七・四・二八法一二五).....(法一六三)下二二八
- 一、出入国管理令 (昭和二六・一〇・四政三一九).....(法 七一)上三八五
- 一、出入国管理令 (昭和二六・一〇・四政三一九).....(法一六三)下二二八
- 一、出入国管理令 (昭和二六・一〇・四政三一九).....(法一六四)下二四三
- 一、連合国財産の返還等に関する政令 (昭和二六・一・二二政六).....(法 五二)上二四七
- 一、連合国財産の返還等に関する政令 (昭和二六・一・二二政六).....(法一二〇)上八四五
- 一、連合国財産である株式の回復に関する政令 (昭和二四・八・一八政三一〇).....(法 五二)上二四七
- 一、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令 (昭和二四・八・一政二九一).....(法一〇七)上六六一

(三) 廃止

憲法関係

- 一、法律規則中戦時と称するは布告を以て定むるの件 (明治一五・八・五太布告三七).....(法二〇三)下四四二

国会関係

- 一、衆議院議員選挙法罰則補則 (明治二三・五・三〇法四〇).....(法 八二)上四〇九
- 一、衆議院議員選挙人名簿に関する法律 (明治三五・三・一二法一九).....(法 八二)上四一〇
- 一、衆議院議員選挙資格に関する件 (大正四・二・一五勅一一).....(法 八二)上四一〇
- 一、貴族院令第六条の議員選挙に付衆議院議員選挙法中罰則の規定準用に関する法律 (大正一四・五・五法四八).....(法 八二)上四一〇
- 一、衆議院議員の選挙権に関する法律 (大正一五・四・八法五五).....(法 八二)上四一〇
- 一、衆議院議員の任期延長に関する法律 (昭和一六・二・二四法四).....(法 八二)上四一〇
- 一、衆議院議員にして大東亜戦争に際し召集中なるに因り其の職を失ひたるものの補闕及復職に関する法律 (昭和一八・一〇・三一法九八).....(法 八二)上四一〇
- 一、衆議院議員の補闕選挙等の一時停止に関する法律 (昭和二〇・三・二八法三一).....(法 八二)上四一〇
- 一、衆議院議員選挙法第十条の特例に関する法律 (昭和二〇・八・一六法四一).....(法 八二)上四一一
- 一、衆議院議員選挙法第十二条の特例に関する件 (昭和二〇・九・一三勅五三七).....(法 八二)上四一一
- 一、議院法の特例に関する法律 (昭和二二・一二・二四法五九).....(法二〇三)下四四三

行政組織関係

- 一、大礼服及通常礼服を定め衣冠を祭服と為す等の件 (明治五・一一・一二太布告三三九).....(法二〇三)下四四二

- 一、大礼服及通常礼服用日の件 (明治五・一・二九太布告三七三).....(法二〇三).....下四四二
- 一、大礼服佩剣制 (明治六・八・三太布告二八一).....(法二〇三).....下四四二
- 一、大礼服並軍人警察官吏等制服着用の外帯刀禁止の件 (明治九・三・二八太布告三八).....(法二〇三).....下四四二
- 一、内国官憲の管掌に属する事項につき統監の職権に関する法律 (明治三九・六・二七法五七).....(法二〇三).....下四四二
- 一、韓国に在勤する居留民団立在外指定学校職員の退隠料及遺族扶助料に関する法律 (明治四〇・四・二三法四四).....(法二〇三).....下四四三
- 一、韓国在勤鉄道院所屬官吏の恩給及遺族扶助料に関する法律 (明治四三・四・五法三八).....(法二〇三).....下四四三
- 一、会計検査官及行政裁判所高等官の休職に関する法律 (大正二・四・七法一一).....(法二〇三).....下四四三
- 一、恩給扶助料等の増額に関する法律 (大正九・七・三一法一〇).....(法二〇三).....下四四三
- 一、憲兵補の恩給に関する法律 (大正一〇・四・一法三三).....(法二〇三).....下四四三
- 一、震災地の行政庁の権限に属する処分に基づく権利利益の存続期間等に関する件 (大正一一・九・一二勅四一二).....(法二〇三).....下四四三
- 一、国立世論調査所設置法 (昭和二四・五・三一法二二八).....(法二〇一).....下四三九
- 一、国家公務員に対する臨時年末手当の支給に関する法律 (昭和二四・一・二二四法二八二).....(法二〇三).....下四四三
- 一、昭和二十六年度における国家公務員に対する年末手当の額の特例に関する法律 (昭和二六・一二・一法二八四).....(法二〇三).....下四四三
- 一、昭和二十七年年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律 (昭和二七・六・一三法一九〇).....(法二〇三).....下四四三

- 一、海上公安局法 (昭和二七・七・三一法二六七).....(法一六四).....下二四二
- 一、一般職の職員等の俸給の支給方法の臨時特例に関する法律 (昭和二七・一二・三法三一三).....(法二〇三).....下四四三
- 一、昭和二十八年度における期末手当の支給の特例に関する法律 (昭和二八・七・三〇法八九).....(法二〇三).....下四四三

統計 関係

- 一、朝鮮に於ける国勢調査に関する法律 (大正九・八・五法三五).....(法二〇三).....下四四三
- 一、明治三十五年法律第四十九号国勢調査に関する法律の昭和二十年に於ける特例に関する法律 (昭和二〇・二・九法一).....(法二〇三).....下四四三

地方自治 関係

- 一、北海道三県協議費意納者処分及同費に關し不服者出訴の件 (明治一八・八・一〇太布告二二).....(法八二).....上四〇九
- 一、市制施行地に付府県會議員の選挙及市民の資格に関する件 (明治二二・二・二八法七).....(法八二).....上四〇九
- 一、地方税及備荒儲蓄金滞納者処分の件 (明治二二・一二・三〇法三三).....(法八二).....上四〇九
- 一、沖繩県及小笠原島地方費の件 (明治二三・五・二二法三七).....(法八二).....上四〇九
- 一、市町村會議員選挙罰則 (明治二三・五・三〇法三九).....(法八二).....上四〇九

- 一、府県會議員選挙に衆議院議員選挙法罰則補則を適用するの件(明治二三・五・三〇法四一)……………(法 八二)……上四〇九
- 一、市町村名及市役所町村役場の位置変更に関する件(明治二三・八・三〇法七七)……………(法 八二)……上四〇九
- 一、府県制郡制施行に際し衆議院議員並府県會議員の選挙区域地方税収支予算地方税財産備荒儲蓄金処分郡費支弁方法及府県の急施事業に関する諸件(明治二三・九・二〇法八五)……………(法 八二)……上四〇九
- 一、地方税経済に於て臨時土木費の為に起債及地租制限外賦課の件(明治二九・三・三一法六二)……………(法 八二)……上四一〇
- 一、北海道区町村會議員総代人及沖繩県区會議員等選挙の罰則に関する法律(明治三二・一二・二三法一〇九)……………(法 八二)……上四一〇
- 一、郡費分賦の件に関する法律(明治三五・四・五法四〇)……………(法 八二)……上四一〇
- 一、東京府神奈川県等に於ける現任府県會議員の任期等に関する件(大正一二・九・一二勅四〇九)……………(法 八二)……上四一〇
- 一、東京府及神奈川県に於ける衆議院議員選挙人名簿調製に関する件(大正一二・九・二七勅四二三)……………(法 八二)……上四一〇
- 一、北海道會議員及府県會議員の選挙権及被選挙権並市町村會議員の公民権に関する法律(大正一五・四・八法五六)……………(法 八二)……上四一一
- 一、府県會議員、市町村會議員等の任期延長に関する法律(昭和一六・二・二四法五)……………(法 八二)……上四一一
- 一、道府県會議員等の任期延長に関する法律(昭和一八・六・二二法九〇)……………(法 八二)……上四一一

- 一、道府県會議員等の任期延長に関する法律(昭和二一・八・二六法一〇)……………(法 八二)……上四一一
- 一、道府県及び市区町村の議会の議員及び長の選挙の期日等に関する法律(昭和二二・三・一五法一五)……………(法 八二)……上四一一
- 一、地方配付税法の特例に関する法律(昭和二四・四・三〇法四五)……………(法 八二)……上四一一
- 一、地方財政平衡交付金一部概算交付暫定措置法(昭和二五・四・二七法一一)……………(法 八二)……上四一一
- 一、地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(昭和二六・二・一法二)……………(法 八二)……上四一一

司法関係

- 一、利息制限法(明治一〇・九・一一太布告六六)……………(法一〇〇)……上六二二

警察関係

- 一、都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律(昭和二四・五・一九法七五)……………(法一六三)……下二二〇
- 一、市の警察維持の特例に関する法律(昭和二七・七・三一法二四七)……………(法一六三)……下二二〇
- 一、町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律(昭和二八・一・二一法二八九)……………(法一六三)……下二二一

国土建設関係

- 一、水利土功及学事に関する会議存続の件(明治二二・三・二二法一一)……………(法一四〇)……下 七六

- 一、道路法中特例に関する法律 (昭和七・九・一四法三五).....(法一四〇)下 七六
- 一、特別都市計画法 (昭和二一・九・一〇法一九).....(法一二〇)上八三七
- 一、特別都市計画法第四条の規定による国庫補助を国債証券の交付により行う等の法律 (昭和二二・一二・二三法二二七).....(法一二〇)上八三七
- 一、空中写真の利用等に関する政令 (昭和二五・一〇・三政三〇二).....(法一四〇)下 七六

財務 関係

- 一、新紙幣を発行する件 (明治四・一二・二七太布告六七八).....(法一二一)下 一
- 一、社寺境内樹木濫伐禁止の件 (明治六・七・二太布告二三五).....(法一三五)下 六八
- 一、東京第一国立銀行に於て二十円以下五種の紙幣発行の件 (明治六・八・二〇太布告三〇四).....(法一二一)下 一
- 一、大阪第五国立銀行に於て二十円以下五種の紙幣発行の件 (明治六・一一・一四太布告三七八).....(法一二一)下 一
- 一、米麦粉海關無税海外輸出を許すの件 (明治六・一一・一七太布告三八五).....(法一二一)下 一
- 一、銅貨幣発行の件 (明治七・一・一三太布告四).....(法一二一)下 一
- 一、新潟第四国立銀行に於て五種の紙幣発行の件 (明治七・二・一〇太布告一八).....(法一二一)下 一
- 一、横浜第二国立銀行に於て五種の紙幣発行の件 (明治七・七・二九太布告八〇).....(法一二一)下 一
- 一、新旧公債証書発行条例 (明治八・五・二五太布告九五).....(法一二一)下 一
- 一、家録引換公債証書の元金及利息の払渡に関する件 (明治八・八・二四太布告一三〇).....(法一二一)下 一

- 一、国立銀行条例及国立銀行成規 (明治九・八・一太布告一〇六).....(法一二一)下 一
- 一、金祿公債証書発行条例 (明治九・八・五太布告一〇八).....(法一二一)下 一
- 一、内国製造の西洋紙及土産無税輸出を差許す件 (明治九・八・一太布告一〇).....(法一二一)下 一
- 一、内国製の水産無税輸出を差許す件 (明治九・一一・一三太布告一三九).....(法一二一)下 一
- 一、内国製の摺附木当分無税輸出を許すの件 (明治一〇・三・三太布告二六).....(法一二一)下 一
- 一、各社領朱黒印地の旧神宮に配当祿公債証書下賜の件 (明治一〇・三・一三太布告三二).....(法一二一)下 一
- 一、銀行紙幣老円札新に発行の件 (明治一〇・一二・二八太布告九〇).....(法一二一)下 一
- 一、起業公債老千貳百五拾万円募債方大蔵卿へ委任の件 (明治一一・四・三〇太布告七).....(法一二一)下 一
- 一、銀行紙幣五円札発行の件 (明治一一・七・二太布告一六).....(法一二一)下 一
- 一、貿易銀鑄造見合せ貿易一円銀再鑄発行の件 (明治一一・一一・二六太布告三五).....(法一二一)下 一
- 一、木綿織物外十四品無税輸出差許す件 (明治一二・六・一三太布告二二).....(法一二一)下 一
- 一、拾円五円老円紙幣改造漸次交換の件 (明治一三・二・五太布告五).....(法一二一)下 一
- 一、書画革及種々の製作品無税輸出差許す件 (明治一三・六・五太布告二九).....(法一二一)下 一
- 一、金札引換公債条例 (明治一三・一〇・二七太布告四七).....(法一二一)下 一
- 一、硫黄無税輸出差許す件 (明治一四・四・二九太布告二七).....(法一二一)下 一
- 一、半円二十銭紙幣改造漸次交換の件 (明治一五・八・一八太布告四五).....(法一二一)下 一
- 一、中山道鉄道公債証書条例 (明治一六・一二・二八太布告四七).....(法一二一)下 一
- 一、金札引換無記名公債証書条例 (明治一六・一二・二八太布告四八).....(法一二一)下 一

- 一、政府発行の紙幣は明治十九年一月より漸次銀貨に交換消却する件(明治一八・六・六太布告一四)……………(法一一一)下二
- 一、地券廃止の件(明治二一・三・二三法一三)……………(法八二)上四〇九
- 一、北海道開墾地租地方税免除の件(明治二二・六・二九法一八)……………(法一一一)下二
- 一、田畑地価特別修正法律(明治二二・八・二七法二二)……………(法八二)上四〇九
- 一、明治二十二年度会計特別整理の件(明治二三・二・一七法一一)……………(法一一一)下二
- 一、紙幣交換基金特別会計法(明治二三・三・二八法二四)……………(法一一一)下二
- 一、鎖店銀行紙幣交換基金特別会計法(明治二三・三・二八法二五)……………(法一一一)下二
- 一、米穀供給のため中央備荒儲蓄金運用の件(明治二三・五・二法三三)……………(法一三七)下八二
- 一、会計法補則(明治二三・八・四法五七)……………(法一一一)下二
- 一、小包郵便にて外国へ輸出する物品関税免除の件(明治二三・九・一三法八二)……………(法一一一)下二
- 一、海軍省所管軍艦及水雷艇並兵器製造費繰越に関する法律(明治二四・三・一一法一)……………(法一一一)下二
- 一、震災地方租税特別処分法(明治二五・六・一四法一)……………(法一一一)下二
- 一、綿糸輸出税免除法律(明治二七・五・二六法四)……………(法一一一)下三
- 一、国事に関する犯罪のため諸祿を没収せられたる者に関する法律(明治二七・六・一二法二〇)……………(法一一一)下三
- 一、東京砲兵工廠据置運轉資本増加に関する法律(明治二七・六・一二法二二)……………(法一一一)下三
- 一、臨時軍事費特別会計法(明治二七・一〇・二四法二四)……………(法一一一)下三
- 一、軍費支弁のため公債募集に関する法律(明治二七・一〇・二四法二五)……………(法一一一)下三

- 一、朝鮮事件費に関する財政上必要処分(明治二七・八・一四勅一四三)……………(法一一一)下三
- 一、軍事公債条例(明治二七・八・一六勅一四四)……………(法一一一)下三
- 一、軍費支弁の爲公債募集に関する法律(明治二八・三・四法八)……………(法一一一)下三
- 一、内務省所管諸官衙及び議院建築費並筑後川修築費繰越に関する法律(明治二八・三・六法九)……………(法一一一)下三
- 一、震災地方租税特別処分法(明治二八・四・一六法二九)……………(法一一一)下三
- 一、官設鉄道用品資金増加法律(明治二九・二・一〇法一)……………(法一一一)下三
- 一、官設鉄道用品を官設鉄道用品資金より買入るとき前金払概算渡に関する法律(明治二九・二・一〇法二)……………(法一一一)下三
- 一、営業満期国立銀行処分法(明治二九・三・九法七)……………(法一一一)下三
- 一、国立銀行紙幣の通用引換期限に関する法律(明治二九・三・七法八)……………(法一一一)下三
- 一、鎮守府造船材料資金増加に関する法律(明治二九・三・九法九)……………(法一一一)下三
- 一、臨時軍事費特別会計に関する法律(明治二九・三・九法一〇)……………(法一一一)下三
- 一、国立銀行営業満期前特別処分法(明治二九・三・二三法一一)……………(法一一一)下三
- 一、鉄道公債及事業公債利子支払期改正法律(明治三〇・二・二四法一)……………(法一一一)下三
- 一、東京大阪砲兵工廠据置運轉資本増加に関する法律(明治三〇・三・一法三)……………(法一一一)下三
- 一、千住製絨所据置運轉資本増加に関する法律(明治三〇・三・一法四)……………(法一一一)下三
- 一、保税倉庫法(明治三〇・三・二九法一五)……………(法六一)上三三〇
- 一、震災地方租税特別処分法(明治三〇・三・二九法二二)……………(法一一一)下四

- 一、明治二十九年度海軍省所管歳出臨時部臨時軍事費中支出未済予算額の繰越使用に関する法律 (明治三〇・三・三〇法二八)……………(法一一一)下 四
- 一、水害地方地租特別処分法 (明治三〇・三・三一法三〇)……………(法一一一)下 四
- 一、煙草製造業者煙草税現金収納に関する法律 (明治三〇・四・一法四〇)……………(法一一一)下 四
- 一、家祿賞典祿処分法 (明治三〇・一一・一法五〇)……………(法一一一)下 四
- 一、一円銀貨弊引換に関する法律 (明治三一・六・一一法五)……………(法一一一)下 四
- 一、政府発行紙幣通用廃止に関する法律 (明治三一・六・一一法六)……………(法一一一)下 四
- 一、特別輸出港輸出物品指定に関する法律 (明治三一・六・一一法七)……………(法一一一)下 四
- 一、水害地方地租特別処分法 (明治三一・七・二八法二二)……………(法一一一)下 四
- 一、田畑地価修正法律 (明治三一・一二・三〇法三一)……………(法一一一)上四一〇 四
- 一、水害地方地租特別処分法 (明治三二・二・二二法三)……………(法一一一)下 四
- 一、償金を公債費途へ繰替運用に関する法律 (明治三二・二・二八法八)……………(法一一一)下 四
- 一、造幣局据置運転資本増加に関する法律 (明治三二・二・二八法一一)……………(法一一一)下 四
- 一、特別年限地租増徴に関する法律 (明治三二・三・八法四三)……………(法一一一)下 四
- 一、製造煙草輸出交付金に関する法律 (明治三二・三・二二法七四)……………(法一一一)下 四
- 一、家祿賞典祿処分法施行法 (明治三二・三・二三法八四)……………(法一一一)下 四
- 一、水害地方地租特別処分法 (明治三三・一・九法一)……………(法一一一)下 四
- 一、印刷局据置運転資本増加に関する法律 (明治三三・一・一六法七)……………(法一一一)下 四
- 一、虫害地地租特別処分法 (明治三三・三・一法二四)……………(法一一一)下 四

- 一、外国より輸入する鹹魚燻製魚及魚粕に関する法律 (明治三三・八・二七法八六)……………(法一一一)下 四
- 一、清国事件費に関する財政上必要処分の件 (明治三三・六・二七勅二七七)……………(法一一一)下 四
- 一、内務省所管歳出臨時部土木事業費中信濃川河口修築費繰越に関する法律 (明治三四・三・二八法四)……………(法一一一)下 五
- 一、北海道鉄道部支部局及派出工場現金前渡官吏設置に関する法律 (明治三四・四・四法一五)……………(法一一一)下 五
- 一、屯田兵及屯田兵村に給付したる土地の登録税免除に関する法律 (明治三四・四・一〇法二五)……………(法一一一)下 五
- 一、第五回内国勸業博覧会参考館へ陳列の爲輸入する貨物関税免除に関する法律 (明治三五・二・二七法一〇)……………(法一一一)下 五
- 一、虫害地地租特別処分法 (明治三五・三・一八法二五)……………(法一一一)下 五
- 一、電害地地租特別処分法 (明治三五・三・一八法二六)……………(法一一一)下 五
- 一、製鉄所据置運転資本に不足を生ずる場合に一時借入を爲すを得る法律 (明治三五・三・二五法三〇)……………(法一一一)下 五
- 一、帝国憲法第七十条に依る財政上必要処分の件 (明治三六・一二・二八勅二九一)……………(法一一一)下 五
- 一、陸海軍に属する臨時事件費特別会計法 (明治三七・三・三〇法二)……………(法一一一)下 五
- 一、貯蓄債券法 (明治三七・四・一法一八)……………(法一一一)下 五
- 一、公債募集に関する件 (明治三七・一一・一〇勅二二八)……………(法一一一)下 五

- 一、古社寺保存法第十六条に依り国庫より支出すべき金額に関する法律(明治三八・二・一六法一四).....(法一二一)下 五
- 一、公債募集に関する件(明治三八・七・八勅一九四).....(法一二一)下 五
- 一、臨時事件費支弁に関する法律(明治三九・二・一二法一).....(法一二一)下 五
- 一、軍艦水雷艦補充基金の組入に関する法律(明治三九・三・二法八).....(法一二一)下 五
- 一、災害地方田畑地租免除に関する法律(明治三九・三・一七法一〇).....(法一二一)下 五
- 一、京釜鉄道買収法(明治三九・三・三一法一八).....(法九三)上四五三
- 一、台湾総督府鉄道部現金前渡官吏設置に関する法律(明治三九・四・七法二五).....(法一二一)下 五
- 一、韓国に於て帝国の経営する鉄道の会計に関する法律(明治三九・四・一一法三九).....(法一二一)下 五
- 一、鉄道国有法及京釜鉄道買収法に依り買収したる鉄道の出納官吏に関する法律(明治三九・四・一一法四〇).....(法一二一)下 五
- 一、陸海軍に属する臨時事件費特別会計終結に関する法律(明治三九・五・一一法五二).....(法一二一)下 六
- 一、韓国鉄道の収益勘定欠損補充に関する法律(明治四〇・三・二〇法一五).....(法一二一)下 六
- 一、千住製絨所据置運転資本増加に関する法律(明治四〇・三・二〇法一六).....(法一二一)下 六
- 一、樺太に於ける租税に関する法律(明治四〇・三・二七法二一).....(法一二一)下 六
- 一、明治三十九年一般会計所属の経費を各帝国大学特別会計に繰越す場合に於ける剰余金繰入に関する法律(明治四〇・三・二七法二二).....(法一二一)下 六
- 一、租税其の他の収入徴収処分囑託に関する法律(明治四〇・四・一〇法三四).....(法一二一)下 六
- 一、日本大博覧会出品外国貨物免税に関する法律(明治四一・二・二八法五).....(法一二一)下 六

- 一、学校及図書館資金附属土地売却代金を一般会計に繰入るる件に関する法律(明治四一・三・六法九).....(法一二一)下 六
- 一、造幣局据置運転資本増加及設備拡張費に関する法律(明治四一・三・一四法一一).....(法一二一)下 六
- 一、台湾銀行に於て発行したる一円銀貨を以て引換ふべき銀行券の引換期限に関する法律(明治四一・三・二一法一).....(法一二一)下 六
- 一、家祿賞典祿処分に関する法律(明治四二・四・一法二一).....(法一二一)下 六
- 一、明治三十七八年戦役の為損害を被りたる者の救恤に関する法律(明治四二・四・二三法三八).....(法一二一)下 六
- 一、沖繩県に於ける旧租免除に関する法律(明治四三・三・二六法二五).....(法一二一)下 六
- 一、製塩地整理に関する法律(明治四三・四・七法四八).....(法一二一)下 六
- 一、沖繩県諸祿処分法(明治四三・四・二九法五九).....(法一二一)下 六
- 一、帝国憲法第七十条に依る財政上必要処分の件(明治四三・八・二九勅三二六).....(法一二一)下 六
- 一、帝国憲法第七十条に依る財政上必要処分の件(明治四三・八・二九勅三二七).....(法一二一)下 六
- 一、帝国憲法第七十条に依る財政上必要処分の件(明治四三・八・二九勅三二八).....(法一二一)下 六
- 一、朝鮮に於ける臨時恩賜に関する件(明治四三・八・二九勅三二九).....(法一二一)下 七
- 一、旧韓国政府に属したる歳入歳出の予算に関する会計の経理及旧韓国政府に属したる財産の管理に関する件(明治四三・八・二九勅三三〇).....(法一二一)下 七
- 一、東京府管内八丈島の地租に関する法律(明治四四・二・二三法一).....(法一二一)下 七
- 一、朝鮮に於ける貨幣整理の為生じたる債務を貨幣整理資金特別会計に移属せしむる件に関する法律(明治四四・三・二一法一一).....(法一二一)下 七

- 一、韓国鉄道会計所屬資金の繰入に関する法律 (明治四四・三・三一法五六)……………(法一二一)下 七
- 一、清国事件費支弁に関する法律 (明治四五・三・一法一)……………(法一二一)下 七
- 一、学校及図書館資金の一部所屬換等に関する法律 (明治四五・三・一六法四)……………(法一二一)下 七
- 一、樺太酒類出港税法 (大正元・八・一二法一)……………(法一二一)下 七
- 一、京都帝国大学臨時政府支出金に関する法律 (大正二・三・三一法三)……………(法一二一)下 七
- 一、改租延納年賦金免除に関する法律 (大正三・二・二〇法二)……………(法一二一)下 七
- 一、大嘗祭齊田の土地免租に関する法律 (大正三・三・三一法一七)……………(法一二一)下 七
- 一、大正三年臨時事件に関する臨時軍事費特別会計法 (大正三・九・一〇法四二)……………(法一二一)下 七
- 一、輸入税率等の特例に関する法律 (大正三・九・一一法四三)……………(法一二一)下 七
- 一、大嘗祭齊田の土地免租に関する法律 (大正三・一二・二九法四五)……………(法一二一)下 七
- 一、大正三年臨時事件に関する一時賜金として交付する公債発行に関する法律 (大正四・六・二一法一六)……………(法一二一)下 七
- 一、大正四年田租第一期分延納に関する法律 (大正四・一二・二二法二八)……………(法一二一)下 七
- 一、大正三年臨時事件の経費支弁に関する法律 (大正五・二・八法四)……………(法一二一)下 七
- 一、造幣局設備拡張費に関する法律 (大正五・三・一一法二二)……………(法一二一)下 七
- 一、東京砲兵工廠及大阪砲兵工廠の据置運転資本増加に関する法律 (大正五・三・一一法二二)……………(法一二一)下 七
- 一、京都帝国大学臨時政府支出金に関する法律 (大正六・七・二〇法四)……………(法一二一)下 七
- 一、学校及図書館特別会計資金の一部を一般会計に繰入るる件に関する法律 (大正六・七・二〇法五)……………(法一二一)下 八

- 一、臨時国庫証券法 (大正六・七・二一法七)……………(法一二一)下 八
- 一、北海道拓殖鉄道建設費利子支出に関する法律 (大正六・七・二一法一〇)……………(法九三)上四五三
- 一、借入鉄道及軽便鉄道の買収に関する法律 (大正六・七・二二法二五)……………(法九三)上四五三
- 一、小額紙幣発行に関する件 (大正六・一〇・三〇勅二〇二)……………(法一二一)下 八
- 一、足尾鉄道及有馬鉄道の買収に関する法律 (大正七・三・二三法一三)……………(法一二一)下 八
- 一、旧韓国貨幣の処分に関する法律 (大正七・四・一法二三)……………(法一二一)下 八
- 一、第一回国勢調査施行に要する地方経費国庫支弁に関する法律 (大正八・三・二五法五)……………(法一二一)下 八
- 一、造幣局据置運転資本増加及設備拡張費に関する法律 (大正八・三・二五法九)……………(法一二一)下 八
- 一、高等諸学校創設及拡張費支弁に関する法律 (大正八・三・二九法三一)……………(法一二一)下 八
- 一、仙北軽便鉄道買収費支弁のため公債発行に関する法律 (大正八・三・二九法三二)……………(法一二一)下 八
- 一、家祿賞典祿処分に関する法律 (大正八・四・五法三四)……………(法一二一)下 八
- 一、没祿処分を受けたる者に対する給与処分に関する法律 (大正八・四・五法三五)……………(法一二一)下 八
- 一、小額紙幣発行に関する法律 (大正九・七・二七法六)……………(法一二一)下 八
- 一、国債償還資金の繰入を為さざることに関する法律 (大正九・八・五法四〇)……………(法一二一)下 八
- 一、朝鮮又は台湾より移出したる物品の内地又は樺太に於ける取締に関する法律 (大正九・八・七法五一)……………(法一二一)下 八
- 一、関税法、関稅定率法、保稅倉庫法及仮置場法等の朝鮮に於ける特例に関する法律 (大正九・八・七法五三)……………(法一二一)下 八
- 一、成田鉄道及中越鉄道買収に関する法律 (大正九・八・七法五五)……………(法九三)上四五三

- 一、大豆、生牛肉、鳥卵、綿織糸及綿織物の輸入税の低減又は免除に関する件 (大正九・三・二五勅五二).....(法一二一)下 八
- 一、独逸国との平和条約賠償条項に基き受領したる賠償物件の輸入税免除に関する法律 (大正一〇・三・一五法四).....(法一二一)下 八
- 一、海軍燃料廠の石炭、煉炭又は燃料油の買入に関する法律 (大正一〇・三・三〇法九).....(法一二一)下 八
- 一、小田原電気鉄道株式会社所属軌道経営廃止に対する補償の為公債発行に関する法律 (大正一〇・四・四法三九).....(法一二一)下 九
- 一、和賀輕便軌道株式会社所属軌道経営廃止に対する補償の為公債発行に関する法律 (大正一一・三・二三法五).....(法一二一)下 九
- 一、関東州事業公債法 (大正一一・三・二八法一五).....(法一二一)下 九
- 一、東京帝国大学臨時政府支出金繰入に関する法律 (大正一一・三・三一法二六).....(法一二一)下 九
- 一、大湯鉄道魚沼鉄道買収の為公債発行に関する法律 (大正一一・四・一〇法三〇).....(法一二一)下 九
- 一、露国政変及西比利亞事變の為損害を被りたる者の救恤に関する法律 (大正一一・四・一二法三九).....(法一二一)下 九
- 一、内地、朝鮮、台湾又は樺太と南洋群島との間に於ける船舶及貨物の出入に関する法律 (大正一一・四・一八法五〇).....(法一二一)下 九
- 一、行政整理又は軍備の制限整理に関する公債発行に関する法律 (大正一二・三・二七法一七).....(法一二一)下 九

- 一、岩北軌道株式会社所属軌道経営廃止に対する補償の為公債発行に関する法律 (大正一二・三・二八法二四).....(法一二一)下 九
- 一、東京帝国大学臨時政府支出金繰入に関する法律 (大正一二・三・二九法二六).....(法一二一)下 九
- 一、西比利亞引揚の為損害を被りたる者等の救恤に関する法律 (大正一二・四・四法三九).....(法一二一)下 九
- 一、震災に因り租税を減免せられたる者の法令上の納税資格要件に関する法律(大正一二・一二・二四法五四).....(法一二一)上四一〇
- 一、復興事業の施行に伴ひ支払ふべき金額を国債証券を以て交付する等に関する法律(大正一二・一二・二四法五五).....(法一二一)下 九
- 一、東京帝国大学臨時政府支出金繰入に関する法律 (大正一二・一二・二四法五七).....(法一二一)下 九
- 一、震災被害者に対する租税の減税等に関する件 (大正一二・九・一二勅四一〇).....(法一二一)下 九
- 一、生活必需品並土木又は建築の用に供する器具、機械及材料の輸入税の低減又は免除に関する件 (大正一二・九・一二勅四一一).....(法一二一)下 九
- 一、日本銀行の手形の割引に因る損失の補償に関する財政上必要処分件(大正一二・九・二七勅四二四).....(法一二一)下 九
- 一、大正十年度乃至大正十二年度の歳入歳出の決算の特例に関する法律(大正一三・七・一五法一).....(法一二一)下 九
- 一、震災被害地の地租免除等に関する法律 (大正一三・七・一八法四).....(法一二一)下 〇
- 一、震災に因り地租を免除せらるる者の法令上の納税資格要件に関する法律 (大正一三・七・一八法五).....(法一二一)上四一〇

- 一、古社寺保存金の臨時支出に関する法律 (大正一三・七・二二法一一).....(法一一二)下 一〇
- 一、震災に因る喪失無記名国債証券に関する法律 (大正一三・七・二二法一四).....(法一一二)下 一〇
- 一、震災被害者の營業税課税標準算定の特例等に関する件 (大正一三・二・二三勅二一).....(法一一二)下 一〇
- 一、震災善後に關する経費支弁の爲公債發行に関する件 (大正一三・三・一勅四六).....(法一一二)下 一〇
- 一、行政整理又は軍備整理に際し退官退職したる者等に交付する公債發行に関する法律 (大正一四・三・三〇法二四).....(法一一二)下 一〇
- 一、大正三年臨時事件に関する臨時軍事費特別会計の終結に関する法律 (大正一四・三・三一法三四).....(法一一二)下 一〇
- 一、日本銀行の手形割引に因る損失の補償に関する法律 (大正一四・三・三一法三五).....(法一一二)下 一〇
- 一、同盟及聯合國と独逸國及其の同盟國との戦争に因り損害を被りたる帝國臣民の救恤に關する法律 (大正一四・四・一法三九).....(法一一二)下 一〇
- 一、帝國美術院美術研究奨励金委任經理に関する法律 (大正一四・四・一法四〇).....(法一一二)下 一〇
- 一、中国鐵道株式会社所属鐵道及東京電燈株式会社所属軌道の經營廢止に対する補償の爲公債發行に関する法律 (大正一四・五・八法四九).....(法一一二)下 一〇
- 一、長州鐵道株式会社所属鐵道買収の爲公債發行に関する法律 (大正一四・五・八法五〇).....(法一一二)下 一〇
- 一、造幣局工場其他改築費に関する法律 (大正一五・三・二九法三〇).....(法一一二)下 一〇
- 一、大正九年に於ける尻尾事変及「オコリック」事変の爲損害を被りたる者の救恤に関する法律 (大正一五・三・三一法四四).....(法一一二)下 一〇

- 一、海軍軍備制限に関する条約の実施に伴ふ損害の補償に関する法律 (大正一五・四・六法五一).....(法一一二)下 一〇

- 一、東濃鐵道株式会社所属鐵道買収のため公債發行に関する法律 (大正一五・四・九法五九).....(法一一二)下 一〇
- 一、外国官庁の用地として貸付する国有財産に関する法律 (昭和二・二・二四法一).....(法一一二)下 一〇
- 一、震災被害者に対する租税の免除猶予等に関する法律 (昭和二・三・三〇法一七).....(法一一二)下 一〇
- 一、震災手形損失補償公債法 (昭和二・三・三〇法一九).....(法一一二)下 一一
- 一、震災手形善後処理法 (昭和二・三・三〇法二〇).....(法一一二)下 一一
- 一、水戸鐵道株式会社、越後鐵道株式会社、陸奥鐵道株式会社、苫小牧輕便鐵道株式会社及日高拓殖鐵道株式会社所属鐵道買収の爲公債發行に関する法律 (昭和二・三・三一法二九).....(法一一二)下 一一
- 一、保稅工場法 (昭和二・四・一法四五).....(法一一二)下 一一
- 一、兌換銀行券整理法 (昭和二・四・一法四六).....(法一一二)下 一一
- 一、大嘗祭齊田の土地免租に関する法律 (昭和三・五・一法一).....(法一一二)下 一一
- 一、山口県管軌道及筑後軌道株式会社所属軌道補償のため公債發行に関する法律 (昭和四・三・二八法一六).....(法一一二)下 一一
- 一、借入金整理に関する法律 (昭和四・三・二九法二七).....(法一一二)下 一一
- 一、製鐵所特別会計に於て大蔵省預金部の横浜正金銀行に対する債権の譲渡を受くることに関する法律 (昭和四・三・二九法二八).....(法一一二)下 一一

- 一、同盟及聯合國と独逸国及其の同盟国との戦争に因り損害を被りたる帝国臣民の追加救恤に関する法律 (昭和四・四・一法三六)……………(法一一一)下 一一
- 一、大正記念帝室博物館復興翼賛会事業費の補助に関する法律 (昭和四・四・二法四二)……………(法一一一)下 一一
- 一、製塩地整理に関する法律 (昭和四・四・四法五二)……………(法一一一)下 一一
- 一、製鉄所特別会計に於て大蔵省預金部又は日本銀行の横浜正金銀行又は株式会社日本興業銀行に対する債券の譲渡を受けることに関する法律 (昭和五・五・一七法三)……………(法一一一)下 一一
- 一、京都高等工芸学校移転改築費に充用したる金額の補填に関する法律 (昭和六・三・二八法一三)……………(法一一一)下 一一
- 一、祐徳軌道株式会社所属軌道補償の為公債発行に関する法律 (昭和六・三・三一法三五)……………(法一一一)下 一一
- 一、「ロンドン」海軍条約実施に伴ふ海軍職工整理に関する公債発行に関する法律 (昭和六・四・一法四五)……………(法一一一)下 一一
- 一、震災被害者に対する租税の減免猶予等に関する法律 (昭和六・四・一法四六)……………(法一一一)下 一一
- 一、昭和七年度一般会計歳出の財源に充つる為公債発行に関する法律 (昭和七・六・一八法六)……………(法一一一)下 一一
- 一、行政整理又は軍備整理に際し退官退職したる者等に交付する公債発行に関する法律 (昭和七・六・一八法七)……………(法一一一)下 一一
- 一、造幣庁資金払出に関する法律 (昭和七・六・一八法一一)……………(法一一一)下 一一
- 一、柳河軌道株式会社所属軌道補償の為公債発行に関する法律 (昭和七・六・一八法一五)……………(法一一一)下 一一
- 一、満州事件に関する経費支弁の為公債発行に関する件 (昭和七・一・三一勅六)……………(法一一一)下 一一

- 一、昭和六年度に於ける国債償還資金の繰入一部停止に関する件 (昭和七・一・三一勅七)……………(法一一一)下 一一
- 一、満州事件に関する経費支弁の為公債発行に関する件 (昭和七・二・一五勅一四)……………(法一一一)下 一一
- 一、満州事件に関する経費支弁の為公債発行に関する件 (昭和七・三・三勅一九)……………(法一一一)下 一一
- 一、造幣局工場及其の附属設備の新営費に関する法律 (昭和八・三・一五法四)……………(法一一一)下 一一
- 一、大阪帝国大学工学部設置に付帝国大学特別会計及官立大学特別会計の関渉に関する法律 (昭和八・三・一五法五)……………(法一一一)下 一一
- 一、震災被害者に対する租税の免除猶予等に関する法律 (昭和八・三・二七法一三)……………(法一一一)下 一一
- 一、旧韓国起業資金貸付の為発行したる英貨興業債券の元利支払為替差損金補給に関する法律 (昭和八・三・二八法一六)……………(法一一一)下 一一
- 一、両備鉄道株式会社所属鉄道外四鉄道及兼業に属する資産買収の為公債発行に関する法律 (昭和八・三・三〇法三五)……………(法一一一)下 一一
- 一、富山鉄道株式会社所属鉄道中堀川新笹津間経営廃止に対する補償の為公債発行に関する法律 (昭和八・三・三〇法三六)……………(法一一一)下 一一
- 一、秋田鉄道株式会社所属鉄道外三鉄道買収の為公債発行に関する法律 (昭和九・三・二七法一六)……………(法一一一)下 一一
- 一、播電鉄道株式会社所属鉄道の経営廃止に対する補償の為公債発行に関する法律 (昭和九・三・二七法一七)……………(法一一一)下 一一
- 一、函館市の火災被害者に対する租税の免除猶予等に関する法律 (昭和九・三・二八法二一)……………(法一一一)下 一一
- 一、臨時米穀移入調節法 (昭和九・三・二九法三三)……………(法一三七)下 七二